

官報
號外

号外 平成六年十一月二日

平成六年十一月一日(水曜日)

午後一時一分開議

○議事日程 第六号

甲戌年十一月一日

午後一話

付
第一 行政改革委員會設置法案(第一百三十九回
国会内閣提出、第一百三十一回国会衆議院送

○本田の会議に付した案件

一、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案（第一百一十九回国会内閣提出、第一百三十一回国会衆議院送付）

第一百三十一回国会衆議院送付)
一、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第一百二十九回国会内閣提出、第一百三十二回国会衆議院送付)
一、國家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第一百二十九回国会内閣提出、第一百三十回国会衆議院送付)
一、地方公務員等共済組合法等の一部を改正す

平成六年十一月一日 参議院会議録第六号(その一) 行政改革委員会設置法案 議事日程追加の件

国民年金法等の一部を改正する法律案

平成六年十一月二日		和等行政改革の実施状況を監視することも、行政情報公開法制定等に関する事項を調査審議し、その結果に基づき、内閣総理大臣に意見を述べることができます。なお、行政情報公開法制定等に関する事項についての意見具申は、本法施行の日から二年以内に行うことになります。
○議長(原文兵衛君)	これより会議を開きます。	また、委員会の構成は、行政の改善問題にすぐれた識見を有する者のうちから両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する五人の委員をもって組織することとなっています。
日程第一 行政改革委員会設置法案(第二百二十九回国会内閣提出、第二百三十一回国会衆議院送案(衆議院提出))	まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長岡野裕君。	委員会は、本法施行の日から起算して三年を経過した日に廃止されることになります。
〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕	内閣委員会におきましては、行政改革における委員会の位置づけ、委員会の権能、委員選任の基準等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。	
○岡野裕君登壇、拍手	質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党の鹿瀬委員より反対の旨の意見が述べられました。	
つきまして、御報告申し上げます。	次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。	
○議長(原文兵衛君)	以上、御報告申し上げます。(拍手)	
本法律案は、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政を実現することの緊要性にかんがみ、行政の各般にわたる制度及び運営につき必要な改革の推進に資するため、総理府に行政改革委員会を設置しようとするものであります。	○議長(原文兵衛君) これより採決をいたしました。	
その内容を申し上げますと、委員会は、規制緩和等行政改革の実施状況を監視することも、行政情報公開法制定等に関する事項を調査審議し、その結果に基づき、内閣総理大臣に意見を述べることができます。なお、行政情報公開法制定等に関する事項についての意見具申は、本法施行の日から二年以内に行うことになります。	本案に賛成の諸君の起立を求めます。	
〔賛成者起立〕	○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。	
よって、本案は可決されました。	よって、本案は可決されました。	

○議長(原丈兵衛君) この際、日程に追加して、国民年金法等の一部を改正する法律案(第二百一十九回国会内閣提出、第三百三十一回国会衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原丈兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。厚生委員長種田誠君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔種田誠君登壇、拍手〕

○種田誠君 ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、第一に、六十歳代前半の老齢厚生年金の額を報酬比例部分相当額として、一般男子については平成十三年度から二十五年度にかけて、女子については平成十八年度から三十年度にかけて、現行の仕組みから段階的に切りかえることとし、在職老齢年金について雇用促進的な仕組みとなるよう改善を図るほか、雇用保険法による給付との適切な調整を行うこと、第二に、国民年金の基礎年金の額を本年十月から月額六万五千円に引き上げることとともに、厚生年金保険についての再評価の方式を現役世代との均衡に配慮し、実質的賃金の上昇率に応じたものに改め、年金額を引き上げること、第三に、遺族年金、障害年金等の改善を図ること、第四に、国民年金の保険料を平成七年四月から月額一万千七百円に改定し、

平成六年十一月一日

参議院会議録第六号(その一) 国民年金法等の一部を改正する法律案 議事日程追加の件 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

二

以後段階的に引き上げるとともに、厚生年金保険の保険料率を公布日の属する月の初日から千分の百六十五に、平成八年十月から千分の百七十三・五に二段階に分けて改定すること等であります。

なお、衆議院におきまして在職老齢年金の支給停止の基準額を二十万円から二十二万円に改めること、老齢厚生年金と雇用保険法による失业給付及び高年齢雇用継続給付との調整の実施時期を平成十年四月からとすること、永住帰国した中国残留邦人等に対する特例措置を講ずること、基礎年金の国庫負担割合の引き上げに係る検討規定を置くこと等の修正が行われております。

委員会におきましては、参考人からの意見聴取を行ふとともに、六十歳代前半の年金見直しの基本的考え方、別個の給付の特例措置、基礎年金の国庫負担率のあり方、未加入・未納者対策、障害者の年金、女性の年金権の確立、沖縄の厚生年金の特例措置等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

共産党を代表して西山委員より本案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、附帯決議が付されておりま

す。

以上、報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたしま

す。

〔賛成者起立〕
○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。
よって、本案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二十九回国会内閣提出、第百三十一回国会衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二十九回国会内閣提出、第百三十一回国会衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長青木幹雄君。

〔青木幹雄君登壇、拍手〕
○青木幹雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、人口構造の高齢化の一層の進展等に対応して、農林漁業団体職員の老後保障等を充実させ、あわせて農林漁業団体職員共済組合制度の長期的安定を図るために、農林漁業団体職員共済組合法に基づく年金について給付の改善を図り、及び六十歳以上六十五歳未満の者に支給する退職共済年金について段階的に給与比例部分に相当する額の給付とし、組合員である間の支給調整を改善する等雇用と年金との連携を図る措置を講ずるものであります。

〔青木幹雄君登壇、拍手〕
○青木幹雄君 たゞいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、人口構造の高齢化の一層の進展等に対応して、農林漁業団体職員の老後保障等を充実させ、あわせて農林漁業団体職員共済組合制度の長期的安定を図るために、農林漁業団体職員共済組合法に基づく年金について給付の改善を図り、及び六十歳以上六十五歳未満の者に支給する退職共済年金について段階的に給与比例部分に相当する額の給付とし、組合員である間の支給調整を改善する等雇用と年金との連携を図る措置を講ずるものであります。

〔賛成者起立〕
○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。
よって、本案は可決されました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕
○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。文教委員長松浦孝治君。

〔松浦孝治君登壇、拍手〕
○松浦孝治君 たゞいま議題となりました私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、私立学校教職員共済組合法等に基づく長期給付について、公的年金制度共通の措置として、厚生年金及び国家公務員共済年金制度に倣った改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、私学共済の経理状況、年金改革に対する文部大臣の所見、遺族共済年金と退職共済年金との併給調整措置、公的年金一元化への対応、年金満額支給開始年齢の引き上げと私学の定年制との関係等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林委員より本法律案に対し反対御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林委員より本法律案に対し反対御承知願いました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林委員より本法律案に対し反対御承知願いました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林委員より反対の討論が行われ、続いて採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議を行いました。

なお、本法律案に対し、附帯決議を行いました。

〔以上、御報告申し上げます。(拍手)〕

とともに、毎月の納付金率百分の九・九を百分の十とし、新たに期末手当の額の千分の五を納付金として徴収するほか、本法施行日以後新たに国会議員となつた者について、互助年金の支給開始年齢を現在の六十歳から六十五歳に段階的に引き上げる等、所要の措置を講じようとするものでござります。

委員会におきましては、審査の結果、本法律案は多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

議長（原文兵衛君） これより採決を

○議長(原文兵衛君)　過半数と認めます。

よ。で、本案は口説されま
す。

出席者は左のとおり。

横尾	和伸君	荒木	清寛君
溝手	顯正君	武田	節子君
山下	栄一君	安恒	良一君
椎名	素夫君	笠原	潤一君
木庭健太郎君		常松	克安君
浜四津敏子君		成瀬	守重君

西田	白浜	中川	清水畠与子君	合馬	風間	吉川	統	吉川	風間	中川	嘉美君	下稻葉耕吉君	大塚清次郎君
猪熊	刈田	柳川	鍛田	牛嶋	正君	訓練君	敬君	旭君	訓弘君	要人君	貞子君	良雄君	五男君
重二君	要人君	覺治君	道子君	石渡	濟元君	吉川	統	片上	公人君	高桑	竹山	裕君	吉川
野村	猪熊	柳川	道子君	牛嶋	正君	統	吉川	高桑	榮松君	竹山	裕君	吉川	風間
五男君	重二君	要人君	要人君	石渡	濟元君	統	吉川	片上	公人君	高桑	竹山	吉川	西田
大塚清次郎君	中曾根弘文君	佐藤靜雄君	佐藤哲朗君	岡加藤	前島英三郎君	吉村剛太郎君	坂野	鹿熊	世耕政隆君	及川	和田	黒柳	吉川
小野	野沢	宮崎	秀樹君	利定君	大島慶久君	大島慶久君	坂野	重信君	明君	順郎君	教美君	方栄君	吉川
清子君	太三君	下稻葉耕吉君	下稻葉耕吉君	矢野	前島英三郎君	吉村剛太郎君	黒柳	安政君	政隆君	及川	和田	吉川	吉川
永田	二木	佐藤	佐藤	加藤	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	尾辻	鈴木	矢原	竹山	吉川	吉川
青木	青木	秀樹君	秀樹君	利定君	大島慶久君	大島慶久君	大島慶久君	真島	鈴木	秀男君	吉川	吉川	吉川
幹雄君	幹雄君	哲朗君	哲朗君	一宇君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	山崎	鈴木	中西	吉川	吉川	吉川
良雄君	良雄君	弘文君	弘文君	宇野	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	正昭君	鈴木	珠子君	吉川	吉川	吉川
五男君	重二君	要人君	要人君	上野	服部三男君	服部三男君	服部三男君	秀久君	鈴木	要君	吉川	吉川	吉川
野村	猪熊	柳川	道子君	公成君	須藤良太郎君	須藤良太郎君	須藤良太郎君	安君	鈴木	吉川	吉川	吉川	吉川
五男君	重二君	要人君	要人君	井上	章平君	章平君	章平君	吉川	鈴木	吉川	吉川	吉川	吉川

松浦	岡部	三郎君	功君	
倉田	寛之君			
井上	孝君			
林田悠紀夫君	岩崎 純三君			
山本 富雄君	井上 吉夫君	并上 裕君	喜岡 淳君	
幸子君	北 前田 稲山 小川 小島 川橋	佐藤 山田 野間 中尾 今井 佐藤 志村 三上 木宮 杏掛 篠崎 千葉 菅野 大木 浩君 修二君 黜男君 満治君 仁一君 慶三君	堀 健一君 利和君 哲良君 喬雄君 和彦君 隆雄君 景子君 久光君 年子君	泰三君 起君 則幸君 遵君 達男君 裕君 吉田 喜岡 井上 仁一君

吉川	田沢	上杉	智治君
芳男君	佐々木	光弘君	眞弓君
智治君	森山	正邦君	弘君
眞弓君	宮澤	村上	正邦君
弘君	斎藤	佐々木	十朗君
十郎君	満君	一精君	一精君
満君	沢田	谷畑	孝君
一精君	谷畑	角田	義一君
孝君	崎崎	峰崎	泰昌君
義一君	峰崎	河本	直樹君
泰昌君	河本	三郎君	三郎君
直樹君	三郎君	清水	達雄君
三郎君	清水	達雄君	誠君
達雄君	種田	松浦	孝治君
誠君	松浦	西岡瑞穂子君	西岡瑞穂子君
孝治君	西岡瑞穂子君	久世	文夫君
西岡瑞穂子君	久世	森	絹子君
文夫君	森	大瀬	暢子君
絹子君	大瀬	高木	正明君
暢子君	高木	板垣	正君
正明君	板垣	北村	和人君
正君	北村	上山	哲男君
和人君	上山	下条進一郎君	昭弥君
哲男君	下条進一郎君	浜本	萬三君
昭弥君	萬三君	青木	薪次君
薪次君	青木	山崎	順子君
順子君	山崎	三重野采子君	

寺澤	村田	肥田	美代子君	寺澤	村田	誠醉君
萩野	会田	長榮君	日下部福代子君	萩野	浩基君	
庄司	中君	晴美君		庄司	中君	
乾	渡辺	四郎君		乾	渡辺	
山本	正和君	正和君		山本	正和君	
梶原	敬義君	敬義君		梶原	敬義君	
栗森	喬君	喬君		栗森	喬君	
糸久八重子君	上野	雄文君		糸久八重子君	上野	雄文君
大森	松前	達郎君		大森	松前	達郎君
志苦	裕君	裕君		志苦	裕君	
矢田部	理君	理君		矢田部	理君	
都築	讓君	讓君		都築	讓君	
星川	保松君	保松君		星川	保松君	
西山登紀子君	日本	孟紀君		西山登紀子君	日本	孟紀君
島袋	宗康君	宗康君		島袋	宗康君	
北澤	俊美君	俊美君		北澤	俊美君	
星野	朋市君	朋市君		星野	朋市君	
寺崎	昭久君	昭久君		寺崎	昭久君	
三石	久江君	久江君		三石	久江君	
磯村	修君	修君		磯村	修君	

武田邦太郎君 岩本 久人君 前畠 幸子君 横井 規順君 深田 隆俊君
菅野 薫君 一井 淳治君 山口 哲夫君 細谷 昭雄君 稲村 稔夫君 潟上 貞雄君
高崎 直嶋 久保田 真庭君 本岡 昭次君 古川太三郎君 村沢 牧君 久保 亘君 英典君
青島 泉 釘宮 濱谷 河本 英行君 沢君 正行君 小林 裕子君 紀子君 貞夫君 幸男君
平野 下村 高崎 久保 亘君 泉 正君 泉 泰君 泉 春子君 泉 貞子君

官 報 (号外)

木暮 山人君	足立 良平君	建設委員	辞任 上杉 光弘君	補欠 永田 良雄君
猪木 寛至君	喜屋武真榮君			
田 英夫君	吉岡 吉典君			
林 寛子君	田村 秀昭君			
勝木 健司君	山田 勇君			
有働 正治君	橋本 敦君			
藤澤 弘君	野末 陳平君			
中村 錠一君	石井 一二君			
永野 茂門君	松尾 官平君			
井上 計君	吉田 之久君			
立木 洋君	上田耕一郎君			
國務大臣				
大藏大臣 武村 正義君				
文部大臣 与謝野 鑿君				
厚生大臣 井出 正一君				
農林水産大臣 大河原太一郎君				
自 治 大 臣 野中 広務君				
國務大臣 (総務庁長官) 山口 鶴男君				
議院運営委員会				
理事 永田 良雄君 (田辺哲夫君の補欠)				
理事 吉岡 吉典君 (吉岡吉典君の補欠)				
中小企業対策特別委員会				
理事 村田 誠醇君				
同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。				
行政改革委員会設置法案(第百二十九回国会閣法第二号)				
法務委員会				
議長の報告事項				
去る十月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。				
大蔵委員 辞任 岡 利定君	補欠 志村 哲良君			
通信委員 辞任 永田 良雄君	補欠 上杉 光弘君			
志村 哲良君	岡 利定君			
地方行政委員会				
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百一十九回国会閣法第四四号)				
地方行政委員会に付託				
参議院議員畠正敏君提出語学会話学校の外国人従業員に対する人権侵害に関する質問(答弁することができる期限 十月二十一日)				
同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。				
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百一十九回国会閣法第四九号)				
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百一十九回国会閣法第四九号)				
農林水産委員会に付託				
同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。				
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百一十九回国会閣法第四九号)				
同日衆議院提出衆議院送付本院継続審査)				
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。				
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案				
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案				
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案				
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律				
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律				
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律				
去る十月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。				
内閣委員				
辞任 吉田 之久君	補欠 直嶋 正行君			
外務委員 辞任 糸久八重子君				
法律案				
同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。				
内閣委員会に付託				
同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。				
改正する法律案				
同日内閣から、次の質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条规定後段の規定による通知書を受領した。				
厚生委員 辞任 清水 登子君	補欠 竹村 泰子君			
竹村 泰子君	今井 登君			
糸久八重子君	今井 登君			

運輸委員	辞任	直嶋 正行君	補欠	吉田 之久君
内閣委員	内閣委員	内閣委員	内閣委員	内閣委員
外務委員	外務委員	外務委員	外務委員	外務委員
厚生委員	厚生委員	厚生委員	厚生委員	厚生委員
農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員
運輸委員	運輸委員	運輸委員	運輸委員	運輸委員
建設委員	建設委員	建設委員	建設委員	建設委員
同日委員長から次の報告書が提出された。	同日委員長から次の報告書が提出された。	同日委員長から次の報告書が提出された。	同日委員長から次の報告書が提出された。	同日委員長から次の報告書が提出された。
本日委員長から次の報告書が提出された。	本日委員長から次の報告書が提出された。	本日委員長から次の報告書が提出された。	本日委員長から次の報告書が提出された。	本日委員長から次の報告書が提出された。
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二十九回国会閣法第四九号)審査報告書	農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二十九回国会閣法第四九号)審査報告書	農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二十九回国会閣法第四九号)審査報告書	農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二十九回国会閣法第四九号)審査報告書	農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二十九回国会閣法第四九号)審査報告書
行政改革委員会設置法案(第百二十九回国会閣法第一号)審査報告書	行政改革委員会設置法案(第百二十九回国会閣法第一号)審査報告書	行政改革委員会設置法案(第百二十九回国会閣法第一号)審査報告書	行政改革委員会設置法案(第百二十九回国会閣法第一号)審査報告書	行政改革委員会設置法案(第百二十九回国会閣法第一号)審査報告書
柏崎刈羽原子力発電所の地盤に関する質問主意書 書(稲村稔夫君提出)	柏崎刈羽原子力発電所の地盤に関する質問主意書 書(稲村稔夫君提出)	柏崎刈羽原子力発電所の地盤に関する質問主意書 書(稲村稔夫君提出)	柏崎刈羽原子力発電所の地盤に関する質問主意書 書(稲村稔夫君提出)	柏崎刈羽原子力発電所の地盤に関する質問主意書 書(稲村稔夫君提出)
同日内閣から次の答弁書を受領した。	同日内閣から次の答弁書を受領した。	同日内閣から次の答弁書を受領した。	同日内閣から次の答弁書を受領した。	同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員(既正敏君提出) 救援国際平和協力業務に関する質問に対する答 弁書	参議院議員(既正敏君提出) 救援国際平和協力業務に関する質問に対する答 弁書	参議院議員(既正敏君提出) 救援国際平和協力業務に関する質問に対する答 弁書	参議院議員(既正敏君提出) 救援国際平和協力業務に関する質問に対する答 弁書	参議院議員(既正敏君提出) 救援国際平和協力業務に関する質問に対する答 弁書
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動 があつたのでその政府委員としての資格を失つた 旨の通知書を受領した。	同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動 があつたのでその政府委員としての資格を失つた 旨の通知書を受領した。	同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動 があつたのでその政府委員としての資格を失つた 旨の通知書を受領した。	同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動 があつたのでその政府委員としての資格を失つた 旨の通知書を受領した。	同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動 があつたのでその政府委員としての資格を失つた 旨の通知書を受領した。
官職名 氏名 異動前の官職名 氏名 異動後の官職名 年月日				
大久保庄三 (退職) 平六・二・一				
山岸 後之 (同) 同				
官房長官	官房長官	官房長官	官房長官	官房長官
監理官	監理官	監理官	監理官	監理官
北海道開発庁計画監理官 木元 喬之君				
国土府長官	国土府長官	国土府長官	国土府長官	国土府長官
農水資源部長	農水資源部長	農水資源部長	農水資源部長	農水資源部長
農水資源部長官	農水資源部長官	農水資源部長官	農水資源部長官	農水資源部長官
木元 喬之君				
山田 俊郎君				
同日内閣総理大臣から議長宛、北海道開発庁計画監理官木元喬之君外一名(同日議長承認)を、第百三十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同日内閣総理大臣から議長宛、北海道開発庁計画監理官木元喬之君外一名(同日議長承認)を、第百三十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同日内閣総理大臣から議長宛、北海道開発庁計画監理官木元喬之君外一名(同日議長承認)を、第百三十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同日内閣総理大臣から議長宛、北海道開発庁計画監理官木元喬之君外一名(同日議長承認)を、第百三十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同日内閣総理大臣から議長宛、北海道開発庁計画監理官木元喬之君外一名(同日議長承認)を、第百三十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
自衛隊のルワンダ難民救援国際平和協力業務 に関する質問主意書	自衛隊のルワンダ難民救援国際平和協力業務 に関する質問主意書	自衛隊のルワンダ難民救援国際平和協力業務 に関する質問主意書	自衛隊のルワンダ難民救援国際平和協力業務 に関する質問主意書	自衛隊のルワンダ難民救援国際平和協力業務 に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。	右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。	右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。	右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。	右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
平成六年十月十四日	平成六年十月十四日	平成六年十月十四日	平成六年十月十四日	平成六年十月十四日
参議院議長 原 文兵衛殿				
正敏	正敏	正敏	正敏	正敏
自衛隊のルワンダ難民救援国際平和協力業務 に関する質問主意書	自衛隊のルワンダ難民救援国際平和協力業務 に関する質問主意書	自衛隊のルワンダ難民救援国際平和協力業務 に関する質問主意書	自衛隊のルワンダ難民救援国際平和協力業務 に関する質問主意書	自衛隊のルワンダ難民救援国際平和協力業務 に関する質問主意書
政府は先に、ルワンダ難民救援のために現地に自衛隊部隊を派遣したところであるが、これは攻撃があった場合、派遣部隊はこれに組織的に攻撃できるのか、あるいは個々の隊員が正当防衛又は緊急避難の法理のもとに個別的に武器の使用をするにとどまるのか。	政府は先に、ルワンダ難民救援のために現地に自衛隊部隊を派遣したところであるが、これは攻撃があった場合、派遣部隊はこれに組織的に攻撃できるのか、あるいは個々の隊員が正当防衛又は緊急避難の法理のもとに個別的に武器の使用をするにとどまるのか。	政府は先に、ルワンダ難民救援のために現地に自衛隊部隊を派遣したところであるが、これは攻撃があった場合、派遣部隊はこれに組織的に攻撃できるのか、あるいは個々の隊員が正当防衛又は緊急避難の法理のもとに個別的に武器の使用をするにとどまるのか。	政府は先に、ルワンダ難民救援のために現地に自衛隊部隊を派遣したところであるが、これは攻撃があった場合、派遣部隊はこれに組織的に攻撃できるのか、あるいは個々の隊員が正当防衛又は緊急避難の法理のもとに個別的に武器の使用をするにとどまるのか。	政府は先に、ルワンダ難民救援のために現地に自衛隊部隊を派遣したところであるが、これは攻撃があった場合、派遣部隊はこれに組織的に攻撃できるのか、あるいは個々の隊員が正当防衛又は緊急避難の法理のもとに個別的に武器の使用をするにとどまるのか。
人道的な国際救援活動の初めての事例であるにもかかわらず、事前の説明もほとんどされることな	人道的な国際救援活動の初めての事例であるにもかかわらず、事前の説明もほとんどされることな	人道的な国際救援活動の初めての事例であるにもかかわらず、事前の説明もほとんどされることな	人道的な国際救援活動の初めての事例であるにもかかわらず、事前の説明もほとんどされることな	人道的な国際救援活動の初めての事例であるにもかかわらず、事前の説明もほとんどされることな

官報(号外)

平成六年十一月一日

内閣総理大臣 村山 富市

参議院議員齋正敏君提出自衛隊のルワンダ難民救援国際平和協力業務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員齋正敏君提出自衛隊のルワンダ難民救援国際平和協力業務に関する質問に対する答弁書

一について

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号。以下「国際平和協力法」という。)第三条第一号に規定する人道的な国際救援活動が行われる地域の属する国との当該活動が行われることについての同意及び同法第六条第一項第二号に規定する人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務の実施についての当該活動が行われる地域の属する国の同意については、ザイール共和国の同意を平成六年九月十二日に確認した。

政府は、ザイール共和国政府との間で、派遣された自衛隊部隊の隊員がザイール共和国において外交関係に関するウイーン条約(昭和三十九年条約第十四号)に定める「事務及び技術職員」と同等の法的地位を享有することを確認する外交上の公文を取り交わしており、同隊員は、刑事裁判権に関しては、公務中の行為であるか否かを問わずすべての行為についてザイール共和国の裁判権からの免除を享有し、また、民事裁判権及び行政裁判権に関しては、公務中

の行為についてザイール共和国の裁判権からの免除を享有することとなっている。

派遣された自衛隊部隊の隊員が現地で罪を犯した場合の捜査権及び裁判権の問題に関する質問

[参照]
十月二十八日議長において、左のとおり議席を変更した。
八〇 永田 良雄君
一一一 田辺 哲夫君

二の3について

派遣された自衛隊部隊の隊員が現地で何らかの損害を与えた場合の損害賠償を行う主体の問題については、具体的な事案により種々の場合があり得るので、一般論を述べることは困難であるが、政府としては、仮にそのようなことがあれば、個々の事案の具体的な事情等を踏まえ、誠実に対応する所存である。

三について

国際平和協力法第二十四条第三項は、派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくは国際平和協力隊の隊員の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、国際平和協力業務実施計画に定める装備である武器を使用することができる旨規定しており、御指摘の場合においてもこの規定に従うことになる。

官 報 (号 外)

平成六年十一月一日 参議院会議録第六号(その一)

第三種郵便物認可日
明治二十五年三月三十日

官報 号外 平成六年十一月二日

○国百三十一回 参議院会議録第六号(その一)

〔本号(その一)参照〕

審査報告書

行政改革委員会設置法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

行政改革委員会設置法案

内閣提出、本院継続審査

行政改革委員会設置法案(第百二十九回国会
内閣提出、本院継続審査)
右の内閣提出案は本院において修正議決した。
よってこれを送付する。

平成六年十月二十八日

参議院議長 原 文兵衛殿

衆議院議長 土井たか子

内閣委員長 国野 裕

行政改革委員会設置法案

(所掌事務)

行政改革委員会設置法

(目的及び設置)

行政改革委員会設置法

(小字及び
は衆議院修正)

行政改革委員会設置法案

(所掌事務)

行政改革委員会設置法

(目的及び設置)

行政改革委員会設置法

(小字及び
は衆議院修正)

行政改革委員会設置法

(所掌事務)

平成六年十一月一日
内閣委員長 岡野 裕
参議院議長 原 文兵衛殿

一、委員会の決定の理由
本法律案は、社会経済情勢の変化に対応することの緊要性
適正かつ合理的な行政を実現することの緊要性にから
にかんがみ、行政の各般にわたる制度及び運営につき必
要な改革の推進に資するため、民間活動
に係る規制の改善の推進その他行政の制度及
び運営の改善の推進に関して講ぜられる施策の
実施状況を監視し、及び行政機関の保有する情
報を公開するための法律の制定その他他の制度の
整備に関し調査審議するための機関として、総
理府に行政改革委員会を設置しようとするもの
であつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費として、平成六年度
一般会計予算に約一億四千六百万円が計上され
ている。

2 委員会は、次に掲げる事項に関する議論
第一条 委員会は、次に掲げる事項に関する議論
合理的な行政を実現することの緊要性にから
み、行政の各般にわたる制度及び運営につき必
要な改革の推進に資するため、総理府に、「行政
改革委員会(以下「委員会」という。)を置く。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で
両議院の事後の承認を得なければならない。こ
の場合において、両議院の事後の承認が得られ
ないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にか
わらず、同項に定める資格を有する者のうち
から、委員を任命することができる。

4 内閣総理大臣は、委員が禁治産、準禁治産若
しくは破産の宣告を受け、又は禁錮以上の刑に
処せられたときは、その委員を罷免しなければ
ならない。

5 委員会は、前一項の規定により監視し、又は

調査審議した結果に基づき、内閣総理大臣に意
見を述べる。

行があると認めるときは、両議院の同意を得
て、その委員を罷免することができる。

4 行政機関の保有する情報を公開するための法律の制定その他
の制度の整備に関する前項の意見提出は、附則第一項の政令で
定める日から一年以内に行うものとする。

(意見の尊重)

第三条 内閣総理大臣は、前条第三項の意見を受
けたときは、これを尊重しなければならない。

(勧告)

第四条 委員会は、必要があると認めるときは、
第二条第一項第一号に掲げる事項に係る意見を
受けて講ぜられる策に關し、内閣総理大臣又
は内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧
告することができる。

(組織)

第五条 委員会は、委員五人をもつて組織する。
2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち二
人以上は、常勤とすることができます。

(委員)

第六条 委員は、行政の改善問題に関する優れた
識見を有する者のうちから、両議院の同意を得
て、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任命)

第七条 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の
役員となり、又は積極的に政治運動をしてはな
らぬ。

(委員の服務)

第八条 委員は、職務上知ることができた秘密を
漏らしてはならない。その職を退いた後も同様
とする。

(委員長)

第九条 委員の給与は、別に法律で定める。
(資料提出その他の協力等)

第十条 委員会は、その所掌事務を遂行するため
必要があると認めるときは、行政機関及び地方
公共団体の長並びに総務省設置法(昭和五十八
年法律第七十九号)第四条第十一号に規定する
法人(同号の規定の適用を受けない法人を除
く。次項において「特殊法人」という。)の代表者
に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その
他の必要な協力を求めることができる。

(委員会の権限)

11 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に
必要があると認めるときは、行政機関及び特殊
法人の運営状況を調査し、又は委員にこれを調
査させることができる。

(委員会の権限)

12 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に
必要があると認めるときは、第一項に規定する
委員会は、その所掌事務を遂行するため特に

者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第十二条 委員会の事務を処理させるため、委員

会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十三条 この法律に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号の五の二を同条第三号の五の三とし、同条第三号の五の次に次の一号を加える。

十三の五の二 行政改革委員会の常勤の委員

十九の七 行政改革委員会の非常勤の委員

別表第一官職名の欄中「土地鑑定委員会の常勤の委員」を「土地鑑定委員会の常勤の委員」に改める。

3 この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

審査報告書

国民年金法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成六年十一月二日

参議院議長 原 文兵衛 殿 厚生委員長 種田 誠

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、人口構造の高齢化の一層の進展等に対応して、国民の老後保障等を充実させ、社会経済の活力を確保し、あわせて国民年金制度及び厚生年金保険制度の長期的安定を図るために

この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号の五の二を同条第三号の五の三とし、同条第三号の五の次に次の一号を加える。

十三の五の二 行政改革委員会の常勤の委員

十九の七 行政改革委員会の非常勤の委員

別表第一官職名の欄中「土地鑑定委員会の常勤の委員」を「土地鑑定委員会の常勤の委員」に改める。

3 この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

附帯決議

一般会計予算(厚生省所管)において六百九十八億円が計上されていたが、衆議院修正において、平成六年度特別会計予算において、厚生保険特別会計における保険料収入の減一月につき一千三百億円、その他全ての修正事項による影響が生じることとなる平成九年度特別会計予算において、厚生保険特別会計及び国民年金特別会計予算における年金給付費の増約三千四百億円が見込まれている。

国民年金法等の一部を改正する法律案

右は衆議院修正によるものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成六年十一月二日

参議院議長 原 文兵衛 殿 厚生委員長 種田 誠

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、人口構造の高齢化の一層の進展等に対応して、国民の老後保障等を充実させ、社会経済の活力を確保し、あわせて国民年金制度及び厚生年金保険制度の長期的安定を図るために

この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号の五の二を同条第三号の五の三とし、同条第三号の五の次に次の一号を加える。

十三の五の二 行政改革委員会の常勤の委員

十九の七 行政改革委員会の非常勤の委員

別表第一官職名の欄中「土地鑑定委員会の常勤の委員」を「土地鑑定委員会の常勤の委員」に改める。

3 この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

平成六年十月二十七日

衆議院議長 土井たか子

國民年金法等の一部を改正する法律案

右は衆議院修正によるものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成六年十一月二日

参議院議長 原 文兵衛 殿 厚生委員長 種田 誠

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、人口構造の高齢化の一層の進展等に対応して、国民の老後保障等を充実させ、社会経済の活力を確保し、あわせて国民年金制度及び厚生年金保険制度の長期的安定を図るために

この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号の五の二を同条第三号の五の三とし、同条第三号の五の次に次の一号を加える。

十三の五の二 行政改革委員会の常勤の委員

十九の七 行政改革委員会の非常勤の委員

別表第一官職名の欄中「土地鑑定委員会の常勤の委員」を「土地鑑定委員会の常勤の委員」に改める。

3 この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

平成六年十月二十七日

衆議院議長 土井たか子

國民年金法等の一部を改正する法律案

右は衆議院修正によるものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成六年十一月二日

参議院議長 原 文兵衛 殿 厚生委員長 種田 誠

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、人口構造の高齢化の一層の進展等に対応して、国民の老後保障等を充実させ、社会経済の活力を確保し、あわせて国民年金制度及び厚生年金保険制度の長期的安定を図るために

この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号の五の二を同条第三号の五の三とし、同条第三号の五の次に次の一号を加える。

十三の五の二 行政改革委員会の常勤の委員

十九の七 行政改革委員会の非常勤の委員

別表第一官職名の欄中「土地鑑定委員会の常勤の委員」を「土地鑑定委員会の常勤の委員」に改める。

3 この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

官報(号外)

第三十六条の三第一項中「その支給」を「政令で定めるところにより、その全部又は二分の一（第三十三条の二第一項の規定によりその額が加算された障害基礎年金にあっては、その額から同項の規定により加算する額を控除した額の二分の一）に相当する部分の支給」に改める。
第三十七条の二第一項第一号中「未満であるか」を「に達する日以後の最初の二月三十日までの間にあるか」に改める。

第三十八条中「六十六万六千円」を「七十八万円」に改める。

第五十二条の四第一項の表中	三年以上二五年未満	三年以上二五年未満
三年以上一五年未満	一一〇、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円
一五年以上二〇年未満	一四五、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円
二〇年以上二五年未満	一七〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円

第八十九条第一号中「受給権者」の下に「(最後に厚生年金保険法第四十七条第一項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態(以下この号において「障害状態」とこう。)に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した障害基礎年金の受給権者(現に障害状態に該当しない者に限る。)その他の政令で定める者を除く。」を加える。

第二百三十四条の二に次の一項を加える。

基金は、前項において準用する第九十六条第四項の規定により国税滞納処分の例により

处分をしようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。
第百三十七条の二十一第一項中「規定は」の下に「前項において準用する第二十三条の規定及び」を加える。
第百三十九条の二中「第百七十六条の二」を「第百七十六条の二(第一項)」に改める。
第一百四十五条及び第一百四十六条规定中「十万円」を「二十万円」に改める。
附則第五条第九項中「及び附則第九条の二」を「、附則第九条の三及び第九条の三の二」に改め、「附則第九条の三及び第九条の三の二」に改める。
附則第九条第一項中「及び附則第九条の三第三项」を「、附则第九条的三第一项及び第九条的三的二第一项」に改める。
附則第九条の二第一項中「もの」の下に「附則

の間にあるに改める。
第三十九条の一第一項中「六万四千円」を「七万四千八百円」に、「十九万一千円」を「十一万四千四百円」に改める。
第四十条第三項第二号中「十八歳に達した」の下に「日以後の最初の三月三十一日が終了した」を加え、同項第三号中「未満である」を「に達する」に改める。

第五条第一項の規定による」を加え、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「准用する」の下に「。この場合において、第三項中「第一十七条」とあるのは、「第四十四条」と読み替えるものとする」を加え、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第九条の二の一 当分の間、請求日の前日において請求の日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間が六月以上ある日本国籍を有しない者(被保険者でない者に限る。)であつて、第一一六条ただし書に該当するものその他これに準ずるものとして政令で定めるものは、脱退一時金の支給を請求することができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

四　この法律による年金給付に相当する給付

三　最後に被保険者の資格を喪失した日(同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日)から起算して二年を経過しているとき。

二　障害基礎年金その他政令で定める給付の受給権を有したことがあるとき。

3 2
を行ふことを目的とする。外國の法令の適用を受ける者又は当該外國の法令の適用を受けたことがある者であつて政令で定めるものであるとき。

前項の請求があつたときは、その請求をした者に脱退一時金を支給する。

脱退一時金の額は、請求の日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る請求の日の前日における保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

請求の日の属する月の前月までの第一号被保険者として付済期間	金額
六月以上一二月末満	三五、一〇〇円
一二月以上一八月末満	七〇、一〇〇円
一八月以上一四月末満	一〇五、三〇〇円
一四月以上三〇月末満	一四〇、四〇〇円
三〇月以上三六月末満	一七五、五〇〇円
三六月以上	二一〇、六〇〇円

4 脱退一時金の支給を受けたときは、支給を受けた者は、その額の計算の基礎となつた第一号被保険者としての被保険者であつた期間は、被保険者でなかつたものとみなす。

5 脱退一時金に関する処分に不服がある者

は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。

平成六年十一月一日 参議院会議録第六号(その一) 国民年金法等の一部を改正する法律案

一一

関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 第十六条、第十九条第一項、第四項及び第五項、第二十三条、第二十四条、第五项、第五项、第七十七条第一項、第一百九条並びに第一百一条の規定は、脱退一時金について準用する。この場合において、これらの規定

(厚生年金保険法の一部改正)

(第二条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。)

第二十条の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	九二、〇〇〇円	九五、〇〇〇円未満
第二級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第三級	一〇四、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上
第四級	一一〇、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円未満
第五級	一二八、〇〇〇円	一二四、〇〇〇円以上
第六級	一六〇、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円未満
第七級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上
第八級	一四一、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上
第九級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上
第一〇級	一六〇、〇〇〇円	一五六、〇〇〇円以上
第一一級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上
第一二級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上
第一三級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上
第一四級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上
第一五級	二一〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円未満
第一六級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上
第一七級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円未満
第一八級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上
第一九級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三一〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上
第二一級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円未満
第二二級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上

に關し必要な技術的読替えは、政令で定め

る。

第二三級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第二四級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満
第二五級	四四〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満
第二六級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第二七級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第二八級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満
第二九級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満
第三〇級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上	

第三十四条第一項中「昭和六十三年」を「平成五年」に改める。

第四十四条第一項中「十九万一千円」を「二十二万四千四百円」に、「六万四千円」を「七万四千八百円」に改める。

第五十条第三項中「四十九万九千五百円」を「五十八万五千円」に改める。

第五十条の二第二項中「十九万二千円」を「一二万四千四百円」に改める。

第五十三条中「死亡」したとき、又は障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく三年を経過した」を「次の各号のいずれかに該当するに至つた」に改め、同条に次の各号を加える。

一 死亡したとき。

二 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しない者が、六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく三年を経過した」となく三年を経過して障害等級に該当することなく三年を経過した日から起算して障害等級に該当しない者に限る。)その他の政令で定める者を除く。」を加える。

三 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなかつた日から起算して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく三年を経過していないときは除外。

(免除保険料率の決定等)

該当しなかつた日から起算して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく三年を経過していないときは除外。

第六十一条第一項中「四十九万九千五百円」を「五十八万五千円」に改める。

第八十一条第五項中「千分の百四十五」を「千分の百七十三・五」に、「千分の三十一」を「次条第一項に規定する免除保険料率」に改める。

第八十一条の次に次の一条を加える。

代行保険料率を基準として、政令の定めると

ころにより、「厚生年金基金」とに免除保険料率を決定する。

2 代行保険料率は、当該厚生年金基金の加入員の標準報酬月額の総額に当該代行保険料率を乗じることにより算定した額の収入を代行給付費(当該厚生年金基金の加入員のすべてが加入員でないとして保険給付の額を計算した場合において増加することとなる保険給付に要する費用に相当する費用をいう。)に充てることとした場合において、当該代行給付費の予想額及び予定運用収入の額に照らし、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるものとして、政令の定めるところにより算定するものとする。

3 厚生年金基金は、厚生省令の定めるところにより、当該厚生年金基金に係る前項に規定する代行保険料率(次項において単に「代行保険料率」という。)を算定し、当該代行保険料率及びその算定の基礎となるものとして厚生省令で定める事項を厚生大臣に届け出なければならない。

4 厚生年金基金の設立の認可の申請を行う適用事業所の事業主は、厚生省令の定めるところにより、当該申請のときに当該設立される厚生年金基金に係る代行保険料率を算定し、当該代行保険料率及びその算定の基礎となるものとして厚生省令で定める事項を厚生大臣に届け出なければならない。

5 厚生大臣は、第一項の規定により免除保険料率を決定したときは、その旨を当該厚生年金基金に通知しなければならない。

6 厚生年金基金は、前項の通知を受けたときは、速やかに、これを当該厚生年金基金に係る適用事業所の事業主に通知しなければならない。

7 前項の適用事業所の事業主(当該厚生年金基金が設立された適用事業所の事業主に限る。)は、同項の通知を受けたときは、速やかに

に、これを当該通知に係る加入員に通知しなければならない。

三 第八十二条の二 第七項の規定に違反して、通知をしないとき。

2 第八十八条の二第六項の規定に違反して、
通知をしなかつた者も前項と同様とする。
第一百四条中「前二条」を「前三条」に改める。
第一百三十一条の二第一項中「当該認定があつた日以後に当該基金が徴収した掛金の額の累積額及び当該累積額に係る運用収入その他の政令で定める収入の額の合計額から給付費の一部その他政令で定める支出の額の合計額を控除した額(当該額が年金給付等積立金の総額の三分の一に相当する額を超えることとなるときは、当該三分の一に相当する額)。以下この条において

単に「累積額」という。」を「年金給付等積立金の総額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額(以下この条において「運用積立金」という。)に改め、同条第三項及び第四項中「累積額」を「運用積立金」に改める。

第一百五十九条の二第二項中「然認定かあ
た日以後に連合会がこの法律に基づき基金又は
解散した基金から交付を受け、又は徴収した額
の累積額及び当該累積額に係る運用收入その他の
の政令で定める収入の額の合計額から給付費の

一部その他の政令で定める支出の額の合計額を控除した額(当該額が年金給付等積立金の総額の三分の一に相当する額を超えることとなるときは、当該三分の一に相当する額。以下この条において単に「累積額」という。)を「年金給付等積立金の総額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額(以下この条において「運用積立

「金」という。」に改め、同条第三項及び第四項中「累積額」を「運用積立金」に改める。
第一百七十六条の二中「年金数理人(年金数理に
関して必要な知識経験を有する者として厚生省
令で定める要件に適合する者をいう。)」を「次
項に規定する年金数理人」に改め、同条に次の
一項を加える。

2. 年金數理人は、前項に規定する確認を適確に行うために必要な知識経験を有することその他厚生省令で定める要件に適合する者とする。
「百八十五条及び第一百八十六条中「十万円」を「二十万円」に改める。
附則第九条第一項第一号中「一千三百八十八円」を「千六百一十五円」と、「四百一十一」を「四百四十四」に改める。
第三条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第八十九条」を「第八十九条の二」に改める。
第三十八条の次に次の一条を加える。
第三十八条の二 前条第一項の規定によりその支給を停止するものとされた老齢厚生年金（同条第二項本文又は同条第三項の規定によりその支給の停止が解除されているものを除く。）の受給権者（配偶者に対する遺族厚生年金又は他の被用者年金各法による遺族共済年金（配偶者に対するものに限る。）の受給権を有するものに限る。）は、当該老齢厚生年金に係る同条第二項の申請を行わないときは、同様第一項の規定にかかわらず、その額の二分

の一（第四十四条第一項の規定によりその額が加算された老齢厚生年金にあつては、その

額から同項に規定する加給年金額を控除した額の二分の一に相当する額に同項に規定する加給年金額を加算した額)に相当する部分の支給の停止の解除を申請することができる。ただし、その者に係る前条第一項に規定する他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付又は他の被用者年金各法による年金たる給付について、同条第二項本文若しくは同条第三項又は他の法令の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるものによりその支給の停止が解除されているときは、「この限りでない。

3 前項の規定により老族厚生年金の一部の支給の停止の解除を申請した者又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるものにより他の被用者年金各法による退職共済年金であつて政令で定めるものの一部の支給の停止の解除を申請した者については、前条第二項の規定は、適用しない。

4 前項に規定する者は、遺族厚生年金(配偶者に対するものに限る)の額の三分の一に相当する部分の支給の停止の解除を申請することができる。

4 前条第三項及び第四項の規定は、第一項及び前項の場合に準用する。

2 障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月において、その者の標準報酬月額と基本月額との合計額が二十〇万円を超えるときは、その月の三分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ基本支給停止額と当該各号に定める額に十二乗じて得た額との合計額(以下この項において「支給停止基準額」という)に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一 基本月額が二十〇万円以下であり、かつ、標準報酬月額が三十四万円以下であるとき。標準報酬月額と基本月額との合計額から二十〇万円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

二 基本月額が二十〇万円以下であり、かつ、標準報酬月額が三十四万円を超えるとき。三十四万円と基本月額との合計額から二十〇万円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

三 基本月額が二十〇万円を超えて、かつ、標準報酬月額が三十四万円以下であるとき。標準報酬月額に二分の一を乗じて得た額を加えた額

四 基本月額が二十〇万円を超えて、かつ、標準報酬月額が三十四万円を超えるとき。三十四万円に二分の一を乗じて得た額に標準報酬月額から三十四万円を控除して得た額を加えた額

3 被保険者であつた期間の全部又は一部が基金の加入員であつた期間である者に支給する障害者・長期加入者の老齢厚生年金について

は、第一項中「当該老齢厚生年金に係る附則第九条の二第二項第一号に規定する額(以下この項において「報酬比例部分の額」といふ。)」とあるのは「附則第九条の二第三項又は第九条の三第二項若しくは第四項(同条第五項においてその例による場合を含む。)において準用する第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した当該老齢厚生年金に係る附則第九条の二第二項第二号に規定する額(第四項において「基金に加入しなかつた場合の報酬比例部分の額」といふ。)と、「報酬比例部分の額」であるのは「当該老齢厚生年金に係る同条第二項第一号に規定する額(第四項において「報酬比例部分の額」といふ。)」とする。

4 第一項に規定する報酬比例部分の額及び附則第九条の二第二項第一号に規定する額並びに前項において読み替えた第一項に規定する基金に加入しなかつた場合の報酬比例部分の額及び報酬比例部分の額を計算する場合には、政令で定める。

第一項に規定する報酬比例部分の額及び附則第九条の二第二項第一号に規定する額並びに前項において読み替えた第一項に規定する基金に加入しなかつた場合の報酬比例部分の額を計算する場合には、政令で定める。

二 基本月額が二十〇万円以下であり、かつ、標準報酬月額が三十四万円以下であるとき。標準報酬月額と基本月額との合計額から二十〇万円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

二 基本月額が二十〇万円以下であり、かつ、標準報酬月額が三十四万円を超えるとき。三十四万円と基本月額との合計額から二十〇万円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

三 基本月額が二十〇万円を超えて、かつ、標準報酬月額が三十四万円以下であるとき。標準報酬月額に二分の一を乗じて得た額を加えた額

四 基本月額が二十〇万円を超えて、かつ、標準報酬月額が三十四万円を超えるとき。三十四万円に二分の一を乗じて得た額に標準報酬月額から三十四万円を控除して得た額を加えた額

3 被保険者であつた期間の全部又は一部が基金の加入員であつた期間である者に支給する障害者・長期加入者の老齢厚生年金について

は、第一項中「当該老齢厚生年金に係る附則第九条の二第二項第一号に規定する額(以下この項において「標準報酬月額と老齢厚生年金の額」といふ。)」とあるのは「標準報酬月額と附則第九条の四第三項又は第五項(同条第六項においてその例によること)において準用する第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額」と、「標準報酬月額と老齢厚生年金の額」とあるのは「加給年金額(以下この項において単に「加給年金額」という。)を除く。以下この項において「支給停止基準額」という。に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

二 基本月額が二十〇万円以下であり、かつ、標準報酬月額が三十四万円以下であるとき。標準報酬月額と基本月額との合計額から二十〇万円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

二 基本月額が二十〇万円以下であり、かつ、標準報酬月額が三十四万円を超えるとき。三十四万円と基本月額との合計額から二十〇万円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

三 基本月額が二十〇万円を超えて、かつ、標準報酬月額が三十四万円以下であるとき。標準報酬月額に二分の一を乗じて得た額を加えた額

四 基本月額が二十〇万円を超えて、かつ、標準報酬月額が三十四万円を超えるとき。三十四万円に二分の一を乗じて得た額に標準報酬月額から三十四万円を控除して得た額を加えた額

第一項中「標準報酬月額と老齢厚生年金の額」とあるのは「標準報酬月額と附則第九条の四第三項又は第五項(同条第六項においてその例によること)において準用する第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額」と、「標準報酬月額と老齢厚生年金の額」とあるのは「加給年金額(以下この項において単に「加給年金額」という。)を除く。以下この項において「支給停止基準額」という。に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

二 坑内員・船員の老齢厚生年金については、第一項中「標準報酬月額と老齢厚生年金の額」とあるのは「標準報酬月額と附則第九条の四第三項又は第五項(同条第六項においてその例によること)において準用する第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額」と、「標準報酬月額と老齢厚生年金の額」とあるのは「加給年金額(以下この項において単に「加給年金額」という。)を除く。以下この項において「支給停止基準額」という。に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

三 坑内員・船員の老齢厚生年金に係る附則第十一条の四障害者・長期加入者の老齢厚生年金又は坑内員・船員の老齢厚生年金は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金

十三条第一項の規定は適用しない。

附則第十三条に次の二項を加える。

4 附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する年金給付は、当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合(次の各号のいずれかに該当する場合を除く。)を除いては、その支給を停止することができない。ただし、当該年金給付の額のうち、第一百三十二条第二項に規定する額を超える部分については、この限りでない。

一 当該老齢厚生年金が附則第十一条又は第十二条の二の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、支給停止基準額(附則第十一条第二項又は附則第十二条の二第二項の規定による支給停止基準額をいう。)が、老齢厚生年金の額に第四条の二第一項(附則第九条の二第二項又は第九条の三第二項若しくは第五条(同条第五項においてその例による場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額(以下「代行部分の総額」という。)の百分の八十に相当する額を加えた額に満たないとき。

一 当該老齢厚生年金(附則第九条の四第三項又は第五項(同条第六項においてその例による場合を含む。)において準用する第四十四条第一項に規定する老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額(以下「代行部分の総額」という。)が計算されているものを除く。)が附則第十一条第一項に規定する加給年金額(以下「境内員・船員の加給年金額」という。)が附則第十二条の三第三項において読み替えられた同条第二項の規定による支給停止基準額をいう。)が、老齢厚生年金の額に停止されている場合であつて、支給停止基準額(附則第九条の四第三項又は第五項(同条第六項においてその例による場合を含む。)に

おいて準用する第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額に当該基金で得た額(以下「坑内員・船員の代行部分の総額」という。)の百分の八十に相当する額を加えた額に満たないとき。

三 当該老齢厚生年金(坑内員・船員の加給年金額が加算されているものを除く。)が附則第十二条の四第二項及び第三項の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、支給停止基準額(同条第二項において、同項に規定する報酬比例部分等の額につき適用する場合における附則第十二条の三第三項において読み替えられた同条第二項の規定による支給停止基準額をいう。)が附則第十二条の三又は第十四条の二第一項(附則第九条の二第二項又は第九条の三第二項又は第五条(同条第五項においてその例による場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額(以下「代行部分の総額」という。)が、老齢厚生年金の額に第四条の二第一項(附則第九条の二第二項第一号に規定する額を加えた額が、老齢厚生年金の額に坑内員・船員の代行部分の総額の百分の八十に相当する額を加えた額を加えた額に満たないとき。

5 前項の規定にかかわらず、附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する年金給付については、次の各号に掲げる場合に応じ、その額のうち、当該各号に定める額を超える部分については、その支給を停止することができる。

一 当該老齢厚生年金が附則第十一条から第一百三十二条第二項まで又は第十二条の二第二項及び第三項の規定によりその額(坑内員・船員の加給年金額を除く。)の一部につき支給を停止されているとき。その受給権者の解散基金に係る年金給付の受給権を有する者である場合であつて、附則第十一条の三又は第十二条の四第二項及び第三項の規定により当該老齢厚生年金がその全額又は当該老齢厚生年金(坑内員・船員の加給年金額)が加算されているものに限る。(の額から坑内員・船員の加給年金額を控除して得た額を乗じて得た額を控除して得た額)として得た額(第四項において「追加停止額」という。)を加えた額に相当する部分(その額が解散基金に係る代行部分の額以上であるとき)を控除して得た額に相当する部分(その額が解散基金に係る代行部分の額以上であるとき)を停止する。

3 坑内員・船員の老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る年金給付の受給権を有する者である場合であつて、附則第十一条の三又は第十二条の四第二項及び第三項の規定により当該老齢厚生年金がその全額又は当該老齢厚生年金(坑内員・船員の加給年金額)が加算されているものに限る。(の額から坑内員・船員の加給年金額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止されているとき)は、解散基金に係る代行部分について、その額の百分の二十に相当する額に、支給停止基準額(前条第五項第三号に規定する支給停止基準額をいう。)から当該老齢厚生年金の額(坑内員・船員の加給年金額及び附則第十二条の四第一項及び第三項の規定の適用を受けた額)を控除して得た額に解散基金に係る代行部分の額を控除して得た額に相当する部分の額を乗じて得た額を控除して得た額に相当する部分(その額が解散基金に係る代行部分の額以上であるとき)を停止する。

2 附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る年金給付の受給権を有する者である場合であつて、附則第十一条の二第二項第一号に規定する額を停止する。

一 前項第一号に該当するとき。当該基金の代行部分の額の百分の八十に相当する額を停止する。

4 生年金について、前項各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき同条の規定を適用した場合における同条第二項の規定による支給停止基準額と前項各号に定める額(その額に十分の一二十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に二十五分の十を乗じて得た額)に十二を乗じて得た額(第七項において「坑内員・船員の調整額」という。)との合計額(以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額(附則第九条の四第三項又は第五項(同条第六項においてその例による場合を含む。)において準用する第四十四条第一項に規定する加給年金額(以下この条において単に「加給年金額」といいう。)を除く。)以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

5 被保険者があつた期間の全部又は一部が基金の加入員があつた期間である者に支給する坑内員・船員の老齢厚生年金については、前項中「同条第一項」とあるのは「同条第三項において読み替えられた同条第一項」と、「全部」とあるのは「全部(調整後の支給停止基準額が、老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。)に、附則第九条の四第三項又は第五項(同条第八項においてその例による場合を含む。)において準用する第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額の百分の八十に相当する額をえた額に満たないときは、加給年金額を除く。)」とする。

6 坑内員・船員の老齢厚生年金の受給権者(国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる者に限る。)が被保険者である

の受給権を取得した月(その者が当該老齢基礎年金の者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、前二項の規定にかかるわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、第一項各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき附則第十一条の四第二項及び第三項の規定を適用した場合における支給停止基準額(同条第二項の規定により同項に規定する報酬比例部分等の額につき適用する場合における附則第十一条の三第二項の規定による支給停止基準額をいう。)に附則第十二条の四第二項に規定する附則第九条の二第二項第一号に規定する額を加えた額と第一項各号に定める額(その額に十分の二十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額と第一項各号に定める額(その額に十分の二十五を乗じて得た額に二十五分の十を乗じて得た額)に十二を乗じて得た額(第七項において「基礎年金を受給する坑内員・船員の調整額」という。)との合計額(以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。)以上であるときは、老齢厚生年金額の全部の支給を停止するものとする。

被保険者であつた期間の全部又は一部が基金の加入員であつた期間である者に支給する坑内員・船員の老齢厚生年金については、前項中「附則第十二条の三第二項」とあるのは「附則第十二条の三第三項において読み替えるべき同条第二項」と、「全部」とあるのは「全部(調整後の支給停止基準額が、老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。)に、附則第九条の四第三項又は第五項(同条第六項においてその例による場合を含む。)において準用する第四十四条の二第一項の規定の適用がないも

のとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額の百分の八十に相当する額を加えた額に満たないときは、
加給年金額を除く。」)とする。

6 附則第八条の規定による老齢厚生年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前各項の規定は適用しない。

一 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十五に相当する額以上であるとき。

二 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額が支給限度額以上であるとき。

三 調整額、坑内員・船員の調整額及び基礎年金を受給する坑内員・船員の調整額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

8 前各項の規定は、附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月について、その者が雇用保険法の規定による高年齢再就職給付金の支給を受けられることができる場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額(以下この条において単に「みなし賃金日額」という。)とあるのは「第六十一条の二第一項の賃金日額(以下この条において単に「賃金日額」という。)と、同項第二号及び第六項第一号中「みなし賃金日額」とあるのは「賃金日額」と読み替えるものとする。

附則第十三条第三項中「又は第十一條の四第二項及び第三項」を「、第十一條の四第二項及び第三項又は第十一條の六」に改め、同条第四項に次の三号を加える。

四 当該老齢厚生年金が附則第十一條の六第一項及び第七項(同条第八項においてこれら)の規定を準用する場合を含む。)の規定によりその全額につき支給を停止されている

五 当該老齢厚生年金(坑内員・船員の加給年金額が加算されているものを除く。)が附則第十一条の六第三項において読み替えられた同条第二項及び同条第七項(同条第八項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、これらの規定による調整後の支給停止基準額が、老齢厚生年金の額に坑内員・船員の代行部分の総額の百分の八十に相当する額をえた額に満たないとき。

六 当該老齢厚生年金(坑内員・船員の加給年金額が加算されているものを除く。)が附則第十一条の六第五項において読み替えられた同条第四項及び同条第七項(同条第八項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、これらの規定による調整後の支給停止基準額が、老齢厚生年金の額に坑内員・船員の代行部分の総額の百分の八十に相当する額をえた額に満たないとき。

附則第十三条第五項第一号中「又は第十一条の四第二項及び第三項」を、「第十一条の四第二項及び第三項又は第十一条の六」に改め、同項に次の二号を加える。

四 前項第四号に該当するとき。当該基金の代行部分の額の百分の八十に相当する額から、調整後の支給停止基準額(附則第十一条の六第一項及び第七項(同条第八項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による調整後の支給停止基準額をいう。)から当該老齢厚生年金の額を控除して得た額に当該基金の代行部分の額を代

昭和四十一年五月から昭和四十一年三月まで	六・八七
昭和四十一年四月から昭和四十一年三月まで	六・一四
昭和四十一年四月から昭和四十三年三月まで	五・四三
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	四・一五
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	三・六〇
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	二・六四
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	一・八六
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七一
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	一・六二
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・四六
昭和五十三年十月から昭和五十七年三月まで	一・三九
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・三九
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・三四
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・二九
昭和五十九年四月から昭和六十一年九月まで	一・二九
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二二
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・一九
昭和六十二年四月から平成三年三月まで	一・一九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一
平成五年四月以後	〇・九九
昭和三十三年三月以前	一三・七八
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・一五
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一二・七九

附則第五条第二項中「又は前項に規定する政令で定める期間(昭和六十一年三月以前の期間に限る。)」を削り、「同項の」を「前項の」に改め、「上欄に掲げる期間又は」とあるのは「上欄に掲げる期間若しくは」と及び、「掲げる率に同項に規定する政令」とあるのは「掲げる率に同条第一項に規定する政令」とを削り、同項の表を次のように改める。

「平成六年四月一日」に、「五万四千六百七十五円」に第一項の規定により同項の表の下欄に掲げる率に乗ずることとされる率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」を「六万六千五百九十四円」に、「当該政令で定める額」を「六万六千五百九十四円」に改め、同条第四項中「」附則第五条第三項中「平成元年四月一日」を

が第四十二条に定める額」を、「同条第三項中」の下に「に定める額」を、「同条第三項中」とあるときには「に定める額」を、「同条第三項中」の下に「に定める額」を、「同条第三項中」とあるのは「にかかるわらず、当該老齢厚生年金の額は」と、「を加え、「に係る第百三十二条第二項又は昭和六十年改正法附則第八十二条第一項に規定する額を当該老齢厚生年金の額に算入する」を「が厚生年金基金の加入員で、あつた期間でないものとして第一項の規定の例

により計算した額とするに改め、同条第五項中「同条に定める額」の下に「から」を加え、「同項に定める額」を「同号に定める額(以下この条において「報酬比例部分の額」という。)から」と、「その額が第四十三条に定める額」とあるのは「その額が報酬比例部分の額」と、「同条に定められた額」とあるのは「報酬比例部分の額」に改める。

「同条第一項及び第二項」を「同条第一項の表及び同条第二項の表」に改める。
（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

九万二千円」を「一十二万四千四百円」に、「三十四万八百円」を「三十九万九千六百円」に、「八百二十六円」を「九百六十七円」に、「三十四万四千四百円」を「四十万三千三百円」に改め、同条第十一項を第十二項とし、第七項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の二項を加える。

附則第七十一条第一項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「同法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第二項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同項を同条第四項として、同条第一項の次に次の二項を加え る。

第七条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律
の一部を次のように改正する。

「附則第五条第五項中「附則第九条第四項」を
び第四項(同条第五項においてその例による場
合を含む)並びに第九条の四第三項(同法附則
第二十八条の二第二項においてその例による場
合を含む)又は第二项(同条第一項に

合を含む)及び第五項(同条第六項においてその例による場合を含む)並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第一号)
附則第十七^{二十一}条第三項、第十八^九条第三項及び第五項並びに第十九^{二十}条第三項及び第五項」に改め
る。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第八条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第八条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改
正）
「計算した当該保険給付の額（厚生年金保険法第
四十四条」に改める。
条第四項において準用する場合を含む。」を

百四十四】に改め、同条第三項中「千三百八十八円」を「千六百一十五円」に改め、同条第四項中「一千三百八十八円」を「千六百一十五円」に、「二千六百三円」を「三千四十七円」に改める。

て「旧厚生年金保険法」という。別表第一に定める程度の障害の状態(以下「の号」と、「障害厚生年金」とあるのは「旧厚生年金保険法による障害年金(昭和六十年改正法附則第八十七条第二項)の規定により厚生年金保険の被

第十一条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

「二日」を「昭和九年四月一日」に、「一万八千二百円」を「三万三千百円」に、「五万六千四百円」を「六万六千一百円」に、「八万四千六百円」を「九

者たる政府が支給するものとされた障害年金を除く。」とする。

令で定める期間」を削り、「同項の規定を適用した場合における厚生年金保険法第四十三条に規定する政令で定める当該期間に係る」を「同表の下欄に掲げる」に改め、同条第二項中「又は同項に規定する政令で定める期間」を削り、「同条第二項の表に掲げる期間又は同条第一項に規定する政令で定める期間」を「又は同条第一項の表に掲げる期間」に、「同項」を「同表」に、

附則第十四条第一項中「十九万一千円」を「十二万四千四百円」に改める。

万九千四百円」に、「十一万二千八百円」を「十三万一千五百円」に、「十四万千円」を「十六万五千六百円」に改める。

附則第六十一条第三項中「老齢厚生年金」の下に「及び同法附則第二十八条の三第一項の規定による特例老齢年金を、「被保険者」の下に「(六十五歳以上である者に限る。)」を加え

六条第一号の年金たる保険給付とみなされた附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた障害年金の受給権者について平成六年改正法第二条の規定による改正後の厚生年金保険法第五十六条の規定を適用する場合においては、同条第一号中「障害等級に該当する程度の障害の状態」以下この条文にあるのは国民

年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)。以下この号において「昭和六十年改正法」という。第五条の規定による改正前の船員保険法の障害年金を受ける程度の障害の状態(以下この号)、「障害厚生年金」とあるのは昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた障害年金」とする。

附則第七十八条第一項中「第五項まで及び第七項」を「第六項まで及び第八項」に改め、同条第二項の表中「一千六百三円」を「三千四十七円」に、「十九万一千円」を「二十二万四千四百円」に、「六万四千円」を「七万四千八百円」に、「十六万六千円」を「七十八万円」に、「十一万八千円」を「十四万九千六百円」に、「一十二万四千円」を「二十六万八百円」に、「十万八千二百円」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 厚生年金保険法第五十三条の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金について準用する。この場合において、同条中「第四十八条第一項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十八条第一項」と、障害等級に該当する」とあるのは「同法別表第一に定める」と読み替えるものとする。

附則第八十四条に次の二項を加える。

6 厚生年金保険法第八十一条の二第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「い」とあるのは「い」とある。から国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十四条第二項の規定により当該厚生年金について厚生年金保険の管掌

掌者たる政府が負担する費用(当該代行給付費の算定の基礎となる被保険者期間に係るものに限る。以下この項において「政府負担金」という。)を控除したもの」と、「当該代行給付費の予想額及び」とあるのは「当該代行給付費及び政府負担金の予想額並びに」とする。

附則第八十七条第一項中「第七項まで及び第九項」を「第八項まで及び第十項」に改め、同条第三項の表中「六十二万四千七百二十円」を「七十三万一千百八十円」に、「四万五千六百四十八円」を「四万八千七百五十一円」に、「四十六万八千五百四十円」を「五十四万八千四百六十円」に、「十九万一千円」を「二十二万四千四百円」に、「三十八万四千円」を「四十四万八千八百円」に、「六万四千円」を「七万四千八百円」に、「三十一万一千三百六十円」を「三十六万五千六百四十円」に、「六十六万六千円」を「七十八万円」に、「七万八千九十九円」を「九万一千四百十円」に、「十五万六千八百八十九円」を「十八万一千八百一十円」に、「十二万八千円」を「十四万九千六百円」に、「三十一万四千円」を「二十六万八千八百円」に、「一九一、〇〇〇円」を「二四、四〇〇円」に、「三八四、〇〇〇円」を「四四八、八〇〇円」に、「四四八、〇〇〇円」を「五一三、六〇〇円」に、「六四、〇〇〇円」を「七四、八〇〇円」に、「一千六百三円」を「三千四十七円」に、「百九万三千二百六十円」を「百一十七万九千七百四十円」に、「十万七千八百円」を「十万八千二百円」に改め、同条中第十項を第十一項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の二項を加える。

7 厚生年金保険法第五十三条の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金について準用する。この場合において、同条中「第四十八条第一項の規定によつて消滅するほか、受給権者が」とあるのは「受給権者が」と、「障害等級に該当する」とあるのは「受給権者が」と、「平成十八年四月一日」に改め、同項に次の二項を加える。

年法律第三十四号)第五条の規定による改正前の船員保険法による障害年金を受ける」とに限る。以下この項において「政府負担金」という。)を控除したもの」と、「当該代行給付費の予想額及び」とあるのは「当該代行給付費及び政府負担金の予想額並びに」とする。

附則第八十七条第一項中「第七項まで及び第九項」を「第八項まで及び第十項」に改め、同条第三項の表中「六十二万四千七百二十円」を「七十三万一千百八十円」に、「四万五千六百四十八円」を「四万八千七百五十一円」に、「四十六万八千五百四十円」を「五十四万八千四百六十円」に、「十九万一千円」を「二十二万四千四百円」に、「三十八万四千円」を「四十四万八千八百円」に、「六万四千円」を「七万四千八百円」に、「三十一万一千三百六十円」を「三十六万五千六百四十円」に、「六十六万六千円」を「七十八万円」に、「七万八千九十九円」を「九万一千四百十円」に、「十五万六千八百八十九円」を「十八万一千八百一十円」に、「十二万八千円」を「十四万九千六百円」に、「三十一万四千円」を「二十六万八千八百円」に、「一九一、〇〇〇円」を「二四、四〇〇円」に、「三八四、〇〇〇円」を「四四八、八〇〇円」に、「四四八、〇〇〇円」を「五一三、六〇〇円」に、「六四、〇〇〇円」を「七四、八〇〇円」に、「一千六百三円」を「三千四十七円」に、「百九万三千二百六十円」を「百一十七万九千七百四十円」に、「十万七千八百円」を「十万八千二百円」に改め、同条中第十項を第十一項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の二項を加える。

7 厚生年金保険法第五十三条の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金について準用する。この場合において、同条中「第四十八条第一項の規定によつて消滅するほか、受給権者が」とあるのは「受給権者が」と、「障害等級に該当する」とあるのは「受給権者が」と、「平成十八年四月一日」に改め、同項に次の二項を加える。

年法律第三十四号)第五条の規定による改正前の船員保険法による障害年金を受ける」とに限る。以下この項において「政府負担金」という。)を控除したもの」と、「当該代行給付費の予想額及び」とあるのは「当該代行給付費及び政府負担金の予想額並びに」とする。

附則第八十七条第一項中「第七項まで及び第九項」を「第八項まで及び第十項」に改め、同条第三項の表中「六十二万四千七百二十円」を「七十三万一千百八十円」に、「四万五千六百四十八円」を「四万八千七百五十一円」に、「四十六万八千五百四十円」を「五十四万八千四百六十円」に、「十九万一千円」を「二十二万四千四百円」に、「三十八万四千円」を「四十四万八千八百円」に、「六万四千円」を「七万四千八百円」に、「三十一万一千三百六十円」を「三十六万五千六百四十円」に、「六十六万六千円」を「七十八万円」に、「七万八千九十九円」を「九万一千四百十円」に、「十五万六千八百八十九円」を「十八万一千八百一十円」に、「十二万八千円」を「十四万九千六百円」に、「三十一万四千円」を「二十六万八千八百円」に、「一九一、〇〇〇円」を「二四、四〇〇円」に、「三八四、〇〇〇円」を「四四八、八〇〇円」に、「四四八、〇〇〇円」を「五一三、六〇〇円」に、「六四、〇〇〇円」を「七四、八〇〇円」に、「一千六百三円」を「三千四十七円」に、「百九万三千二百六十円」を「百一十七万九千七百四十円」に、「十万七千八百円」を「十万八千二百円」に改め、同条中第十項を第十一項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の二項を加える。

7 厚生年金保険法第五十三条の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金について準用する。この場合において、同条中「第四十八条第一項の規定によつて消滅するほか、受給権者が」とあるのは「受給権者が」と、「障害等級に該当する」とあるのは「受給権者が」と、「平成十八年四月一日」に改め、同項に次の二項を加える。

12 第四種被保険者については、厚生年金保険法第八十二条の二の規定は適用しない。

附則第四十三条に次の二項を加える。

12 第四種被保険者については、厚生年金保険法第八十二条の二の規定は適用しない。

附則第四十四条第八項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「並びに同法附則第八条第一項及び第二項」を「同法附則第八条第一項及び第二項」の下に「及び第八十二条の二」を加える。

附則第四十八条第二項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「並びに同法附則第八条第一項及び第二項」を「同法附則第八条第一項及び第二項」の四及び第二十九条並びに国民年金法等の一部を改める法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十四条第二項の規定により当該厚生年金について厚生年金保険の管掌

ただし、当該障害に係る者が当該初診日において六十五歳以上であるときは、この限りでない。

附則第二十条第一項中「平成八年四月一日」を「平成十八年四月一日」に改め、同項に次の二項を加える。

12 第四種被保険者については、厚生年金保険法第八十二条の二の規定は適用しない。

附則第四十四条第八項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「並びに同法附則第八条第一項及び第二項」を「同法附則第八条第一項及び第二項」の四及び第二十九条並びに国民年金法等の一部を改める法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十四条第二項の規定により当該厚生年金について厚生年金保険の管掌

を改正する法律(平成六年法律第二十号。以下「平成六年改正法」という。)附則第十四条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)に改め、同条第三項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第四項中「新厚生年金保険法附則第八条第二項」を「厚生年金保険法附則第九条の四第一項」に改め、同条第五項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第七項中「新厚生年金保険法附則第十四条第一項」を「厚生年金保険法附則第十四条第一項」に改める。

附則第五十一条中「新厚生年金保険法第四十三条」を「厚生年金保険法第四十四条の二第一項」に、「新厚生年金保険法第四十四条の二第一項」を「厚生年金保険法第四十四条の二第一項」に、「附則第九条第一項第一号」を「附則第九条の二第一項第二号」(同法附則第九条の三第一項及び第三項)、同条第五項においてその例による場合を含む。)並びに第九条の四第一項(同法附則第十八条の三第一項及び第二十八条の四第一項においてその例による場合を含む。)並びに平成六年改正法附則第十七条第二項、第十八条第二項及び第四項並びに第十九条第一項及び第四項においてその例による場合を含む。)並びに平成六年改正法附則第十九条第一項及び第二項並びに平成六年改正法附則第十四条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)に改める。

附則第五十七条中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「並びに附則第八条第一項及び第二項」を「附則第八条」に、「並びに第二十八条の四第一項」を「第二十八条の四第一項並びに第二十九条第一項並びに平成六年改正法附則第十五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)」に改める。

生年金保険法附則第八条第一項第一号及び第一号^二を「厚生年金保険法附則第八条第一号」に、同条第二項中「新厚生年金保険法附則第八条第一項」を「厚生年金保険法附則第九条の四第一項」を、「厚生年金保険法附則第九条の四第一項及び第四項及び第六項並びに第十二条の三第四項並びに平成六年改正法附則第十四条第一項及
び第三項並びに第十五条第一項」に、「同項」を「これら^六の規定」に改める。
附則第五十九条第一項中「附則第九条第一項」を「附則第九条の二第二項^七(同法附則第九条の三第一項及び第三項(同条第五項においてその例による場合を含む。)並びに第九条の四第一項(同法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第一項においてその例による場合を含む。)並びに平成六年改正法附則第十七条第二項^八、第十八条第二項^九及び第四项^十(同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。)並びに第十九条第二項及び第四項に
おいてその例による場合を含む。)」に改め、同条第二項中「新厚生年金保険法附則第八条第一項又は第二項」を「厚生年金保険法附則第八条又は平成六年改正法附則第十四条第一項若しくは
第三項若しくは第十五条第一項」に改め、同条第三項中「附則第九条第一項第一号」を「附則第九条の二第二項第一号(同法附則第九条の三第一項及び第三項(同条第五項においてその例による場合を含む。)並びに第九条の四第一項(同法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第一項においてその例による場合を含む。)及び第四项(同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。)並びに平成六年改正法附則第十七条第二項^七、第十八条第二項^八及び第十九条第二項^九並びに第十九条第二項及び第四项においてその例による場合を含む。)」に改める。

則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。)並びに平成六年改正法附則第十七条第二項、第十八条第二項及び第四項並びに第十九条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。)に改める。

附則第六十二条第一項中「新厚生年金保険法附則第九条第二項及び第三項」を「厚生年金保険法附則第九条第一項及び第二項」に改め、同条第三項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

(老齢厚生年金の支給停止の特例)

第六十二条の一 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(当該老齢厚生年金に係る同法附則第九条の二第二項第一号に規定する額が当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間(当該被保険者期間について附則第六十一条の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の当該被保険者期間とする)を基礎として計算した附則第五十九条第二項第二号に規定する額を超えるものに限る。)に係る同法附則第十一条の四、第十一条の六第四項、第五項及び第八項、第十三条第四項及び第五項並びに第十三条の二第三項並びに平成六年改正法附則第二十三条第三項から第五項まで、第二十五条第三項、第四項、第八項及び第九項並びに第二十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十一条の三 平成六年改正法附則第二十五条
第一条項、第二項、第五項から第七項まで及び
第十四項の規定は、同条第一項に規定する
老齢厚生年金の受給権者(女子に限る。)が厚
生年金保険の被保険者(前月以前の月に属す
る日から引き続き当該被保険者の資格を有す
る者に限る。)である日が属する月について、
その者が船員保険法の規定による高齢雇用繼
続基本給付金又は高齢再就職給付金の支給を
受けることができる場合について準用する。
この場合において、「これらの規定に關し必要
な技術的読替えは、政令で定める。
附則第六十三条第一項中「並びに同法附則第八
条」を、「同法附則第八条」に改め、「第二十
五条の三」の下に「並びに平成六年改正法附則第十
四条及び第十五^六条」を加え、同条第二項を次の
よう改める。

八項」を「第八項まで及び第十項」に改め、同条第二項中「次項」の下に「及び第六項」を加え、同項の表中旧厚生年金保険法第四十六条第一項の項、旧厚生年金保険法第四十六条第二項の項、旧厚生年金保険法第四十六条の七第一項の項、旧厚生年金保険法第四十六条の七第一項の項及び旧交渉法第十九条の三第一項の項を削り、同条中第八項を第十項とし、第五項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の二項を加える。

三項(同法第五十一条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は同法による老齢年金及び障害年金について、同法第五十九条第一項、第六十二条第一項及び第六十三条第二項(同法第六十八条の六において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は同法による遺族年金及び通算遺族年金について、それぞれなおその効力を有する。この場合において、同法第四十四条第一項及び同条第三項第七号中「十八歳未満の」とあるのは「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあら」と、同項第六条及び同法第六十三条第二項第一号中「十八歳に達した」とあるのは「十八歳に達した日以後の最初の二月三十一日が終了した」と、同法第五十九条第一項第二号及び第六十三条第二項第二号中「十八歳未満である」とあるのは「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」と読み替えるものとする。

附則第七十一条第一項中「国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第二号。)」を「平成十八年四月一日」に改め、同項に次のただし書きを加える。
ただし、当該死亡に係る者が当該死亡日において六十五歳以上であるときは、この限りでない。

のとされた規定の適用に關し必要な技術的
替えは、政令で定める。
附則第六十四条第一項中「平成八年四月一日」
を「平成十八年四月一日」に改め、同項に次のた
だし書を加える。
ただし、当該障害に係る者が当該初診日に
おいて六十五歳以上であるときは、この限り
でない。
附則第六十四条第一項中「平成八年四月一日」
を「平成十八年四月一日」に改め、同項に次のた
だし書を加える。

二
八

官報(号外)

二十二条並びに第二十七条第一項及び第二項の規定の適用については、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(平成六年改正法附則第十七条の規定によりその額が計算されているものに限る。)とみなす。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第八十二条に次の二項を加える。

3 厚生年金保険法附則第十三条第四項及び第五項の適用については、当分の間、これらの規定中「第一百三十二条第二項」とあるのは、「第一百三十二条第二項に規定する額又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十二条第一項」とする。

附則第八十四条第四項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第八十六条第一項中「並びに同法附則第八条を「同法附則第八条」に改め、「第二十八条の三」の下に「並びに平成六年改正法附則第十五条及び第十五条」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に関する必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第八十七条第一項中「第八項まで及び第十項」を「第十項まで及び第十二項」に改め、同条第三項中「次項」の下に「及び第七項」を加え、同項の表中旧船員保険法第三十八条第一項及び第三十九条ノ五第一項の項、旧船員保険法第三十八条第二項、旧船員保険法第三十九条ノ五第二項の項並びに旧交渉法第十六条第一項及び第十九条の三第二項の項を削り、同条中第十一項を第十三項とし、第六項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の二項を加える。

6 旧船員保険法第三十六条第一項の規定は同

法による老齢年金について、同法第四十一条ノ一第一項の規定は同法による障害年金について、同法第二十三条第二項及び第五十条ノ四(同法第五十条ノハノ五において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は同法による遺族年金及び通算遺族年金について、それぞれなおその効力を有する。この場合において、同法第二十三条第二項第一号中「十八歳以上ノ子又ハ孫」とあるのは「子又ハ孫(十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタルモノニ限ル)」と、同項第三号中「十八歳以上六十歳未満ノ兄弟姉妹」とあるのは「六十歳未満ノ兄弟姉妹(十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタルモノニ限ル)」と、同法第三十六条第一項及び第四十二条ノ二第一項中「十八歳未満ノ」とあるのは「十八歳ニ達スル日以後ノ最初ノ三月三十一日迄ノ間ニ在ル」と、「十八歳以上ト」とあるのは「十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタルト」と、同法第五十条ノ四第五号中「十八歳ニ達シタル」とあるのは「十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタル」と読み替えるものとする。

7 第一項に規定する年金たる保険給付のうち老齢年金及び通算老齢年金並びに改正前の法律第五五号による特例老齢年金(その受給権者が六十歳以上六十五歳未満であるものに限る。)は、厚生年金保険法附則第十三条第三項から第五項まで及び第十三条の二並びに平成六年改正法附則第十九条第一項、第一二〇条、第一二二条並びに第二十七条第一項及び第二項の規定の適用については、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(平成六年改正法附則第十七条の規定によりその額が計算されるるものに限る。)とみなす。この場合において、これらの規定の適用に関する必要な技術的

読替えは、政令で定める。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一
部改正)

第百四条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「沖縄の厚生年金保険法」を「前二項に定められたものほか、沖縄の厚生年金保険法」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 沖縄の厚生年金保険法による被保険者であつた期間を有する者(昭和二十年四月一日以前に生まれた者に限る。)であつて、政令で定められたところにより、昭和二十九年五月一日から昭和四十四年十二月三十一日までの間ににおいて国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四条)第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第六条第一項の適用事業所に相当する事業所又は事務所に使用されていた期間を有すると認められるものその他政令で定めるものは、厚生年金保険法の規定にかかわらず、同法第八十一条第一項の規定により徴収される保険料のほか、政令で定められたところにより、厚生年金保険の管掌者たる政府に保険料を納付することができる。

5 前項の規定による納付を行つた者に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金等の額の計算方法については、同法の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

(中国残留邦人等の生活保護の促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律の一部改正)

第十三條 中国残留邦人等の生活保護の促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の二条を加える。

日以後に生まれた者であって、永住帰國した日から引き続き一年以上本邦に住所を有するものに限る。)に係る国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による第一号被保険者としての被保険者期間その他同法に規定する事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

(年金福祉事業団法の一部改正)

第十四条

年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第十七条に次の二項を加える。

3 事業団は、前二項の業務のほか、厚生大臣の認可を受けて、国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第十八条第一項又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第一項第二号の規定による教育資金の小口貸付けを受けようとする厚生年金保険又は国民年金の被保険者(国民年金法第七条第一項第二号に規定する第一号被保険者を除く。)で厚生省令で定める要件を満たしているものに対して、その貸付けを受けたことについて国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行うことをその業務とすることができる。

第十八条第一項中「までに掲げる業務の一部を」の下に「政令で定める法人に対し同項第三号に掲げる業務のうち政令で定めるものを」を加え、同条第四項中「金融機関」の下に「又は政令で定める法人」を加え、同条に次の二項を加える。

5 事業団は、国民金融公庫法第四条第三項又は沖縄振興開発金融公庫法第二十条第三項の規定により国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の業務の委託を受けたときは、被保険者の福祉の増進に必要な業務を行つ法人で政令で定めるものに対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。前項の規定は、この場合について準用する。

の改正規定、同法附則第十一條の次に五条を
加える改正規定(同法附則第十一條の五に係
る部分に限る)及び同法附則第十三條の二の
次に一条を加える改正規定並びに附則第二十
四條の規定 平成八年四月一日

四五 第四條の規定及び第十一条中國民年金法等
の一部を改正する法律附則第六十二条の次に
見出し及び二条を加える改正規定並びに附則
第二十五条〇(及び第二十六条十)
第二十五条〇の規定 平成九年四月一日

次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から
適用する。

一 第一条の規定(国民年金法第三十三条の二第一項中「十八歳
未満の子又は二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の
状態にある子」を「子(十八歳に達する日以後の最初の三月三
十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に
該当する障害の状態にある子に限る)」に改める改正規定を除く。)による改正後の国民年金法第六十一条の二(第二十七条
による改正後の国民年金法第六十一条の二(第二十七条
第三十三条、第三十三条の二第一項、第三十八条、第三
十九条第一項及び第三十九条の二の規定、第一条の規定によ
る改正後の厚生年金保険法第三十四条、第四十四条、第五十
一条、第五十条の二、第六十二条及び附則第九条の規定、第六
条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する
法律附則第五条の規定、第八条の規定(厚生年金保険法等の
一部を改正する法律附則第三十五条第一項中「第四十二條
第一項及び」の下に「附則第十九条第三項並びに」を加える
二(第二十七条による改正後の厚生年金保険法等の一部を
改正する法律附則第三十五条の規定、第十条の規定による改
正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条、附
則第三十二条第一項(附則第五十九条、附則第六十条、附則
第七十八条第一項及び附則第八十七条第三項の規定、第十七
条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条及び第五条の
二の規定、第十八条の規定による改正後の特別児童扶養手当
等の支給に関する法律第四条、第八条及び第十八条の三
の規定並びに附則第八十七条第三項の規定 平成六年十月一日
一 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十条及び
第八十二条の規定並びに附則第十三条第一項及び第一項並び
に附則第三十五条第一項から第五项までの規定 この法律の
施行の日以下「施行日」という。)の属する月の初日

(候計)

第一条 政府は、長期的に安定した年金制度を維持していくため、平成七年以降において初めて行われる財政再計算の時期を日途として、年金事業の財政の将来の見通し、国民負担の推

移、基礎年金の給付水準、費用負担の在り方等を勘案し、財源を確保しつゝ、基礎年金の国庫負担の割合を引き上げることについて総合的に検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

(国民年金の年金たる給付に関する経過措置)

第三条 平成六年九月以前の月分の国民年金法による

年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」とい

う。)附則第三十二条第一項に規定する年金たる

年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法

第三十四条。以下「昭和六十年改正法」とい

いて「旧法障害年金」という。)の受給権を有して
いたことがある者(同日において当該旧法障害
年金の受給権を有する者を除く。)が、当該旧法
障害の状態に該当するに至ったとき)から六十
五年に達する日の前日までの間に、国民年金法
において障害等級に該当する程度の障害の状態
にあるとき、又は(同月一日)から六十五歳に達す
る日の前日までの間ににおいて、障害等級に該當
する程度の障害の状態に該当するに至ったとき
は、その者は、平成六年十一月一日(同日におい
て障害等級に該当する程度の障害の状態にない
者については、障害等級に該当する程度の障害
の状態に該当するに至ったとき)から六十五歳
に達する日の前日までの間に、国民年金法第三
十条第一項の障害基礎年金の支給を請求するこ
とができる。

三 平成六年十月一日前に厚生年金保険法による
障害厚生年金若しくは昭和六十年改正法第三条
の規定による改正前の厚生年金保険法(以下「旧
厚生年金保険法」という。)による障害年金(昭和
六十年改正法附則第八十七条第一項〇)により厚
生年金保険の管掌者たる政府が支給するものと
されたもの及びこれに準するものとして政令で
定めるものを含む。)又は法律によって組織され
た共済組合(以下単に「共済組合」という。)が支
給する障害共済年金若しくは障害年金(以下この
項において「障害厚生年金等」という。)の受給
権を有していたことがある者(同日において当
該障害厚生年金等の受給権を有する者を除く。)
が、当該障害厚生年金等の支給事由となつた傷
病により、(同日において障害等級に該当する程
度の障害の状態にあるとき、又は(同月一日)から
六十五歳に達する日の前日までの間ににおいて、
障害等級に該当する程度の障害の状態に該当す
るに至ったとき(第一項に該当する場合を除く

く。)は、その者は、平成六年十月一日(同日にお
いて障害等級に該当する程度の障害の状態に
ない者にあっては、障害等級に該当する程度の
障害の状態に該当するに至ったとき)から六十
五年に達する日の前日までの間に、国民年金法
第三十条第一項の障害基礎年金の支給を請求す
ることができる。

4 前三項の請求があつたときは、国民年金法第
三十条第一項の規定にかかるらず、その請求を
した者に同項の障害基礎年金を支給する。

5 第一項の規定は、平成六年十月一日前に国民
年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金
の受給権を有していたことがある者について準
用する。

6 第二項の規定は、旧国民年金法による障害福
祉年金の受給権(昭和六十年改正法附則第二十
五条第三項の規定により消滅したもの)を除く。)
を有していたことがある者について準用する。

7 前二項において準用する第一項又は第二項の
請求があつたときは、国民年金法第三十条の四
第一項の規定にかかるらず、その請求をした者
に同項の障害基礎年金を支給する。

八 平成七年七月以前の月分の障害基礎年金
の支給の停止については、なお従前の例によ
る。

九 第四条 平成七年七月以前の月分の障害基礎年金
の支給の停止については、なお従前の例によ
る。

五 第五条 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その
疾病又は負傷及びこれらに起する疾病(以下
この項において「傷病」という。)について初めて
医師又は歯科医師の診療を受けた日(その日が
昭和三十六年四月一日から昭和六十一年三月三
一日までの間にあるものに限る。以下この項
において「初診日」という。)において、国民年金
の被保険者(厚生年金保険の被保険者、船員保
険の被保険者(昭和六十年改正法第五条の規定
による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第
七十三号)第十九条ノ三の規定による被保険者

平成六年十一月一日 参議院会議録第六号(その二) 国民年金法等の一部を改正する法律案

三

職員共済組合の任意継続組合員を含む)である
た者であつて、当該傷病による障害について障
害基礎年金又は国民年金法第五条第一項に規定
する被用者年金各法に基づく障害を支給事由と
する年金たる給付その他の障害を支給事由とす
る年金たる給付であつて政令で定めるもの受
給権を有していたことがないものが、当該傷病

（老齢基礎年金の支給の繰上げに関する経過措置）
した者に同項の障害基礎年金を支給する。
第六条 第一条の規定による改正後の国民年金法
(以下「改正後の国民年金法」という。)附則第九条
の二第一項の規定は、昭和十六年四月一日以前に
前に生まれた者であつて国民年金の被保険者で
あるものについては、適用しない。
改正後の国民年金法附則第九条の二第一項の

法による保険料については、改正後の国民年金法第八十七条第四項中「一万千七百円」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる額(同表の下欄に掲げる年の前年までの間ににおいて改正後の国民年金法第十六条の二)の規定により年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、平成五年の年平均の物価指数(総務厅において作成する全国消費者物価指数)をいう。以下

同じ。)に対する同表の(下欄に掲げる前年ににおける直近の同条の規定による年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられた年の前年の年平均の物価指數の割合を同表の中欄に掲げる額に乘じて得た額とし、その額に五十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)に読み替えるものとする。

平成八年四月から平成九年三月までの月分	一万二千二百円	平成八年
平成九年四月から平成十年三月までの月分	一万二千七百円	平成九年
平成十年四月から平成十一年三月までの月分	一万三千二百円	平成十年
平成十一年四月以後の月分	一万三千七百円	平成十一年

2 前項の規定にかかわらず、国民年金法第八十九条第四項に定める保険料の額は、平成十二年四月以後においては、法律で定めるところにより引き上げられるものとする。

第一項の規定により届出が行われたときは、国民年金法附則第七条の三の規定にかかるらず、届出が行われた日以後、届出に係る期間は保険料納付済期間に算入する。

第九条 国民年金法第七条第一項第三号に規定す

年金法による老齢年金者について追算老齢年金の受給権者が第一項の規定による届出を行い、

る第三号被保険者(以下この項において単に「第三号被保険者」という。)又は第三号被保険者であつた者は、平成七年四月一日前のその者の第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間

前項の規定により届出に係る期間が保険料納付期間に算入されたときは、当該届出のある日の属する月の翌月から、年金額を改定す

のうち、同法附則第七条の三の規定により同法第五条第二項に規定する保険料納付済期間(以下「保険料納付済期間」といふ。)に算入され

5 第三項の規定により第一項の届出に係る期間が保険料納付済期間に算入された者に対する昭

下單に「保険料納付済期間」といふのは算入されない期間(同法附則第七条の二の規定により保険料納付済期間に算入されない第三号被保険者

和六十年改正法附則第十八条及び厚生年金保険法附則第十五条の規定の適用については、昭和六十年改正法附則第十八条第一項中「同日以後

としての国民年金の被保険者期間を除く。)について、都道府県知事に届出をすることができる。

の国民年金の被保険者期間」とあるのは「同日以後に保険料納付済期間に算入される期間」と、厚生年金保険法附則第十五条中「保険料納付済

2 前項の規定による届出は、平成九年三月三十日までに行わなければならない。

期間」とあるのは「保険料納付済期間に算入される期間」とする。

前項の請求があつたときは、国民年金法第三

(国民年金の保険料に関する経過措置)
第九
第八条 次の表の上欄に掲げる月分の国民年金

第一項の規定による都道府県知事に対する届出は、当該届出をする者の住所地の市町村長(特別区の区長を含む。)を経由してしなければならない。

(任意加入被保険者の特例)

第一項の規定による国民年金の被保険者は、
次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌
日(第一号、第四号又は第五号に該当するに至
ったときは、その日)に、当該被保険者の資
格を喪失する。

第十一条 昭和三十年四月一日以前に生まれた者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）は、同法第七条第一項の規定にかかるらず、都道府県知事に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。ただ

国民年金の被保険者となることができる。ただし、その者が同法による老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有する場合は、この限りでない。

一 日本国内に住所を有する六十五歳以上七十歳未満の者

二 日本国籍を有する者であつて、日本国内に住所を有しない六十五歳以上七十歳未満のも

3 第一項の規定による申出をした者は、その申出をした日(前項の規定により申出があつたものとみなされた者にあつては、六十五歳に達した日)に国民年金の被保険者の資格を取得するものとする。

4 国民年金法第十三条第一項の規定は、第一項の規定による申出があつた場合に準用する。

5 第一項の規定による国民年金の被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、当該被保險者の資格を喪失することができる。

二 国民年金法第五条第一項に規定する被用者
年金各法の被保険者若しくは組合員又は農林
漁業団体職員共済組合の任意継続組合員の資
格を取得したとき。

三 第一項ただし書に規定する政令で定める給
付の受給権を取得したとき。

四 七十歳に達したとき。

五 前項の申出が受理されたとき。

第一項第一号に掲げる者である国民年金の被

第一項の規定による国民年金の被保険者については、改正後の国民年金法第八十九条及び第九十条の規定を適用しない。
(厚生年金保険の年金たる保険給付の額に関する経過措置)

前項の規定により改定された標準報酬に
基づく料金とする。
成六年十一月から平成七年九月までの各月の標準報酬は
標準報酬月額が九万一千円未満である第4種
被保険者又は船員任意継続被保険者の平成六年
一月の翌日以後

第十一条 平成六年九月以前の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付並びに昭和六十年改正法附則第七十八条第一項及び第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

十月から平成七年九月までの標準報酬月額は、昭和六十年改正法附則第五十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧年金保険法第二十六条又は昭和六十年改正法附則第五十条第三項の規定にかかわらず、九万二千円とする。

[第十一] 条 平成六年十一月一日前に厚生年金保険法の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続いた厚生年金保険の被保険者の資格を有する者(昭和六十年改正法附則第四十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第十五条第一項又は昭和六十年改正法附則第四十三条第二項若しくは第五項の規定により当該被保険者の資格を有する者(以下「第四種被保険者」という。)及び昭和六十年改正法附則第四十四条第一項の規定により当該被保険者の資格を有する者(以下「船員任意継続被保険者」という。)を除く。)のうち、平成六年七月一日から同年九月三十日までの間に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者又は厚生年金保険法第二十三条第一項の規定により同年八月若しくは同年九月から標準報酬が改定された者であつ

第十三条 平成六年十月一日前に厚生年金保険による障害厚生年金の受給権を有していた者(四)
ある者は(施行日)において当該障害厚生年金の受給権を有する者を除く。が、当該障害厚生年金全額の支給事由となった傷病により、(同日)において当該障害等級(一)に該当する程度の障害の状態にあるときは、又は(同日)において当該障害等級(二)から六十五歳に達する日の前日までの間に該当する程度の障害の状態に至ったときは、その者は、(平成六年十月一日)において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者にあっては、障害等級(三)に該当するに至ったときは、その者は、(施行日)

いでは、第一号被保険者とみなし、当該被保険者三二〇四民年金の被保険者期間は、同法施行

施行日の属する月の前月
同年同月の標準報酬月額が八万六千円以下

であるもの又は五十三万円であるもの（(註)は標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が五十四万五千円未満であるものを除く。）の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第一十一条の規定による改正後の厚生年金保険法第一十一条の規定による標準報酬の基礎となつて、都道府県知事が改定する。

平成六年十一月一日 参議院会議録第六号(その一) 国民年金法等の一部を改正する法律案

級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、から六十五歳に達する日の前日までの間に、同法第四十七条第一項の障害厚生年金の支給を請求することができる。

^{施行日} 平成六年十月一日前に旧厚生年金保険法による障害年金(昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の被保険者たる政府が支給するものとされたもの及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において「旧法障害年金」という。)の受給権を有していたことがある者(同日において当該旧法障害年金の受給権を有する者を除く。)が、当該旧法障害年金の支給事由となつた傷病

^{施行日} により、同日において障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は同月二日から六十五歳に達する日の前日までの間に、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、^{施行日} 平成六年十月一日

(同日において障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、厚生年金保険法第四十七条第一項の障害厚生年金の支給を請求することができる。)が、当該旧法障害年金の支給権を有するものとして政令で定めるものを含む。以下この項において「旧法障害年金」という。)の受給権を有していたことがある者(同日において当該旧法障害年金の受給権を有する者を除く。)が、当該旧法障害年金の支給事由となつた傷病

(老齢厚生年金の支給開始年齢の特例)

第十四条 第三条の規定による改正後の厚生年金保険法(以下「改正後の厚生年金保険法」とい

う。)附則第九条の四第一項に規定する坑内員たる被保険者(以下単に「坑内員たる被保険者」という。)であつた期間又は同項に規定する船員たる被保険者(以下単に「船員たる被保険者」とい

う。)であった期間を有する六十歳未満の者(昭和二十一年四月一日以前に生まれた者に限る。)が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者については、改正後の厚生年金保険法附則第八条に該当するものとみなして同条の老齢厚生年金を支給する。

一 五十五歳以上であること。
二 坑内員たる被保険者があつた期間と船員たる被保険者があつた期間とを合算した期間が十五年以上であること。

三 厚生年金保険法第四十二条ただし書に該当しないこと。

2 前項に規定する坑内員たる被保険者があつた期間又は船員たる被保険者があつた期間の計算

については、改正後の厚生年金保険法附則第九条の四第一項の規定を準用する。

3 第一項の規定は、坑内員たる被保険者であつた期間又は船員たる被保険者があつた期間とを合算した期間又は同項の下欄に掲げる年齢に達していないもの又は昭和二十九年四月一日以後に生まれた者であつて六十歳に達していないものに限る。)が厚生年金保険の被保険者である間は、改正後の厚生年金保険法附則第十一条の三の規定にかかる六十歳に達する日の前日までの間に、厚生年金保険法第四十七条第一項の障害厚生年金の支給を請求することができる。

3 前二項の請求があつたときは、厚生年金保険法第四十七条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害厚生年金を支給する。

第十五条 当分の間、厚生年金保険の被保険者期間が四十五年以上であり、かつ、坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上である六十歳未満の者(昭和二十一年四月一日以後に生まれた者であつて、改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(附則第十四条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。))

2 第十六条 第二条の規定による老齢厚生年金(附則第九条の表の上欄に掲げる者であつて同表の下欄に掲げる年齢に達していないものに限る。)について準用する。この場合において、同項第一号中「四百四十四」とあるのは、「四百四十四(当該老齢厚生年金の受給権者が昭和九年四月一日以前に生まれた者であつて六十歳に達していないものに限る。)」と読み替えるものとする。

3 改正後の厚生年金保険法第四十四条及び第四十四条の二の規定は、改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、改正後の厚生年金保険法第四十四条第一項中「当時」とあるのは、「当時(その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、附則第九条第二項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。)」と、「前条」とあるのは、「四百四十四(当該老齢厚生年金の受給権者が昭和九年四月一日以前に生まれた者であつて、四百三十二とする。)」とする。

2 昭和六十年改正法附則第五十九条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百四十四」とあるのは、「四百四十四(当該老齢厚生年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者であつたときは、附則第九条及び国民年金法等の一部を改

昭和二十一年四月一日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	五十六歳
昭和二十三年四月一日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	五十七歳
昭和二十五年四月一日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	五十八歳
昭和二十七年四月一日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	五十九歳

第十七条 第二条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九条第一項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百四十四」とあるのは、「四百四十四(当該老齢厚生年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者であつたときは、附則第九条第二項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。)」と、「前条」とあるのは、「附則第九条及び国民年金法等の一部を改

正する法律(平成六年法律第 号)附則第十
八条第二項においてその例によるものとされた
附則第九条の「第二項」と、「同条」とあるのは
「これららの規定」と、改正後の厚生年金保険法第
四十四条の「第一項中「第四十三条に規定する
額」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する
法律附則第十七条第二項においてその例による
ものとされた附則第九条の「第二項第一号に規
定する額」と読み替えるものとする。

四 改正後の厚生年金保険法附則第十八条の二
第二項の規定については、当分の間、同
項中「第四十四条第一項」とあるのは、「第四十
二項において準用する場合を含む。」とする。

五 改正後の厚生年金保険法附則第九条
第十九条 男子であつて次の表の上欄に掲げる者
が、同表の下欄に掲げる年齢以上六十五歳未満
である間ににおいて、改正後の厚生年金保険法附
則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を
取得した場合においては、厚生年金保険法第四
十三条及び改正後の厚生年金保険法附則第九条
の二から第九条の四までの規定は、当該老齢厚
生年金については、適用しない。

昭和十六年四月一日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和十八年四月一日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和二十年四月一日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和二十二年四月一日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

六 前項に規定する場合においては、当該老齢厚
生年金の額は、改正後の厚生年金保険法附則第
九条の二第二項の規定の例により計算する。

七 改正後の厚生年金保険法第四十四条及び第四
十五条の規定による老齢厚生年金について
前項の規定を適用する場合に準用する。この場
合において、改正後の厚生年金保険法第四十四
条第一項中「当時」とあるのは「当時(その権利を
取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の
基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満
であったときは、附則第九条第二項の規定によ
り当該月数が二百四十以上となるに至つた当
時。第三項において同じ。)」と、「前条」とある
のは「附則第九条及び国民年金法等の一部を改
正する法律(平成六年法律第 号)附則第十
八条第一項においてその例によるものとされた
附則第九条の「第二項」と、「同条」とあるのは
「これららの規定」と、改正後の厚生年金保険法第
四十四条の「第一項中「第四十三条に規定する
額」とあるのは「附則第九条の「第二項第一号に
規定する額」と読み替えるものとする。

八 男子である改正後の厚生年金保険法附則第八
条の規定による老齢厚生年金(改正後の厚生年
金保険法第四十三条及び附則第九条の規定によ
りその額が計算されているものに限る。)の受
給権者(第一項の表の上欄に掲げる者に限る。)
が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、改
正後の厚生年金保険法附則第九条の二第二項の
規定の例により老齢厚生年金の額を計算するも
のとし、その年齢に達した月の翌月から、年金
の額を改定する。

九 改正後の厚生年金保険法第四十四条及び第四
十五条の規定は、改正後の厚生年金保険法附則第
八条の二第二項の規定の例により計算する。

十 改正後の厚生年金保険法第四十四条及び第四
十五条の規定は、改正後の厚生年金保険法附則第
八条の二第二項の規定の例により計算する。

平成六年十一月一日 参議院会議録第六号(その一) 国民年金法等の一部を改正する法律案

前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、改正後の厚生年金保険法第四十四条第一項中「当時」とあるのは「当時(その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、附則第九条第二項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた當時。第三項において同じ。)」と、「前条」とあるのは「附則第九条及び同法附則第十九条第四項において当時。第三項において同じ。)」と、「前条」とあるのは「附則第九条及び国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第一号)附則第十九条第二項においてその例によるものとされた附則第九条の二第一項」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、改正後の厚生年金保険法第四十四条の二第一項中「第四十三条规定する額」とあるのは「附則第九条の二第一項第二号に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第一項第一項中「第四十三条规定する額」とあるのは「附則第九条の二第一項第一項第二号に規定する額」と読み替えるものとする。

4 女子である改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(改正後の厚生年金保険法第四十三条及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。)の受給権者(第一項の表の上欄に掲げる者に限る。)が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定によりその例により老齢厚生年金の額を計算するものとし、その年齢に達した月の翌月から、年金の額を改定する。

5 改正後の厚生年金保険法第四十四条及び第四十五条の二の規定は、改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、改正後の厚生年金保険法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第一号)附則第十九条第一項の表の上欄に掲げる年齢に達した当時(その年齢に達した當時の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満としたときは、附則第九条第二項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた當時。第三項において同じ。)」と、「前条」とあるのは「附則第九条及び同法附則第十九条第四項において当時。第三項において同じ。)」と、「前条」とあるのは「附則第九条及び国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第一号)附則第十九条第二項においてその例によるものとされた附則第九条の二第一項」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、改正後の厚生年金保険法第四十三条规定する額」とあるのは「附則第九条の二第一項第一項中「第四十三条规定する額」とあるのは「附則第九条の二第一項第一項第二号に規定する額」と読み替えるものとする。

6 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、改正後の厚生年金保険法附則第九条の三第三項及び第四項又は第九条の四第四項及び第五項の規定により当該老齢厚生年金の額が改定されたときは、前二項の規定は、適用しない。

7 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後においては、改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第二項から第三項まで、第九条の三第三項及び第四項並びに第九条の四第四項及び第五項の規定により当該老齢厚生年金の額が改定されたときは、前二項の規定は、適用しない。

8 女子である改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第一項から第三項までまでの二十分に相当する部分の支給を停止する。

2 第一項に規定する改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の百分の二十に相当する部分の支給を停止する。

3 第一項に規定する改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった者に支給するものに限る。については、第一項中において、その者の標準報酬月額と基本月額との合計額が二〇〇万円以下であるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、老齢厚生年金の額の百分之二十に相当する部分の支給を停止する。

4 基本月額が二十一〇〇万円を超えて、かつ、標準報酬月額が三十四万円以下であるとき。標準報酬月額に二分の一を乗じて得た額を除して得た額に二分の一を乗じて得た額に、標準報酬月額から三十四万円を控除して得た額を加えた額を除して得た額を加えた額。

5 基本月額が二十一〇〇万円を超えて、かつ、標準報酬月額が三十四万円を超えるとき。三十四万円に二分の一を乗じて得た額を標準報酬月額から三十四万円を控除して得た額を加えた額。

6 第一項に規定する改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった者に支給するものに限る。)に係る期間の全部又は一部が第五項において準用する改正後の厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額」と、「加給年金額を除く。以下この条において同じ」と

あるのは「加給年金額(以下この条において単に「加給年金額」という。)を除く。以下この条において「基金に加入しなかった場合の老齢厚生年金の額」といふ。「全部(支給停止基準額が、老齢厚生年金の額に、基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額の百分の八十に相当する額をえた額に満たないときは、加給年金額を除く。)」とする。

前二項の規定により改正後の厚生年金保険法第二十一条 改正後の厚生年金保険法附則第十二条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金(政令で定めるものを除く。以下同じ。)の受給権者が、男子であつて附則第十八条の表の上欄に掲げる者(前月以前の月に属する日において同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。)であるとき又は女子であつて附則第十九条第一項の表の上欄に掲げる者(前月以前の月に属する日において同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。)であるときは、当該老齢厚生年金については、改正後の厚生年金保険法附則第十二条の二の規定は適用せず、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「附則第十七条第三項、第十八条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項」とあるのは、「改正後の厚生年金保険法附則第九条の一第三項又は第九条の二第二項若しくは第四項(同条第五項においてその例による場合を含む。)」と読み替えるものとす

るものに限る。)については、適用しない。
2 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(その受給権者が昭和十六年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。)は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金(附則第六条第二項の規定によりその支給が停止されているものを除く。)の支給を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。
3 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(次の各号のいずれかに該当するものに限る。)は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる月(その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月及びその者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月を除く。)においては、当該老齢厚生年金に係る改正後の厚生年金保険法附則第九条の第二項第一号に規定する額に相当する部分に限り支給を停止する。

官 報 (号 外)

による支給停止基準額をいう。)に附則第二十(三)条第四項に規定する改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額を加えた額と第一項各号に定める額(その額に十分の二十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額をえた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に二十五分の十を乗じて得た額)に十二を乗じて得た額(第六項において「基礎年金」を受給する者の調整額」という。)との合計額(以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。)以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

4 厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間である者に支給する第一項に規定する老齢厚生年金については、前項中「附則第二十(〇)条第二項」とあるのは「附則第二十(〇)条第三項において読み替えられた同条第二項」と、「全部」とあるのは「全部(調整後の支給停止基準額が、老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。)に、附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は第二十九条第三項若しくは第五項において準用する改正後の厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額の百分の八十に相当する額をえた額に満たないときは、加給年金額を除く。)とす

る。

5 第一項に規定する老齢厚生年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前各項の規定は適用しない。

一 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た

一 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬額の百分の八十五に相当する額以上であるとき。

二 調整額及び基礎年金を受給する者の調整額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

三 第一項から第四項まで及び前項の規定により第一項に規定する老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合においては、厚生年金保険法第三十六条第二項の規定は、適用しない。

四 前各項の規定は、第一項に規定する老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者であるが属する月について、その者が雇用保険法の規定による高年齢再就職給付金(以下この条において単に「高年齢再就職給付金」という。)の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額(以下この条において単に「みななし賃金日額」といふ。)」とあるのは「賃金日額」と読み替えるものとする。

五 改正後の厚生年金保険法附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金(その受給権者が附則第二十一条に該当する者であるものに限る。)については、第四条による改正後の厚生年金保険法附則第十一条の六の規定は適用せず、前各項の規定を適用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

六 次条第六項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金については、第四条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十一条の六の規定は適用せず、第一項、第二項及び第五項

から第八項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

11 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者(昭和十年四月一日以前に生まれた者に限る)が厚生年金保険の被保険者である日が属する月について、その者が高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができ、かつ、当該老齢厚生年金が附則第二十一条第一項(同条第二項において読み替えられる場合を含む)に該当するとき(第五項(第八項において準用する場合を含む)に該当する場合は除く)は、その月の分の当該老齢厚生年金については、同条の規定は適用しない。

12 前項に規定する場合における第一項、第二項及び第六項から第八項までの規定の適用については、第一項中「当該老齢厚生年金につき同条の規定を適用した場合における同条第二項の規定による支給停止基準額」とあるのは「当該老齢厚生年金に係る附則第二十一条第一項第一号に掲げる額」と、第二項中「前項中「同条第二項」とあるのは「同条第三項において読み替えられた同一條第一項」と」とあるのは「前項中」と、「額の百分の八十に相当する額」とあるのは「額(以下「代行部分の総額」という)から代行部分の総額につき改正前の厚生年金保険法附則第十一条の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額を控除して得た額」とする。

13 第四条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十一条の六第二項、第三項、第六項及び第七項並びに第十二条の七の規定は、改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月について、その者が船員保険法の規定による高齢雇用継続基本給付金又は高

14 第四条の規定による改正後の厚生年金保険法
附則第十一條の六並びに前各項の規定は、改正
後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老
齢厚生年金(その受給権者が、平成十九年四月一
日前にその権利を取得したものに限る。)につい
ては、適用しない。

(老齢厚生年金等の受給権者に係る老齢基礎年
金の支給の繰上げの特例等)

第一十六条 次の各号のいずれかに該当する者
は、社会保険庁長官に国民年金法による老齢基
礎年金(以下「」の条において単に「老齢基礎年
金」という。)の一部の支給繰上げの請求をする
ことができる。ただし、その者が改正後の国民
年金法附則第九条の二第一項の請求をしている
ときは、この限りでない。

一 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定
による老齢厚生年金(改正後の厚生年金保険
法第四十三条及び附則第九条の規定によりそ
の額が計算されているものに限る。)の受給権
者(男子であつて附則第十八条第一項の表の
上欄に掲げる者(同表の下欄に掲げる年齢に
達していない者に限る。)であるもの又は女子
であつて附則第十九条第一項の表の上欄に掲
げる者(同表の下欄に掲げる年齢に達してい
ない者に限る。)であるものに限る。)

二 国民年金法第五条第一項第二号から第五号
までに掲げる法律による退職共済年金(前号
に規定する老齢厚生年金に相当するものとし
て政令で定めるものに限る。)の受給権者(政
令で定める者に限る。)

前項の請求があったときは、国民年金法第一

四二

- 2 改正前の老齢厚生年金については、次項及び第四項の規定を適用する場合を除き、なお從前この例による。

3 改正前の老齢厚生年金については、その額の計算に関する規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 改正前の老齢厚生年金については、改正前の厚生年金保険法附則第八条第四項、第十一条、第十三条第三項及び第十三条の二の規定を適用せず、改正後の厚生年金保険法附則第十八条の規定により老齢厚生年金(附則第十七条の規定によりその額が計算されているものに限る。)のみならして、厚生年金保険法附則第十三条第三項から第五項まで及び第十三条の二並びに附則第二十〇条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十七条の規定を適用する。この場合において、これららの規定の適用に関する必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第三十二条 平成七年四月一日において改正前の厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項の規定による特例老齢年金(以下この条において「改正前の特例老齢年金」という。)の受給権を有している者については、改正後の厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項の規定は適用しない。

6 改正前の特例老齢年金については、次項及び第四項の規定を適用する場合を除き、なお從前この例による。

7 改正前の特例老齢年金については、その額の計算に関する規定は、なおその効力を有する。改正前の特例老齢年金については、改正前の厚生年金保険法附則第十二条、第十三条第三項及び第十三条の二の規定を適用せず、改正後の

厚生年金保険法附則第十八条の規定による老齢厚生年金(附則第十七条の規定によりその額が計算されているものに限る。)とみなして、厚生年金保険法附則第十三条第三項から第五項まで及び第十三条の二並びに附則第二十〇条、第二十一条並びに第二十七条第一項及び第二項の規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関する必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十二条 改正前の厚生年金保険法附則第十八条の四第一項の規定による特例遺族年金については、その額の計算に関する規定は、なおその効力を有する。

(厚生年金保険法による脱退一時金に関する経過措置)

第三十三条 改正後の厚生年金保険法附則第十九条の規定は、この法律の公布の日において日本国内に住所を有しない者(同日において国民年金の被保険者であった者及び同日以後国民年金の被保険者となつた者を除く。)については、適用しない。

この法律の公布の日から平成七年三月三十一日までの間に、最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日(同日において日本国内に住所を有していた者にあっては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日)がある者(同年四月一日において国民年金の被保険者であった者及び同日以後国民年金の被保険者となつた者を除く。)について改正後の厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定を適用する場合においては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなつた「日」とあるのは、「平成七年四月一日」とする。

(厚生年金保険の保険料に関する経過措置)

第三十四条 平成六年十月から平成八年九月までの月分の厚生年金保険法による保険料率については、第二条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項中「千分の百七十三・五」とあるのは、「千分の百六十五」とする。

二 昭和六十年改正法附則第五条第十二号に規定する第三種被保險者及び同条第十四号に規定する船員任意継続被保險者の厚生年金保険法による保険料率については、第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項中「千分の百七十三・五」とあるのは、「千分の百九十九国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律八十一号)の施行日の属する月分の百八十三」とする。

三 第四種被保險者の施行日の属する月分の厚生年金保険法による保険料率は、第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項の規定にかかわらず、千分の百四十五とする。

四 船員任意継続被保險者の施行日の属する月分の厚生年金保険法による保険料率は、第二項の規定にかかわらず、千分の百六十三とする。

五 平成六年十月から平成八年九月までの月分にあつては千分の百八十三」とする。

三五 施行日の属する月 平成六年十月から平成八年二月までの間の第二条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項の規定の適用については、同項中「次条第一項に規定する免除保険料率」とあるのは、「千分の三十五」とする。

一四六 平成七年三月三十一日までに厚生年金基金の設立の認可の申請を行った適用事業所の事業主については、第二条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条の二第四項の規定は適用

(第十六条の規定の施行に伴う経過措置)
第三十五条 平成六年九月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 児童扶養手当法第九条及び第九条の二の規定による児童扶養手当の支給の制限並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律第六条の規定による特別児童扶養手当の支給の制限については、第十七条の規定による改正後の児童扶養手当法第三条第一項の規定は、平成七年八月以降の月分の児童扶養手当及び特別児童扶養手当について適用し、同年七月以前の月分の児童扶養手当及び特別児童扶養手当については、なお従前の例による。

(第十七条の規定の施行に伴う経過措置)

第三十六条 平成六年九月以前の月分の特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び昭和六十年改正法附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の額については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三十七条 附則第一条第一項第一号に掲げる改正規定による罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第三十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(第三条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正)

四十九条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

・附則に次の一項を加える。

14 当分の間、第十九条の規定の適用について

平成六年十一月一日 参議院会議録第六号(その二) 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

四四

審査報告書

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。
平成六年十一月一日

参議院議長 原 文兵衛殿 農林水産委員長 青木 幹雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人口構造の高齢化の一層の進展等に対応して、農林漁業団体職員の老後保障等を充実させ、あわせて農林漁業団体職員共済組合制度の長期的安定を図るために、農林漁業団体職員共済組合法に基づく年金について給付の改善を図り、及び六十歳以上六十五歳未満の者に支給する退職共済年金について段階的に給与比例部分に相当する額の給付とし、組合員である間の支給調整を改善する等雇用と年金との連携を図る措置を講ずるとともに、遺族給付等に係る子等の年齢要件の改善等遺族給付及び障害給付の改善の措置等を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、平成六年度一般会計予算に計上されている農林漁業団体職員共済組合事業費補助金四百七十九億二千二百五十万円のうちから支出される。

附帯決議

農林漁業団体職員共済組合法度は、制度発足以來三十年を経てきており、公的年金制度として、農林漁業団体職員の老後保障等において重要な役割を果たしている。よつて政府は、高齢化社会の一層の進展等に対応して、本制度の長期的安定と円滑な運営を確保するため、高齢化社会の一層の進展等に対応して、本制度の長期的安定と円滑な運営を確保する。

2 前項の規定により組合員とされた者が次の

するため、次の事項の実現に万が一を期すべきである。

一 六十歳台前半に支給する退職共済年金の見直しの実施に当たっては、その趣旨の周知徹底を図るとともに、農林漁業団体の定年延長や高齢者雇用の推進等雇用環境の整備に対する適切な指導を行うこと。

二 公的年金制度の一元化については、世代間の公平性を確保しつつ、あわせて急激な負担増を伴わないよう配慮すること。

四 急速な国際化の進展等我が國農林漁業を取り巻く厳しい環境に対処し、本制度に加入している農林漁業団体の組織・経営基盤の安定強化が図られるよう適切に指導すること。

右決議する。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百一十九回国会内閣提出、本院継続審査)
右の内閣提出案は本院において修正議決した。
平成六年十月二十七日

参議院議長 原 文兵衛殿 衆議院議長 土井たか子

(小字及び一は衆議院修正)

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

正する法律

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第一条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項を次のように改める。

各号のいづれかに該当することとなつたときは、同項の規定にかかるらず、当該該当する期間、その者を組合員とする。

三 前二号に掲げる場合のほか、農林漁業団体等から給与を受けず、又は常時勤務に服しない場合であつて政令で定めると成五年に改める。

四 第十九条の三第一項中「昭和六十二年」を「平成五年」に改める。

五 第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級

標準給与の月額

給 一 与 月 額

第一級	九二、〇〇〇円	九五、〇〇〇円未満
第二級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上
第三級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上
第四級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上
第五級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上
第六級	一二六、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円以上
第七級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上
第八級	一四一、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上
第九級	一五六、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上
第十級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上
第十一級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上
第十二級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上
第十三級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上
第十四級	一〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上
第十五級	一一〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第十六級	一二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円未満
第十七級	一六〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円以上
第十八級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上
第十九級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上
第二十級	三一〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円未満

報 (号外)

分の一に相当する額に、標準給与の月額から三十四万円を控除して得た額を加え
た額

基本月額が二十万円を超え、かつ標準給与の月額が三十四万円以下である場合、標準給与の月額の二分の一に相当

二 基本月額が二十〇万円を超え、かつ、標準給与の月額が三十四万円を超える場合、標準給与の月額から十七万円を控除して得た額

その者の標準給与の月額と障害共済年金額の額(第四十二条第一項第二号及び第二項第一号に掲げる額、同条第四項各号に掲げる額のうち政令で定める額に相当する額、第四十三条第一項に規定する加給年金額並びに第四十五条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により算定した額のうち政令で定める額に相当する額を除く。)の百分の八十に相当する額(以下この項において「在職中支給基本額」という。)を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が二〇〇万円以下である場合 在職中支給基本額

から二までに掲げる場合の区分に応じそれ
ぞれイから二までに掲げる額に十二を乗じ
て得た額が在職中支給基本額に満たない場
合 次のイから二までに掲げる場合の区分
に応じそれぞれイから二までに掲げる額に
十二を乗じて得た額を在職中支給基本額か
ら控除して得た額

が、組合に申出をしたときは、前条の規定にかかるわらず、その申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る同条の規定により組合員が負担すべき掛金を免除する。
第六十一条の次に次の二条を加える。

(特別掛金)

第八条 前条の規定による退職共済年金については、第三十八条の三第一項中「受給権者が」とあるのは、「受給権者が厚生年金保険の被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者を除く。)」と

第六十一条の二 組合は、その業務に要する費用(国民年金法の規定による基礎年金拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、第五十四条の規定により徴収する掛け金のか、特別掛け金を徴収する。

特別掛け金は、組合員が賞与等を受ける月につき、徴収するものとする。

3 特別掛金は、賞与等の額（その額に百円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額）を標準として算定するものと、

し、その賞金等の額と報酬掛金との割合は、政令で定める範囲内において、定款で定める。

4 第二十一条第九項の規定は、賞与等の全部又は一部が、金銭以外のものである場合におけるその価額の算定について準用する。

第五十四条第五項、第五十五条、第五十六条第一項から第三項まで及び第五十六条の二から前条までの規定は、特別掛金について準用する。この場合においては支給料金を

用する。この場合において必要なお術的調査
えは、政令で定める。

附則第七条から第九条までを次のように改め
る。

第十一章 三十分の間、第一五歳未満の者たる各号のいずれにも該當するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。
一六十九歳以上であること。

二
一年以上の組合員期間を有すること。
三
組合員期間等が二十五年以上である。

前項の請求があつたときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該請求に係る退職共済年金の額は、第三十七條第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 千六百一十五円に組合員期間の月数(当該月数が四百四十四を超えるときは、四百四十四)を乗じて得た額

官 報 (号 外)

定の基礎となる組合員期間が「二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において組合員期間が二十年以上となるに至つた当時、第三項において同じ。」とあるのは「附則第七条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時から引き続きその者」とする。

め、同条第三項中「附則第九条の規定により読み替えたる」を削り、「その間」を「その期間」に改め、同条の次に次の五条を加える。

第十二条の二・附則第七条の規定による退職共済年金の受給権者が、昭和十六年四月一日以前に生まれた者であるとき、又は同月一日以後に生まれた者で前条第二項の規定の適用を受けるものであるときは、第三十七条第一項、附則第九条及び附則第九条の二の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第九条第二項の規定の例による算定した額とする。

前項の規定が適用される退職共済年金については、第二十一条の二第二項第一号中「第三十七条第一項第一号」とあるのは「附則第十一条の二第二項においてその例によるもの」とされた附則第九条第一項第三号」と、第三十八条第一項中「前条」とあるのは「附則第十二条の二第一項においてその例によるもの」とされた附則第九条第二項並びに前条第一項及び第三項」と、「同条の規定」とあるのは「これららの規定」と、第三十八条の二第一項第一号及び第三十八条の三第一項中「第三十七条第一項第一号」とあるのは「附則第十二条の二第一項においてその例によるもの」とされた附則第九条第一項第三号」とする。

昭和十六年四月一日から昭和十八年四月一
昭和十八年四月一日から昭和二十年四月一
昭和二十一年四月一日から昭和二十四年四月一

3 前項の規定が適用される退職共済年金について
3 377条第一項第一号とあるのは附則第十一項第一項の規定の適用を受ける者を除く。)に限る。)が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、当該退職共済年金の額を、附則第九条第二項の規定の例により算定した額に改定する。

4 附則第七条の規定による退職共済年金については、第二十三条の二第一項第一号中「第三十七条第一項第一号」とあるのは附則第十一項第一項の表の上欄に掲げる者(附則第十一項第一項の規定の適用を受ける者を除く。)に限る。)が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、当該退職共済年金の額を、附則第九条第二項の規定の例により算定した額に改定する。

5 前項の規定が適用される退職共済年金については、第二十三条の二第一項第一号中「第三十七条第一項第一号」とあるのは附則第十一項第一項の規定の適用を受ける者を除く。)に限る。)が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、当該退職共済年金の額を、附則第九条第二項の規定の例により算定した額に改定する。

までの間に生まれた者	六十一歳
一日までの間に生まれた者	六十二歳
までの間に生まれた者	六十三歳
一日までの間に生まれた者	六十四歳

権利を取得した」とあるのは「附則第十二条の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した當時(その年齢に達した)」、「前条の」とあるのは「附則第十二条の三第四項においてその例によるものとされた附則第九条第一項並びに前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した」とあるのは「退職共済年金の受給権者が附則第十二条の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した」と、「受給権者がその権利を取得した」とあるのは「受給権者がその年齢に達した」と、第三十八条の二第一項第一号及び第三十八条の三第一項中「第三十七条第一項第一号」とあるのは「附則第十二条の三第四項においてその例によるものとされた附則第九条第二項第三号」とする。

6 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した後においては、附則第九条並びに附則第九条の二第三項及び第四項の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

7 附則第七条の規定による退職共済年金(附則第九条第一項から第二項までの規定によりその額が算定されているものに限る。)の受給権者(第一項の表の上欄に掲げる者に限る。)が、同表の下欄に掲げる年齢に達した後ににおいて、障害状態に該当しなくなつた場合においては、附則第九条第四項の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

によつて」とあるのは「から引き続きその者に
よつて」と、同条第三項中「その権利」とある
のは「附則第七条の規定による退職共済年金
を受ける権利」と、「その者」とあるのは「から
引き続きその者」とする。

2 附則第七条の規定による退職共済年金(附
則第十二条の三第四項及び第五項の規定によ
りその額が算定されているもの又は前条第一
項に規定する繰上げ調整額が加算されている
ものであつて、かつ、その額の算定の基礎と
なる組合員期間が二十年以上であるものに限
る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達し
たときには支給する退職共済年金については、
第三十八条第一項中「その権利を取得した当
時(その権利を取得した当時、当該退職共済
年金の額」とあるのは「附則第十二条の三第一
項の表の下欄に掲げる年齢に達した當時(そ
の年齢に達した當時、附則第七条の規定によ
る退職共済年金の額(附則第十二条の五第一
項に規定する繰上げ調整額を除く。)」と、「そ
の者によつて」とあるのは「から引き続きその
者によつて」と、同条第三項中「退職共済年金
の受給権者がその権利を取得した」とあるの
は「退職共済年金の受給権者が附則第十二条
の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達し
た」と、「受給権者がその権利を取得した当
時」とあるのは「その年齢に達した當時から
引き続き」とする。

4 第一項又は第二項の規定による退職共済年
金については、第二十三条の二第二項第一号
中「第三十七条第一項第一号に掲げる額」とあ
るのは「附則第九条第二項第三号に掲げる額
に係る附則第十三条第三項の規定による減額
後の額」と、第三十八条第一項中「前条の」と

あるのは「附則第十三条第三項並びに前条第
二項及び第三項の」と、「同条の規定」とある
のは「これらの規定」と、第三十八条の二第一
項ただし書中「その期間」とあるのは「その期
間(六十歳以上である間に限る)」と、同項第
一号中「第三十七条第一項第一号に掲げる額」
とあるのは「附則第九条第二項第三号に掲げ
る額に係る附則第十三条第三項の規定による
減額後の額」と、第三十八条の三第一項中「受
給権者が」とあるのは「受給権者が厚生年金保
険の被保険者(国民年金法等の一部を改正す
る法律昭和六十一年法律第三十四号)附則第五
条第十三号に規定する第四種被保険者を除
く。」と、「第三十七条第一項第二号に掲げ
る額」とあるのは「附則第九条第二項第三号に
掲げる額に係る附則第十三条第三項の規定に
よる減額後の額」とする。

附則第十三条第五項中「前項において準用す
る」を削り、「加算された」の下に「第一項又は第
二項の規定による」を加え、「同項を『同条第一
項』に改め、同条第六項を削り、同条第七項中
「附則第九条第二項」を「附則第八条第二項」に、
及び附則第十二条の六第一項に改め、同項に後
段として次のように加える。

この場合において、附則第十二条の四第二
項中「次の各号のいずれかに該当する」とある
のは「その受給権者が昭和十六年四月一日以
後に生まれた者である」と、「相当する部分」
とあるのは「係る附則第十三条第三項の規定
による減額後の額」と、同条第三項中「前項各
号のいずれかに該当するもの及び附則第九条
第一項から第三項まで又は附則第九条の二の
規定によりその額が算定されているもの(そ
の受給権者が前条第八項に該当する者である
ものに限る。)」とあるのは「その受給権者が昭
和十六年四月一日以後に生まれた者であるも
の」と、「附則第十二条の二第三項又は前条第
二項第七項」と、第三十八条第一項中「前条の」と

あるのは「附則第十三条第三項並びに前条第
二項及び第三項の」と、「同条の規定」とある
のは「これらの規定」と、第三十八条の二第一
項ただし書中「その期間」とあるのは「その期
間(六十歳以上である間に限る)」と、同項第
一号中「第三十七条第一項第一号に掲げる額」
とあるのは「附則第九条第二項第三号に掲げ
る額に係る附則第十三条第三項の規定による
減額後の額」と、第三十八条の三第一項中「受
給権者が」とあるのは「受給権者が厚生年金保
険の被保険者(国民年金法等の一部を改正す
る法律昭和六十一年法律第三十四号)附則第五
条第十三号に規定する第四種被保険者を除
く。」と、「第三十七条第一項第二号に掲げ
る額」とあるのは「附則第九条第二項第三号に
掲げる額に係る附則第十三条第三項の規定に
よる減額後の額」とする。

附則第十三条第七項を同条第六項とし、同条
第八項中「附則第八条第一項第二号」を「附則第
九条第二項第二号」に改め、同項を同条第七項
とし、同条第九項中「第四項において準用する」
を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項を
同条第九項とし、同条の次に次の二条を加え
る。

(退職共済年金と基本手当等との調整)
第十三条の二 附則第七条又は前条の規定によ
る退職共済年金の受給権者雇用保険法(昭和
四十九年法律第百六号)第十四条第三項第一
号に規定する受給資格を有する者に限る。)と
が同法第十五条第二項の規定による求職の申
込みをしたときは、次の各号のいずれかに該
当するに至るまでの間、当該退職共済年金
(第三十七条第一項第一号に掲げる額、附則
第九条第二項第三号に掲げる額に相当する部
分及び同号に掲げる額に係る前条第三項の規
定による減額後の額を除く。)の支給を停止す
る。

一 その月分の退職共済年金について、第三
十八条の二第一項の規定により、その全部
又は一部の支給が停止されていること。
二 第一項各号のいずれかに該当するに至った
場合において、同項に規定する求職の申込み
があつた月の翌月から同項各号のいずれかに
該当するに至つた月までの各月のうち同項の
規定により退職共済年金の支給が停止された
月(以下この項において「年金停止月」とい
う。)の数から前項第一号に規定する農林水產
省令で定めるところにより当該退職共済年金
の受給権者が基本手当の支給を受けた日とみ
なされる日の数を三十で除して得た数(一未
満の端数が生じたときは、これを一に切り上
げるものとする。)を控除して得た数が一以上
であるときは、年金停止月のうち、当該控除
して得た数に相当する月数分の直近の各月に
ついては、第一項の規定による退職共済年金
の支給停止が行われなかつたものとみなす。
三 前二項の規定は、附則第七条又は前条の規
定による退職共済年金の受給権者(船員保険
法(昭和十四年法律第七十二号)第三十二条ノ
三の規定により同法の規定による失業保険金

の支給を受けることができる者に限る。)が同法第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みをした場合について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

申込みをしたもの(第四項において準用する第一項各号のいづれにも該当するに至つてない者に限る。)が附則第七条又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した場合について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 乗じて得た額の百分の六十四に相当する額未満であるとき。その者の標準給与の月額に百分の十を乗じて得た額

一 前号に該当しないとき。その者の標準給与の月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に対するその者の標準給与の月額の割合が通常する程度に応じ、百分の十から一定の割合で通減するよう農林水産省令で定める率を乗じて得た額

前項の場合において、調整額が第三十八条の二第一項ただし書の規定により支給の停止を行わないこととされる額(第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を控除して得た額)以上であるときは、退職共済年金の全部の支給を停止する。

四項の規定によるみなし賃金日額（以下この条において単に「みなし賃金日額」という。）とあるのは「第六十一条の二第一項の賃金日額」という。」と、同項第二号及び第三項第一号中「みなし賃金日額」とあるのは「賃金日額」と読み替えるものとする。

附則第十八条中「平均標準給与月額」の下に「（次条第三項に規定する平均標準給与月額を除く。）」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給）

第十八条の一 当分の間、組合員期間が六ヶ月以上である日本国籍を有しない者（国民年金の被保険者でない者に限る。）であつて、組合員期間等が二十五年末満であるものは、脱退一時金の支給を請求することができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 日本国内に住所を有するとき。

二 障害共済年金その他の政令で定める給付を受ける権利を有したことがあるとき。
三 最後に国民年金の被保険者の資格を喪失

した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなつた日）から起算して二年を経過しているとき。

四 この法律による年金である給付に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令の適用を受ける者又は当該外国の法令の適

用を受けたことがある者であつて政令で定めるものであるとき。
前項の請求があつたときは、その請求をし

た者は脱退一時金を支給する
3 脱退一時金の額は、その者の組合員期間に応じて、その期間の平均標準給与月額に次の表に定める率を乗じて得た額とする。

組 合 員 期 間	率
六月以上十二月末満	○・五
十一月以上十八月末満	一・〇
十二月以上二月末満	一・五
二十四月以上三月末満	二・〇
三十月以上三十六月末満	二・五
三十六月以上	三・〇

4 脱退一時金の支給を受けたときは、その額の算定の基礎となつた組合員期間は、組合員期間でなかつたものとみなす。

5 第十三条、第十九条の二、第二十二条第一項、第二十八条第一項、第三十一条、第三十三条第一項及び第三项、第三十五条、第六十条並びに第七十七条第二項の規定は、脱退一時金について準用する。この場合において、第十三条たゞし書中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金又は脱退一時金」と、第二十八条第一項中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは脱退一時金」と、第三十三条第三項中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金又は脱退一時金」と読み替えるものとする。

附則第十九条中「第五十四条第一項」の下に「及び第六十一条の二第一項」を加える。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第七百七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第五号中「作成する」の下に「年平均の」を加える。

附則第十五条第一項第一号中「千三百八十八円」を「千六百二十五円」に、「四百二十」を「四百四十四」に改め、同条第二項中「千三百八十八

円」を「千六百二十五円」に改め、同条第三項中「一千二百八十八円」を「千六百二十五円」に、「二千六百三円」を「三千四十七円」に改め、同条第四項中「一千六百三円」を「三千四十七円」に改め、同条第五項中「一千三百八十八円」を「千六百二十五円」に、「二千六百三円」を「三千四十七円」に改める。

附則第一十四条に次の二項を加える。

3 前項の規定により新共済法第四十五条の八第一号の年金である給付とみなされた障害年金の受給権者について同条の規定を適用する場合においては、同号中「最後に障害状態」とあるのは「最後に農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第七百七号)による改正前の農林漁業団体職員共済組合法別表第一の上欄に掲げる程度の障害の状態(以下この条において「障害状態」といふ。)」と、「障害共済年金」とあるのは同法による障害年金」とする。

附則第三十条第一項第一号中「六十二万四千七百二十円」を「七十三万一千二百八十円」に、「三万五千二十三十六円」を「三万六千五百六十四円」に改め、同項第二号中「新共済法附則第十八条第一項第一号中「二十二万四千円」を「二十六万八千円」に改め、同項第三号中「十二万八千円」を「十四万九千六百円」に改める。

附則第四十五条第一項第一号中「昭和六十三年」を「平成五年」に改める。

「に改める。
附則第三十四条第一項第一号を次のように改める。

一 七十三万一千二百八十円

附則第三十五条第一項第一号中「六十二万四千七百二十円」を「七十三万一千二百八十円」に、「三万五千二十三十六円」を「三万六千五百六十四円」に改め、同条第一項第一号中「六十二万四千四百円」に、「八万四千六百円」を「九万九千四百円」に、「十一万一千八百円」を「十六万五千六百円」に改める。

附則第三十六条第一項第一号を次のように改める。

二 一・二

附則第三十六条第一項第一号を次のように改める。

三 一・二

附則別表第四中「昭和十四年四月一日」を「昭和九年四月一日」に、「二万八千二百円」を「三万三千百円」に、「五万六千四百円」を「六万六千二百円」に、「八万四千六百円」を「九万九千四百円」に、「十四万一千八百円」を「十六万五千六百円」に改める。

附則第三条第二項中「第五十六条」を「から第五十六条まで、第六十一条の二」に改め、「同条第二項中「等級が政令で定める等級以下の等級に該当する」とあるのは「月額が政令で定める等級以下である」と、「等級が当該政令で定める等級以下の等級である」とあるのは「月額が当該政令で定める等級以下である」とを削り、「新共済法附則第八条第二項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。」中「退職した」とあるのは「改正前の第十七条第六項第二号、第四号又は第五号に掲げる事由に該当した」と、「新共済法第三十八条の二第一項ただし書及び第四十五条の三第一項ただし書中「等級が第三十六条第二項の政令で定める等級以下の等級である」とあるのは「月額が第三十六条第七項第一項ただし書中「退職した」とあるのは「月額が第三十六条第七項第一項の高低」と、新共済法第四十五条の七第二項の政令で定める等級以下の等級である」とあるのは「月額が第三十六条第一項中「退職した」とあるのは「改正前の第十七条第六項第二号、第四号又は第五号に掲げる事由に該当した」と、同条第二項中「等級が第三十六条第二項の政令で定める等級以下の等級に該当する」とあるのは「月額が第三十六条第二項の政令で定める等級以下である」と、「等級の高低」とあるのは「月額の高低」と、新共済法第四十五条の七第二項の政令で定める等級以下の等級である」と、「等級が当該政令で定める等級以下である」とあるのは「月額が当該政令で定める等級以下である」とあるのは「月額が当該政令で定める等級以下である」と「等級が当該政令で定める等級以下である」とあるのは「月額が当該政令で定める等級以下である」と「等級が当該政令で定める等級以下である」とを削り、「第十項」を「第九項」に改める。

附則第七条第一項中「平均標準給与月額」の下

る平均標準給与月額を除く。以下この条において同じ。」を加える。

附則第十一條第一項中「並びに附則第十三條第一項」を、「附則第十三條第一項」に、「第十

項」を第九項並びに附則第十八条の二第一項に、「その者は」を「その者は」に改め、同条第二項中「並びに附則第十三条第一項」を「附則第十三条第一項」、「第十項」を「第九項並びに

附則第十三條中第二項を第三項とし、第一項

の次に次の一項を加える。

客に取引金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数と退職共済年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数とを合算

した月数が五百四十以上であるときは、新共済法附則第九条第四項の規定の適用について、その者は、退職共済年金の額の算定の基

確となる組合員期間が四十五年以上であるものとみなす。

「第一項」を「附則第九条第二項」に改める。
附則第十五条第二項、第三項及び第五項中

項第一号に改め、同条の次に次の二条を加え
る。

(退職共済年金の支給停止の特例)

共済法附則第九条第二項第一号に掲げる額に相当する部分が該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した前条第一項第二号に掲げる額を超えるものに限る。)については、当分の間、新共済法附則第九条の三中「当該退職共済年金に係る附

則第九条第二項第一号に掲げる額」とあるのは「当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百七号)附則第十五条第一項第二号に掲げる額(附則第十二条の四第一項において「基礎年金相当部分の額」という。)」と、新共済法附則第十二条の四第一項中「当該退職共済年金に係る附則第九条第二項第一号に掲げる額」とあるのは「基礎年金相当部分の額」と、同条第三項中「附則第九条第二項第一号及び第三号に掲げる額」とあるのは「附則第九条第二項第三号に掲げる額及び当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百七号)附則第十五条第一項第一号に掲げる額」とする。

(遺族年金の失権)
第四十三条の二 旧共済法第四十八条の規定
は、遺族年金についてなおその効力を有する
る。この場合において、同条第五号中「十八
歳に達した」とあるのは、「十八歳に達した日
以後の最初の三月三十一日が終了した」と読
み替えるものとする。
附則第四十七条の見出し中「支給期月」を「支
給期月等」に改め、同条第一項を次のように改
める。

2 新共済法第二十三条の四及び第二十三条の五の規定は、旧共済法による年金である給付について準用する。
附則第四十八条第一項ただし書きを次のように改める。

る間において次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間（六十歳以上である間に限る。）については、退職年金の額のうち、当該各号に掲げる額に相当する部分

並びに新共済法第三十八条の規定及び附則第十六条の規定の例により算定した加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は行わない。

のうちその算定の基礎となつてゐる組合員期間を基礎として新共済法附則第九条第一項(第三号を除く。)の規定並びに附則第七条、附則第十四条及び附則第十五条の規定

の例により算定した額の百分の八十に相当する額(以下この項において「在職中支給基本額」という。)を十一で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が「二十万円以下である場合」在職中

支給基本額

五四

から二までに掲げる場合の区分に応じそれ
ぞれイからニまでに掲げる額に十二を乗じ
て得た額が在職中支給基本額に満たない場
合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に
応じそれぞれイからニまでに掲げる額に
十二を乗じて得た額を在職中支給基本額か
ら控除して得た額

イ 基本月額が二十二〇万円以下であり、かつ、標準給与の月額が三十四万円以下である場合 標準給与の月額と基本月額と

の合計額から二千〇〇万円を控除して得た額の二分の一に相当する額

つ、標準給与の月額が三十四万円を超える場合 三十四万円と基本月額との合計額から二十一〇万円を控除して得た額の二分の一に相当する額に、標準給与の月額から三十四万円を控除して得た額を加えた額

八 基本月額が二十一〇万円を超え、かつ、標準給与の月額が三十四万円以下である場合 標準給与の月額の二分の一に相当する額

二 基本月額が二十〇万円を超える、かつ、標準給与の月額が三十四万円を超える場合、標準給与の月額から十七万円を控除して得た額

項第一号に改め、同条第三項中「その間」を
の期間に、「附則第八条第一項(第三号)を除
く」を「第三十八条」に、「第四十一一条第一項第
二」を「第四十三条」に、「第三十八条第一項」

同項第一号中「附則第九條第二項(第三二号を「」)」に、「第四十三條第一項」を「第四十二条第一号」に改める。

十八条及び附則第九条第一項に、「及び第十二条から第十六条まで」を、附則第十二条から第十五条まで及び附則第十六条に改める。

(施行期日)
○等

第一条 この法律は、平成六年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中農林漁業団体職員公済組合法(以下「法」という。)第八十一条の改正規定及び附則第十条の規定
起算して二十日を経過した日

法(以下「法」という。)附則第十三条の次に二条を加える改正規定を除く。)及び第四条の規定並びに附則第三条、附則第五条第三項、附則第六条、附則第十一条及び附則第十三条の規定を加え、平成七年四月一日

に限る。)及び附則第八条の規定 平成八年四月一日

一 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
二 第一条の規定による改正後の法第十九条の三第一項、第三十
八条第二項、第四十一条第一項及び第四项、第四十三条第一項、
二项、第四十七条第三项、第四十八条、附則第八条第一項並
びに附則第八条の規定、第三条による改正後の農業團体職
業組合職員共済組合法の一部を改正する法律附則第十五
条、附則第二十条第一項、附則第三十四条第一項、附則第三
十五条第一項及び第二項、附則第三十八条、附則第四十一
条第一項、附則第四十五条第一項並びに附則別表第四の規定並
びに附則第五条第一項及び第二項の規定 平成二年十月一日
一 第一条の規定による改正後の法第二十条第一項の規定及び
次条の規定 この法律の施行の日(以下「施行日」という)の
属する月の初日

（標準給与に関する経過措置）

施行日の属する月の初日
第二条 平成六年十月一日前に組合員の資格を取
得して、同日まで引き続き組合員の資格を有す

第二条 第一条の規定による改正後の法第四十五条の規定による改正後の法第四十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付の額については、なお従前の例による。

者(同項に規定する特定受給権者等を除く)であるときは四百三十一)とする。
(組合員である間の退職共済年金等の支給停止
の特例)四百三十一)の適用除外

る者のうち、法第二十一条第五項の規定により同年七月から九月までのいずれかの月から標準給与が定められた者又は同条第七項の規定により同年八月若しくは九月から標準給与が改定されるべき者(除く)施行日の属する月の前月

（当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額が五十四万五千円未満であるものを除く。）の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を第一条の規定による改正後の法第二十条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

前項の規定により改定された標準給与は、平成六年十月から平成七年九月までの各月の標準給与とする。

(改正前の退職共済年金の取扱い)

規定による退職共済年金を受ける権利を有する者は、第二条の規定による改正後の法第三十六条第二項の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者

2 平成七年四月一日において現に第二条の規定による改正前の法附則第七条の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者は、第二条の規定による改正後の法附則第七条の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者とみなす。

第四条 平成六年九月分以前の月分の法による年金である給付の額及び農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百七号)。以下「昭和六十年改正法」という。)附則

者(同項に規定する特定受給権者等を除く)であるときは四百三十一」とする。
(組合員である間の退職共済年金等の支給停止の特例に関する経過措置)
第六条 法による退職共済年金及び障害共済年金並びに日暮年金による退職年金、或額是載年金を

者(同項に規定する特定受給権者等を除く)であるときは四百三十一)とする。
(組合員である間の退職共済年金等の支給停止
の特例)四百三十一)の適用除外

第六条 法による退職共済年金及び障害共済年金並びに旧共済法による退職年金・減額退職年金及び障害年金(昭和六十年改正法附則第二条第四号に規定する退職年金・減額退職年金及び障害年金をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)の受給権者(法による退職共済年金並びに旧共済法による退職年金及び減額退職年金の受給権者)においては昭和十一年四月一日以前

金の支給権者による、(一)日本国、(二)四月一日以前に生まれたものとし、法による障害年金の受給権者並びに障年金及び旧共済法による障害年金の受給権者並びに障年金にあっては平成七年四月一日前にこれら年の年金を受ける権利を取得した者に限る。)については、第二条の規定による改正後の法第三十八条第一項の規定により、(一)日本国、(二)四月一日以後に生

の二第一項ただし書若しくは第四十五条の三第一項ただし書又は第四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第四十八条第一項ただし書(同条第二項又は第三項において準用する場

合を含む。)の規定により算定した支給の停止を行わないこととされる額が、それぞれ第二条の規定による改正前の法第三十八条の二第一項ただし書若しくは第四十五条の三第一項ただし書又は第四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第四十八条第一項ただし書(同条第二

号又は第三項において準用する場合を含む。)の規定が平成七年四月一日以後も適用されるものとしてこれらの方規定により算定した支給の停止を行わないこととされる額(以下この条において「旧停止解除額」という。)より少ないとときは、旧停止解除額に相当する部分に限り、支給の停止は行わない。

(障害共済年金の支給に関する経過措置)

官 報 (号外)

一 公務員の場合における休職の事由に相当する事由により公務員の場合における休職に相当する取扱いを受けるとき(その取扱いの期間中、学校法人等から給与を受ける場合に限る。)。

二 育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項に規定する育児

休業をするとき。

三 前二号に規定するもののほか、学校法人等から給与を受けず、又は常時勤務に服しない場合であつて政令で定めるもの

第二十二条第一項中「二十五分の一」を「二十分の一」に改め、同項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額
第一級	九一、〇〇〇円	九五、〇〇〇円未満
第二級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上
第三級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上
第四級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上
第五級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上
第六級	一二六、〇〇〇円	一二三、〇〇〇円以上
第七級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上
第八級	一四一、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上
第九級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円未満
第十級	一六〇、〇〇〇円	一五六、〇〇〇円以上
第十一級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上
第十二級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上
第十三級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上
第十四級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上
第十五級	二一〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上
第十六級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上
第十八級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上
第十九級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上
第二十級	三一〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上
第二十一級	三四〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上

第二十二級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第二十三級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第二十四級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満
第二十五級	四四〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満
第二十六級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第二十七級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第二十八級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満
第二十九級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満
第三十級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上	
第二十二級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第二十三級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第二十四級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満
第二十五級	四四〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満
第二十六級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第二十七級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第二十八級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満
第二十九級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満
第三十級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上	

第二十四条第一項中「標準給与の日額」を削り、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 標準給与の日額に五円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。

(第二十九条第三項中「給与」の下に、「賞与等当又は賞与及びこれに準ずるもので三月を超える期間」とに受けるものといふ。)を加える。

第三十一条第一項中「学校法人等又は」を「組合は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は学校法人等若しくは」に、「以下同じ。」は、組合の請求により、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分する」を「第三項において同じ。」に對して、その処分を請求するに改め、後段を削り、同条第二項を次のように改める。

2 組合は、前項の規定により国税滞納処分の例により処分しようとするときは、文部大臣

の認可を受けなければならない。

第三十一条に次の二項を加える。

3 市町村は、第一項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

第五十一条中「左の」を「次の」に、「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「基く」を「基づく」に改める。

附則第二十八項を次のように改める。
(平均標準給与月額の改定)

28 次の表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する者の平均標準給与月額を計算する場合においては、第二十三條中「各月の標準給与の月額」とあるのは、「各月の標準給与の月額(その月が附則第二十八項の表の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の標準給与の月額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額)」とする。

昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一
平成五年四月以後	〇・九九

第二条 私立学校教職員共済組合法の一部を次のように改正する。

第三条 第一項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第八号中「掛金」の下に「及び特別掛金」を加える。

第七十四条の四	大蔵省令
第二十五条の表附則第十二条第六項の項の次に次のように加える。	
附則第十二条第九項	第一百条の二
三項	第五十条

第七十五条の表に次のように加える。	文部省令
第二十五条の表以外の部分中「附則第十二条の十三」の下に「、附則第十三条の十(第六項を除く。)」を加え、同条の表第七十四条第二項の項の次に次のように加え、同表第七十六条第二項の項を削る。	
五項	私立学校教職員共済組合法附則第六条

第二十八条の見出し中「折半負担」を「折半負担等」に改め、同条に次の一項を加える。	大蔵省令
第二十九条第三項中「受けるものをいう。」の下に「以下同じ。」を加える。	
2 育児休業等に関する法律第一条第一項に規定する育児休業をしている組合員(第二十五条に規定する育児休業をしていない組合員)が組合に申出をしたときは、前項の規定にかかわらず、その申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の同項の規定により組合員の負担すべき掛金を免除す。	文部省令
2 準用する国家公務員等共済組合法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員	私立学校教職員共済組合法附則第六条

第四条 (私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)	大蔵省令
第二十五条の表以外の部分中「第十二条の八の二」を「第十二条の八の三」に改め、同条の表附則第十二条の八の二第二項第一号の項の次に次のように加える。	
四	文部省令
第五条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。	文部省令

二十五条において準用する同法附則第十二条第三項に規定する特別退職組合員、附則第二十項の規定により厚生年金保険のみの被保険者となつた組合員及び附則第二十九項の規定により長期給付に関する規定の適用について退職したもの又は組合員でないものとみなされた組合員を除く。次項において同じ。)が賞与等を受ける月につき、徴収するものとする。

3 特別掛金は、組合員が受けれる賞与等の額(その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を標準として算定するものとし、その賞与等の額と特別掛金との割合は、政令で定める範囲内において、定款で定める。

4 第二十二条第二項の規定は、賞与等の一部が金銭以外のものである場合におけるその価額の算定について準用する。

5 第二十八条第一項、第二十九条第一項及び第二項並びに第二十九条の二から前条までの

第二十九条第三項中「受けるものをいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第三十四条の二 組合は、第二十条第二項に規定する基礎年金拠出金の納付に要する費用を含む。に充てるため、第二十七条の規定による掛金のほか、特別掛金を徴収する。

2 特別掛金は、組合員(第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員)の一部を次のように改める。

規定は、特別掛金について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「毎月の掛け金を、翌月末日」とあるのは、「特別掛け金を、当該特別掛け金の算定の基礎となつた賞与等を支給した月の翌月末日」と、同条第二項中「給与を」とあるのは、「賞与等を」と、「給与から」とあるのは、「賞与等から」と、「当該給与に係る月の前月分の掛け金(組合員が当該給与に係る月の翌月の初日からその資格を喪失する場合においては、当該給与に係る月の前月分及びその月分の掛け金)」とあるのは、「特別掛け金」と読み替えるものとする。

第三十六条第一項中「掛け金」の下に「特別掛け金」を加える。

第三条 私立学校教職員共済組合法の一部を次のように改正する。

第一十五条の表以外の部分中「第十二条の八の二」を「第十二条の八の三」に改め、同条の表附則第十二条の八第一項及び第二項の項の次に次のようにより改正する。

官 報 (号 外)

8

四の規定は、旧法の規定による年金等について、国家公務員等共済組合法第七十三条第四項、第七十四条の三第二項及び第七十四条の

て準用する。この場合において、同条中「大蔵省令」とあるのは、「文部省令」と読み替えるものとする。

当時（退職共済年金を受ける権利）を取得した当時

初註

法律案

三 第四条及び第八条の規定

平成九年四月二

附則第十四項中「附則第十二条の八」を「附則第十二条の七の二から第十二条の八まで」に、
「附則第十二条の三第一項」を「附則第十二条の三」に、「同項第一号中「六十歳に達した日以後
に退職したとき、又は退職した後に組合員とな
ることなくして六十歳に達したとき」とあるの
は「退職したとき」と、同項第二号中「六十歳に
達した日以後に退職し、又は退職した後に六

二
三　第四条及び第八条の規定 平成九年四月一日
第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という。附則第二十八項の規定及び第四条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十項の規定は平成六年十月一日から、改正後の法第二十二条第一項の表の規定並びに附則第三項及び第四項の規定はこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の初日から適用する。

第七条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

き組合員の資格を有する者)うち、平成六年八月一日から同年九月三十日までの間に組合員の資格を取得した者は私立学校教職員共済組合法第二十二条第七項の規定により同年七月から

第八条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百四十九号)の一
部について、本文に付す。

同年九月までのいすゞの月から標準給与が算定される。
施行日の属する月の前月
同年九月の標準給与の月
額が八万六千円以下であるもの又は五十三万円以下
更された者であつて、

附則第十四項中「第十二条の八の二」を「第十二条の八の三」と改める。

であるものの(当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額が五十四万五千円未満であるものを除く。)の標準給与は、当該標準給与の月額の基

(施行期日)○
等

、
平成六年十月一日から施行す
公布の日

項の規定による標準給与の基礎となる給与月額

1 この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

34 前項の規定により改定された標準給与は、
とみなして、改定する。

正規定(同項の表に係る部分を除く。)及び同法第二十四条の改正規定並びに附則第五項の規定 この法律の公布の日の属

行田の属する月
成六年十月から平成七年九月までの各月の標準
台導とする。

する月の翌月の初日

二 第一条中私立学校教職員共済組合法第五十一条の改正規定

(短期給付の額に関する経過措置)

及び附則第六項の規定 この法律の公布の日から起算して二
十日を経過した日

145
第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法第二十二条第一項の規定は、施行日

第一三
第一条及び第六条並びに附則第六項の規定
五
平成二年四月一日
七

○の属する月の翌月の初日
○以後に給付事由が生じた短期給付の額を計算

二四
平成七年四月一日
第三条及び第七条の規定
六
平成八年四月一

する場合の標準給与の日額について適用し、
同施

四

行日前に給付事由が生じた短期給付の額を計算

する場合の標準給与の日額については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

附則第一項第号に掲げる改正規定

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)

所得税法(昭和四十年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第一項第十号中「掛金」の下に「同法第三十四条の二第五項長期給付に係る特別掛金)において準用する同法第二十八条第一項(掛金の折半負担)の規定により負担する特別掛け金を含む。」を加える。

審査報告書

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成六年十一月二日

内閣委員長 岡野 裕

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人口構造の高齢化の一層の進展等に対応して、国家公務員等の老後保障等を充実させ、あわせて国家公務員等共済年金制度の長期的安定を図るために、国家公務員等共済年金に係る各給付額を引き上げ、及び六十歳以上十五歳未満の者に支給する退職共済年金について段階的に報酬比例部分に相当する給付に移行されることとし、組合員である間の支給調整を改善する等雇用と年金との連携を図る措置を講ずることも、遺族給付に係る子の年齢要件の緩和等遺族給付及び障害給付の改善の措置を講ずること等を行おうとするものであつて、おお

むね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法律施行に要する経費は、平成六年度において、約八十五億円である。

附帯決議

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一、産業構造等の変化に対応できる長期的に安定した年金制度を確立し、制度間の給付と負担の不均衡の是正を図るとの観点から、平成七年を目途とする公的年金制度の一元化に向けて精力的に検討を進め、共済年金の在り方を含め、その全体像を可及的速やかに明らかにすること。

鉄道共済年金に係る平成六年の標準報酬再評価の繰延措置を含む自助努力等については、公的年金一元化の検討の際に、給付と負担の公平化の観点から、その見直しを検討し、早急に必要な措置をとること。

右決議する。

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二十九回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつてこれを送付する。

平成六年十月二十七日

参議院議長 原 文兵衛殿

(小字及び
は衆議院修正)

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第一条 国家公務員等共済組合法(昭和三十三

年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。
第四十一条第一項中「二十五分の一」を「二十分の一」に改め、「金額」の下に「(当該金額に

五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。」を加え、同項の表を次のように改める。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第一級	九二、〇〇〇円	九五、〇〇〇円未満
第二級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上
第三級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上
第四級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上
第五級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円未満
第六級	一二六、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円以上
第七級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上
第八級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上
第九級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円未満
第一〇級	一六〇、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円以上
第一一級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上
第一二級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上
第一三級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上
第一四級	一〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円未満
第一五級	一一〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上
第一六級	一二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円未満
第一七級	一三〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上
第一八級	一四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上
第一九級	一五〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円未満
第一〇級	一六〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円未満
第一一級	一七〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円未満
第一二級	一八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上
第一三級	一九〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円未満
第一四級	二〇〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円未満
第一五級	二一〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上
第一六級	二二〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円未満
第一七級	二三〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上
第一八級	二四〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円未満
第一九級	二五〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上
第一〇級	二六〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円未満
第一一級	二七〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上
第一二級	二八〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円未満
第一三級	二九〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上
第一四級	三〇〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円未満

第二五級	四四〇、〇〇〇円	四一五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満
第二六級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第二七級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第二八級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満
第二九級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満
第三〇級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上	

第七十二条の二第一項中「昭和六十三年」を「平成五年」に改める。

第七十八条第一項中「十九万一千円」を「二万四千四百円」に、「六万四千円」を「七万四千八百円」に改める。

第八十二条第一項後段中「四十九万九千五百円」を「五十八万五千円」に改め、同条第三項第一号中「三百五十七万円」を「四百十四万八千円」に改め、同項第二号中「一百二十万五千円」を「一百五十六万一千円」に改め、同項第三号中「百九十九万五千円」を「一百三十一万八千円」に改める。

第八十三条第三項中「十九万一千円」を「二十一万四千四百円」に改める。

第八十七条の三中「死亡したとき、又は障害共済年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該当しなくなつた場合において、その該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過した」を「次の各号のいずれかに該当するに至つた」に改め、同条に次の各号を加える。

一 死亡したとき。

二 障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が六十歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなかつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過していないうきを除く。

三 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過したとき。

ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

第八十七条の六第一号中「受給権者」の下に「(最後に障害等級に該当する程度の障害の状態(以下この条において「障害状態」という。)に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した障害共済年金の受給権者(現に障害状態に該当しない者に限る。)を除く。)」を加え、同条第二号中「受給権者」の下に「(最後に障害状態に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した国民年金法による障害基礎年金の受給権者又は厚生年金保険法による障害厚生年金の受給権者(いずれも現に障害状態に該当しない者に限る。)その他の政令で定める者を除く。)」とす

第百二十九条及び第一百三十条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第百三十条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第百十一条の八に次の一項を加える。

3 市町村は、第一項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、適用法人の組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

第百十一条の八に次の一項を加える。

「又は財産」を「若しくは財産」に、「は、適用法人の組合の請求により、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分する」を「に對して、その処分を請求する」に改め、同項後段を削り、同条第二項を次のように改める。

2 適用法人の組合は、前項の規定により国税滞納処分の例により処分しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

附則第十二条の四第一項第一号中「千三百八十円」を「千六百二十五円」に、「四百一十月」を「四百四十四月」に改める。

附則第十三条第一項の表附則第十二条の第四項第一号の項中「四百一十月」を「四百四十四月」に改める。

(平均標準報酬月額の改定)

第十三条の九 次の表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する者の平均標準報酬月額を計算する場合には、第七十七条第一項中「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額」とあるのは、「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額(その月が附則第十三条の九の表の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。)」とす

る。

昭和六十二年三月以前	一・一二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一
平成五年四月以後	〇・九九

附則第十四条の三第四項中「前条第四項及び第五項」を「前条第八項及び第九項」に改める。

第二条 国家公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「未満で」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつて」に改める。

第六条第一項第六号中「及び掛金」を「並びに」を「適用法人の組合は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は組合員若しくは」に、

掛金及び特別掛金」に改める。

第二十四条第一項第七号中「割合」の下に「及び期末手当等と特別掛金との割合」を加える。

第七十四条の二を第七十四条の五とし、第七十四条の次に次の三条を加える。

第七十四条の二 前条第一項の規定によりその支給を停止するものとされた退職共済年金(同条第三項又は第五項の規定によりその支

官 報 (号 外)

給の停止が解除されているものを除く。)の受給権者(配偶者に対する遺族共済年金又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で遺族共済年金に相当するもの若しくは厚生年金保険法による遺族厚生年金(それぞれ配偶者に対するものに限る)を受ける権利を有するものに限る。)は、当該退職共済年金に係る同条第三項の申請を行わないとときは、同条第一項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額(同条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額があるときは、当該退職共済年金の額から当該金額を控除して得た金額)。次項において同じ。)の二分の一(第七十八条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、当該退職共済年金の額から当該加給年金額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額に当該加給年金額を加算した金額。次項において同じ。)に相当する部分の支給の停止の解除を申請することができる。

2 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る退職共済年金について、前条第一項の規定にかかるわらず、当該退職共済年金の額の二分の一に相当する部分の支給の停止は、行わない。この場合においては、同条第四項ただし書の規定を準用する。

3 退職共済年金又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で退職共済年金に相当するもの若しくは厚生年金保険法による老齢厚生年金について、第一項の規定又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるものによりその一部の支給の停止の解除を申請した者は、遺族共済年金(配偶者に対するものに限る)の額(前条第二項の規定により支給の停止を行わないこととする金額があるときは、当該遺族共済年金の額から当該金額を控除して得た金額)。次項において同じ。)の三分の一に相当する部分の支

給の停止の解除を申請することができる。

4 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る遺族共済年金については、前条第一項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額の三分の二に相当する部分の支給の停止は、行わない。この場合においては、同条第四項ただし書の規定を準用する。

5 前条第五項及び第六項の規定は、第一項及び第三項の申請について準用する。

条において「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき)の法律によると年金である給付があるときは、大蔵省令で定めるところにより、当該年金である給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

第七十六条规定を次のように改める。

前項に定めるもののほか、組合員が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 六十五歳以上であること。
二 一年以上の組合員期間を有すること。
三 組合員期間等が二十五年以上であること。

第七十八条第一項中「十八歳未満の子又は二十歳未満で第八十一条第二項に規定する障害等級(以下この条において「障害等級」という。)」

の一級若しくは「一級に該する障害の状態にある子」を「又は子(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未

満で第八十一条第二項に規定する障害等級(以下この条において「障害等級」という。)の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子に限

る。」に改め、同条第四項第八号中「が、十八歳に達した」を「について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した」に改め、同

項第九号中「未満の」を「に達する日以後の最初の三月三十日までの間にある」に改める。

2 前項の規定にかかわらず、退職共済年金の受給権者が組合員である間ににおいて次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、

その期間については、退職共済年金の額のうち、当該各号に定める金額に相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の標準報酬の月額と当該退職共済年金の額(退職共済年金の職域加算額及び

平成六年十一月一日 参議院会議録第六号(その二) 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

する金額

その者の標準報酬の月額が三十四万円を超える場合 その者の標準報酬の月額から十七万円を控除して得た金額

第八十七条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、障害共済年金の受給権者が組合員である間において次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、障害共済年金の額のうち、当該各号に定める金額に相当する部分及び第八十三条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の標準報酬の月額と当該障害共済年金の額(障害共済年金の職域加算額及び第八十三条第一項に規定する加給年金額を除く。)の百分の八十に相当する金額(以下この項において「在職中支給基本額」といいう。)を十二で除して得た金額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が二〇〇万円以下である場合 在職中支給基

本額に相当する金額

二 その者の標準報酬の月額と基本月額との合計額が二〇〇万円を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額が在職中支給基本額に満たない場合 在職中支給基本額に相当する金額に十二を乗じて得た金額を控除して得た金額

イ 基本月額が二〇〇万円以下であり、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円以下である場合 その者の標準報酬の月額から月額と基本月額との合計額から二十一〇万円を控除して得た金額

た日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。

第二百一条の次に次の二条を加える。

(特別掛金)

八 基本月額が二〇〇万円を超えて得た金額の二分の一に相当する金額にその者の標準報酬の月額から三十四万円を控除して得た金額をえた金額

ハ 基本月額が二〇〇万円を超えて、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円以下である場合 その者の標準報酬の月額の二分の一に相当する金額

二 基本月額が二〇〇万円を超えて、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円を控除して得た金額をえた金額

くは特別掛金」を加える。

第百十一条の九及び第百十二条の十中「掛け金」の下に「特別掛け金」を加える。

第百十二条の二に次の二条を加める。

(特別掛け金)

第百十五条第二項中「及び掛け金」を「並びに掛け金及び特別掛け金」に改める。

第百二十四条の二第一項及び第百二十五条中「及び国を並びに国」に改める。

第百三条の二第一項中「連合会」とあるのは「連合会又は適用法人の組合」と、第百二条第四項

に改める。

附則第十二条中第九項を第十項とし、第八項の次に次の二項を加える。

9 第百十二条の二の規定は、特例退職組合員については、適用しない。

附則第十二条の三及び第十二条の四を次のよう改める。

(退職共済年金の特例)

第十二条の三 当分の間、六十五歳未満の者

が、次の各号のいずれにも該当するに至ったときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 六十歳以上であること。

二 一年以上の組合員期間を有すること。

三 組合員期間等が二十五年以上であること。

(育児休業期間中の掛け金の特例)

第十二条の四 前条の規定による退職共済年金に係る第八十条の規定の適用については、同

条第一項中「退職共済年金の受給権者が」とあるのは「退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者を除く。)」と、「他の共済組合の組合員等」とあるのは「厚生年金保険の被保険者等」とする。

2 第七十四条の二の規定は、前条の規定によ

る退職共済年金については、適用しない。

額を」とする。

第十二条の四の四、附則第十二条の四の二第一項から第四項まで又は前条の規定によりその額が算定されている退職共済年金(その受給権者が組合員であるものを除く。)は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額に相当する部分の支給を停止する。

附則第十二条の六を次のように改める。

第十二条の六、附則第十二条の三の規定による退職共済年金(附則第十二条の四の二第一項から第四項までの規定によりその額が算定されているものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の受給権者があつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した當時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得した當時から引き続き)とあるのは、附則第十二条の三の規定による退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第一項の請求があつた當時(当該請求があつた当時と、「その者によつて」とあるのは、から引き続きその者によつて)と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した當時(退職共済年金を受ける権利を取得した當時から引き続き)とあるのは、附則第十二条の三の規定による退職共済年金に係る附則第十二条の三の規定によりその額が算定されているものに限る。)の受給権者があつた者が六十五歳に達する退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第一項の請求があつた當時(当該請求があつた当時と、「その者によつて」とあるのは、「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した當時(退職共済年金を受ける権利を取得した當時から引き続き)とあるのは、「当該請求があつた當時から引き続き」とする。附則第十二条の三の規定による退職共済年金に係る附則第十二条の三の規定によりその額が算定されているものに限る。)の受給権者があつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金について

は、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した當時(退職共済年金を受ける権利を取得した当时、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当时。第三項において同じ。)」とあるのは、「附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した當時から引き続き」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した當時(退職共済年金を受ける権利を取得した当时から引き続き)とあるのは、「附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した當時(退職共済年金を受ける権利を取得した当时から引き続き)とあるのは、「当該請求があつた當時から引き続き」とする。

第二項の規定による改定に係る退職があつた當時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当时」とあるのは、「当該退職があつた当时から引き続き」とする。

附則第十二条の七第一項中「附則第十二条の三第一項を「附則第十二条の三」と、「同条第一項」を「同条第一号」に改め、同条第二項中「附則第十二条の三第一項」を「附則第十二条の三」と、「同項」を「同条第一号」に改め、同条の次に

三第三項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四条及び第七十八条の規定の適用については、第七十四条第一項中「第七十七条第一項」とあるのは附則第十二条の七の三第二項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項」と、第七十八条第一項中「前条」とあるのは「附則第十二条の三第二項」とあるのは附則第十二条の三の規定による退職共済年金に係る第七十四条及び第七十八条の規定の適用によるものとさ

る。(昭和二十四年四月一日以前に生まれた者等に支給する特例による退職共済年金の額の特例)

第十二条の七の一、附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者が、昭和十六年四月一日以前に生まれた者で前条第二項の規定によりその額が算定され、又は同月一日以後に生まれた者であるときは、第七十七条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二並びに第十二条の四の三の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第十二条の四の二第一

第十二条の七の三 次の表の上欄に掲げる者(附則第十二条の七第二項の規定の適用を受ける者を除く。)が、同表の下欄に掲げる年齢以上六十五歳未満である間ににおいて、附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受けれる権利を取得した場合においては、第七十七条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二並びに第十二条の四の三の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

第一項の規定による改定に係る退職があつた當時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当时」とあるのは、「当該退職があつた当时から引き続き」とする。

附則第十二条の四の二第三項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項」と、「同項」を「同条第一号」に改め、同条の次に

三第三項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四条及び第七十八条の規定の適用によるものとさ

昭和十六年四月一日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和十八年四月一日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和二十年四月一日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和二十二年四月一日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

2 前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定により算定した金額とする。

3 前項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四条及び第七十八条の規定の適用による退職共済年金の額の附則第十二条の四の三

官報(号外)

れた附則第十二条の四の二第一項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」とする。

4 附則第十二条の三の規定による退職共済年金(第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。)の受給権者(第一項の表の上欄に掲げる者(附則第十二条の七の第七二項の規定の適用を受ける者を除く。)に限る。)が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、

当該退職共済年金の額を、附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定した金額に改定する。

5 前項の規定が適用される退職共済年金に係る第十七条及び第七十八条の規定の適用について、第七十四条第二項中「第七十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の七の三第三項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項」と、第七十八条第三項中「その権利を取得した當時(退職共済年金を受ける権利を取得した當時)」とあるのは「附則第十二条の三の規定における退職共済年金(附則第十二条の四の二第一項から第四項まで又は第十二条の四の三の規定によりその額が算定されているものに限る。)の受給権者が第一項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において障害状態に該当しなくなつた場合においては、附則第十二条の四の二第五項の規定による退職共済年金の額の改定は、行わない。

6 附則第十二条の三の規定による退職共済年金(附則第十二条の四の二第一項から第四項まで又は第十二条の四の三の規定によりその額が算定されているものに限る。)の受給権者が第一項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において障害状態に該当しなくなつた場合においては、附則第十二条の四の二第五項の規定による退職共済年金の額の改定は、行わない。

7 附則第十二条の三の規定による退職共済年金(前項各号のいずれかに該当するもの及び附則第十二条の四の二第一項から第四項まで又は第十二条の四の三の規定によりその額が算定されているものに限る。)に該当する者に係るものに限る。)については、その受給権者が組合員でありかつ国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、第七十九条第二項中「前条第一項に規定する加給年金額」とあるのは、「当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第四項並びに第十二条の四の三第二項及び第四項の規定(これららの規定中第七十九条第二項の規定を読み替えて適用する部分に限る。)は、適用しない。

8 附則第十二条の三の規定による退職共済年金(附則第十二条の四の二第一項から第四項まで又は第十二条の四の三の規定によりその額が算定されているものに限る。)の受給権者が第一項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において障害状態に該当しなくなつた場合においては、附則第十二条の四の二第四項並びに第十二条の四の三第二項及び第四項の規定(これららの規定中第七十九条第二項の規定を読み替えて適用する部分に限る。)は、適用しない。

9 附則第十二条の三の規定による退職共済年金(前項各号のいずれかに該当するものに限る。)の受給権者が国民年金法による老齢基礎年金(その受給権者が国民年金の被保険者であることを理由としてその支給が停止されているものを除く。)の支給を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

10 附則第十二条の三の規定による退職共済年金(次の各号のいずれかに該当するものに限る。)は、その受給権者が組合員でなく、かつ国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第一項から第四項まで並びに第十二条の四の三第三項及び第四項の規定は、その者については、適用しない。

の受給権者が昭和十六年四月一日以後に生まれた者であるものである」と。

二 その額が附則第十二条の七の三第一項から第五項までの規定により算定されていること。

3 附則第十二条の三の規定による退職共済年金(前項各号のいずれかに該当するもの及び附則第十二条の四の二第一項から第四項まで又は第十二条の四の三の規定によりその額が算定されているものに限る。)に該当する組合員に係るものに限る。次項において同じ。)が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該受給権者が現に受けている退職共済年金の額(繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。)の算定の基礎となる組合員期間の月数(当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月)が繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を超えるときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第一項の規定にかかわらず、当該現に受けている退職共済年金の額に、当該繰上げ調整額と当該超える月数の組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第一項第一号に規定する金額とを合算した金額とする。

4 繰上げ調整額(その算定の基礎となる組合員期間の月数が四百四十四月に満たないものに限る。次項において同じ。)が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該受給権者が現に受けている退職共済年金の額(繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。)の算定の基礎となる組合員期間の月数(当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月)が繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を超えるときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第一項の規定にかかわらず、当該現に受けている退職共済年金の額に、当該繰上げ調整額と当該超える月数の組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第一項第一号に規定する金額とを合算した金額とする。

5 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後において、第十七条第四項の規定により改定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額から政令で定める金額を減じた金額(以下この項において「繰上げ調整額」という。)を加算した金額とする。

6 繰上げ調整額については、第七十七条第四項の規定は、適用しない。

7 第一项に規定する老齢基礎年金の受給権者が同項に規定する老齢基礎年金を受ける権利を取得したときは、附則第十二条の四の二第一項第一号に規定する金額に相当する部分の支給を停止する。

8 その額が附則第十二条の七の二の規定により算定されているものであり、かつ、そ

号に規定する金額とを合算した金額を計算した金額とする。

「退職共済年金の受給権者がその権利を取得
引き継ぎるのは」「で」と同条第三項

のとされた附則第十二条の四の「第三項」に改め、同条第六項中「附則第十二条の四第四項、」

六

6
繰上げ調整額が加算された退職共済年金に
係る第七十八条の規定の適用については、同

した当時」とあるのは、附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を取得し

を削り、一及び附則第十一「案の六」を「第十二条の七の四及び第十二条の七の六第一項」に、

2 前項に規定する求職の申込みがあつた用の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至

「心筋が緩慢」とする。

10 第七十四条の二の規定は、第一項(前項に一項を加える。

わざい議論する月が一ヶ月の間の規定は、その月の分の退職共済年金について定めは、適用しない。

規定」とあるのは「前条並びに附則第十二条の七の」とあるのは「前条並びに附則第十二条の七の五第一項、第四項及び第五項」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、「加算

は附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算されたものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員賃

おいて準用する場合を含む。)及び第一項の規定による退職共済年金については、適用しない。

二 その月の分の退職共済年金について、
　　ないこど。

間が二十年以上となるに至つたときから、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時」とする。

する退職共済年金については、第七十八条第三項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を得た当時、当該退職共済年金の額」とあるのは「附則第十二条の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時(当該年齢に達した当時、附則第十二条の三の規定

第十二条の八の二 附則第十二条の三又は前条の規定による退職共済年金は、その受給権者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十四条第三項第一号に規定する受給資格を有する者に限る。）が同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、次の各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当

規定により退職共済年金の支給が停止された月(以下この項において「年金停止月」とい

二項及び第三項又は第十二条の七の三第二項及び第三項の規定によりその額が算定されて

く。)と、「その者によつて」とあるのは「かづき引き続きその者によつて」と、同条第三項中

停止する。

数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。)を控除して得た数が一以上である

ものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金につ

第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受け

二 保険法第二十二条第一項に規定する所定給

は、第一項の規定による退職共済年金の支給停止が行われなかつたものとみなす。

(退職共済年金を受ける権利を取得した当时とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当时(当該退職共済年金を受ける権利を取得した当时」と、「その者によつて」とあるのは「から

附則第十二条の八第二項中「附則第十二条の四第一項又は第二項の規定」を「附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例」に改め、同条第四項中「附則第十二条の四第二項」を「附則第十二条の八第三項においてその例によるも

規定による基本手当をいう。以下この条において同じ。)の支給を受ける者にあつては、同法第二十二条第一項に規定する所定給付日数に同法第二十二条の二第一項の規定により基本手当を支給する日数をえた

項の規定による求職の申込みをした場合について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 履用保険法第十四条第三項第一号に規定する受給資格を有する者であつて、同法第十五条规定による求職の申込みをしたも(第一項各号のいずれにも該当するに至つてない者に限る。)が、附則第十二条の三又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得したときは、第一項各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金(退職共済年金の職域加算額に相当する金額を除く。)の支給を停止する。

6 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二項について規定する求職の申込みがあつた月(前項に規定する求職の申込みがあつた月)とあるのは「第五項に規定する者が附則第十二条の三又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」を受ける権利を取得した月」と、「同項の規定」とあるのは「第五項の規定」と、第三項中「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第五項に規定する者が附則第十二条の三又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「第一項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第五項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「第五項の規定」と読み替えるものとする。

7 前二項の規定は、船員保険法第三十三条ノ三の規定により同法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者であつて、同法第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みをしたもの(第四項において準用する第一項各号のいすれにも該当するに至つてない者に限る。)が附則第十二条の三又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取

得した場合について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

二 条の八の規定による退職共済年金の受給権者が同時に組合員である日の属する月(その者が当該組合員の資格を取得した月を除く。)について、その者が履用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金(以下この条において「高年齢雇用継続基本給付金」という。)の支給を受けたことができるときは、その月の分の退職共済年金の額は、第七十九条第二項(附則第十二条の四の二第四項、第十二条の四の三第一項若しくは第四項又は第十二条の四の四第三項において読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定にかかわらず、第七十九条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額(その金額に十分の二十五を乗じて得た金額に当該受給権者の標準報酬の月額を控除して得た金額に二十五分の十を乗じて得た金額)に十二を乗じて得た金額(以下この条において「支給限度額」という。)を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬の一項第一項第二号に規定する支給限度額(以下この条において「みなし賃金日額」という。)を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬の一項第一項第二号に規定する支給限度額(以下この条において「調整額」という。)を控除して得た金額とする。

一 当該受給権者の標準報酬の月額が、雇用保険法第六十一一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額(以下この条において「みなし賃金日額」という。)とあるものは「第六十一一条の二第一項の規定による退職共済年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定は、適用しない。

一 当該退職共済年金の受給権者の標準報酬の月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た金額の八十五に相当する金額以上であるとき。

二 当該退職共済年金の受給権者の標準報酬の月額が支給限度額以上であるとき。

3 附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定は、適用しない。

一 当該退職共済年金の受給権者の標準報酬の月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た金額の八十五に相当する金額以上であるとき。

二 当該退職共済年金の受給権者の標準報酬の月額が支給限度額以上であるとき。

4 第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、第七十三条第二項の規定は、適用しない。

5 前各項の規定は、附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権者が同時に組合員である日の属する月(その者が当該組合員の資格を取得した月を除く。)について、その者が履用保険法の規定により加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を控除して得た金額以上であるときは、退職共済年金の全部の支給を停止する。

6 第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額(第七十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を控除して得た金額以上であるときは、退職共済年金の全部の支給を停止する。

7 附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定は、適用しない。

一 当該退職共済年金の受給権者の標準報酬の月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た金額の八十五に相当する金額以上であるとき。

二 当該退職共済年金の受給権者の標準報酬の月額が支給限度額以上であるとき。

4 第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、第七十三条第二項の規定は、適用しない。

5 前各項の規定は、附則第十三条第一項の表第七十六条第二項の表中

第七十六条第二項第三号		組合員期間等が二十五年以上		附則第十三条规定する特定期限等	
附則第十二条规定		組合員期間等が二十一年以上である者		附則第十三条规定する特定期限等	
一号	附則第十二条规定	組合員期間等が二十一年以上である者	組合員期間等が二十一年以上である者	附則第十三条规定する特定期限等	附則第十三条规定する特定期限等
附則第十二条规定	附則第十二条规定	組合員期間等が二十一年以上である者の組合員期間等が二十一年以上である者	組合員期間等が二十一年以上である者	附則第十三条规定する特定期限等	附則第十三条规定する特定期限等
百四十四月	当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月	当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月	当該月数が四百四十四月を超えたときは、四百四十四月	当該月数が一百四十四月未満であるときは、一百四十四月とし、四百四十四月を超えるときは、四百四十四月とす。	当該月数が一百四十四月未満であるときは、一百四十四月とし、四百四十四月を超えるときは、四百四十四月とす。

官 報 (号 外)

平成六年十一月一日 参議院会議録第六号(その二) 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

官 報 (号 外)

附則第十三条の三第七項中「前項第五号」を 「第六項第五号」に改め、同項を同条第八項と し、同条第六項の次に次の一項を加える。 いっては、適用しない。	附則第十三条の三第七項中「前項第五号」を 「第六項第五号」に改め、同項を同条第八項と し、同条第六項の次に次の一項を加える。 いっては、適用しない。	附則第十二条の七の 六第一項	当時（退職共済年金を受ける権利 を取得した當時、当該退職共済年 金の額）	算定されているものであつて、か つ、その年金額の算定の基礎となる組 合員期間が二十年以上であるもの	算定されているもの	当時（退職共済年金を受ける権利 を取得した當時、当該退職共済年 金の額）
附則第十二条の七の 六第二項	当時（退職共済年金を受ける権利 を取得した當時、当該退職共済年 金の額）	加算されたもの	当時（退職共済年金を受ける権利 を取得した當時、当該退職共済年 金の額）	算定されているもの	当時（退職共済年金を受ける権利 を取得した當時、当該退職共済年 金の額）	
第七十八条第一項	当時（退職共済年金を受ける権利 を取得した當時、当該退職共済年 金の額）	加算されたもの	当時（退職共済年金を受ける権利 を取得した當時、当該退職共済年 金の額）	算定されているもの	当時（退職共済年金を受ける権利 を取得した當時、当該退職共済年 金の額）	
第七十八条第一項	当時（退職共済年金を受ける権利 を取得した當時、当該退職共済年 金の額）	替えられた第七十八条第一項において読み	当時（退職共済年金を受ける権利 を取得した當時、当該退職共済年 金の額）	替えられた第七十八条第一項	当時（退職共済年金を受ける権利 を取得した當時、当該退職共済年 金の額）	

時金の請求をすることができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一　日本国内に住所を有するとき。

二　障害共済年金その他政令で定める給付を受ける権利を有したことがあるとき。

三　最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日(同日において日本国内に住所を有していた者については、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日)から起算して二年を経過しているとき。

四　この法律による年金である給付に相当す

組	合	員	期	間	率
六月以上	一二月未滿				○・五
一二月以上	一八月未滿				一・〇
一八月以上	二四月未滿				一・五
二四月以上	三〇月未滿				二・〇
三〇月以上	三六月未滿				二・五
三六月以上					三・〇

特別掛金並びに負担金」に改める。

特別掛金並びに負担金に改める。
附則第「十条の二第一項中「並びに第八十九条第一項第一号口」を「第八十九条第一項第一号口」に改め、「並びに第二項」の下に「並びに附則第十二条の四の二第三項」を加える。
(国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)
第三条 国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百一十九号)の一部を次のように改正する。
第十二条第一項中「三十五年」を「三十七年」に改める。
別表新法附則第十二条の四第一項第一号の項中「四百十ヶ月」を「四百四十四月」に改める。

第三条 国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百一十九号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「三十五年」を「三十七年」に改める。

別表新法附則第十一條の四第一項第一号の項中「四百十ヶ月」を「四百四十四月」に改める。

附則第十三条の三第七項中「前項第五号」を「第六項第五号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。
7 第百条の二の規定は、特例継続組合員については、適用しない。

附則第十三条の九の次に次の二条を加える。

（日本国籍を有しない者に対する脱退の支給）

第十三条の十 当分の間、組合員期間が六月以上である日本国籍を有しない者（国民年金の被保険者でないものに限る。）であつて、組合員期間等が二十五年未満である者は、脱退一時金

第四条 国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正する。

第三条の二に次の一項を加える。

の四の規定は、前条に規定する給付のうち年金である給付について準用する。

第十条第一項中「附則第十二条の三第一項」を
「附則第十二条の三」に、「同項第一号中「六十歳

に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることなくして六十歳に達した

とき」とあるのは「退職したとき」と、同項第二号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退

職した後に六十歳に達した者」とあるのは「退職した者二を」同条第一号中「六十歳以上である」

とあるのは、「退職している」に改める。

第十一條第一項中「附則第十一條の四第一項及び第二項」を「附則第十一條の四の一第二項及

び第三項(新法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の一第二項、第十二条

る場合を含む。)並びに新法附則第十二条の七の

五第一項、第四項及び第五項」に改め、同項第二号中「附則第十二条の四第一項第一号」を「附

則第十二条の四の一第一項第一号(新法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の

十二条の四の三第一項及び第三項 第十二条の七の二第二項並びに第十二条の七の三第一項及

ひ第四項においてその例による場合を含む。次

新法第七十六条规定組合員期間等が二十二項第三号

正卷二

新法附則第十二条
の三第一項第一二号

ある組合員	組合員期間等が二十五年以上で ある組合員	特定更新組合員等 視等
であるもののその組合員期間等 が二十五年以上となつたとき	であるものが特定 等とはなつたとき	

特定更新組合員等又は特定衛視等

であるものが特定更新組合員等又は特定衛視等に該当する者となつたとき

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

別表中

		新法附則第十一号 の四第一項第一号
新法附則第十二条 の六	新法附則第十二条 の四第二項	当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月
退職共済年金(その年金額の二分の一に相当する組合員期間の算定の基礎となるものに限る。)	第七十七条第二項各号に掲げる者との区分に応じ、それぞれ当該各号	当該月数が、「一百四十月未満であるときは、「一百四十月」とし、四百四十四月を超えるときは「四百四十四月」とする。
退職共済年金		第七十七条第二項第一号

新法附則第三号	新法附則第十二条	組合員期間等が二十五年以上の三第三号
新法附則第十二条	新法附則第十二条	組合員期間等が二十五年以上の三第三号
新法附則第十二条	新法附則第十二条	組合員期間等が二十五年以上の三第三号
新法附則第十二条	新法附則第十二条	組合員期間等が二十五年以上の三第三号

に改め、新

官報(号外)

した月数が五百四十月以上あるときは、新共済法附則第十二条の四の一第五項の規定の適用については、その者は、退職共済年金の額の算定の基礎となつている組合員期間が十五年以上である者であるものとみなす。附則第二十一条第一項中「、第七十八条及び附則第十二条の四」を「及び第七十八条並びに附則第十二条の四の一第一項及び第三項(新共済法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の一第二項並びに第十二条の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。)」に改め、同条の次に次の一条を加え

第二十一条の二 新共済法附則第十二条の三
に係る新共済法附則第十二条の四の二第二項
第一号に規定する金額が当該退職共済年金の
額の算定の基礎となる組合員期間を基礎とし
て算定した附則第十六条第一項第二号に規定
する金額を超えるものに限る。)に係る新共済
法附則第十二条の四並びに第十二条の七
の四第二項及び第三項の規定の適用について
は、当分の間、新共済法附則第十二条の四の
四中「当該退職共済年金に係る附則第十二条
の四の二第二項第一号に規定する金額」とある
のは「当該退職共済年金の額の算定の基礎
となる組合員期間を基礎として算定した国家
公務員等共済組合法等の一部を改正する法律
(昭和六十年法律第百五号)附則第十六条第一
項第一号に規定する金額(附則第十二条の七
の四第二項において「基礎年金相当部分の額」
といふ。)と、新共済法附則第十二条の七の
四第二項中「当該退職共済年金に係る附則第
十二条の四の二第二項第一号に規定する金
額」とあるのは「基礎年金相当部分の額」と、
同条第三項中「当該退職共済年金に係る附則
第十二条の四の二第二項第一号に規定する金

額」とあるのは「当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第二百五号)附則第十六条第一項第一号に規定する金額」とする。

退職年金の受給権者が六十歳に達した日
属する月の翌月以後の組合員である間にお
よび、かつて各号に掲げる場合に該当する期間。

額を加えた金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

の額のうちその算定の基礎となつてゐる組合員期間を基礎として新共済法附則第十二条の四の二第一項並びに新施行法第十一条の規定並びに附則第九条及び第十五条の規

定の例により算定した金額の百分の八十に相当する金額(以下この項において「在職中支給基本額」という。)を十二で除して得た

支給基本額」として、この額が「金額（以下この項において「基本月額」といふ。）との合計額が二十一〇万円以下である場

合 在職中支給基本額に相当する金額
二 その者の標準報酬の月額と基本月額との
合十額が二十一〇万円を超えるかつ、次のイ

合言葉が二二〇万円を超える場合に、かくらのへから二までに掲げる場合の区分に応じてそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額をE金額と定めます。

して得た金客が在職中支給基本客に満たない場合 在職中支給基本額に相当する金額から、次のイからニまでに掲げる場合の区

分に応じ、それぞれイからニまでに定める金額に十一を乗じて得た金額を控除して得た金額

イ 基本月額が二十一〇〇万円以下であり、か

平成六年十一月一日 参議院会議録第六号(その二)

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

つ、その者の標準報酬の月額が三十四万円以下である場合 その者の標準報酬の月額と基本月額との合計額から二十一〇万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

口 基本月額が二十一〇万円以下であり、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円を超える場合 三十四万円と基本月額との合計額から二十一〇万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の標準報酬の月額から三十四万円を控除して得た金額を加えた金額

ハ 基本月額が二十一〇万円を超えて、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円以下である場合 その者の標準報酬の月額の二分の一に相当する金額

二 基本月額が二十一〇万円を超えて、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円を超える場合 その者の標準報酬の月額から十七万円を控除して得た金額

則第三十六条第二項中「及び附則第十二条」を「、附則第十二条の四の二第二項及び第十三条第一項を次のように改める。」に改める。

則第四十四条第一項を次のように改める。

障害年金の受給権者が組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間あるときは、その期間については、障害年金の額のうち、当該各号に定める金額(当該害年金が旧共済法の障害等級の一級又は二に該当するときは、当該金額に新共済法第十三条の規定の例により算定した加給年金に相当する金額を加えた金額)に相当する分に限り、支給の停止は、行わない。

その者の標準報酬の月額と当該障害年金の額のうちその算定の基礎となつてゐる組

合同期間を基礎として新共済法第八十一條第一項第一号及び新施行法第十二条の規定並びに附則第九条の規定の例により算定した金額の百分の八十に相当する金額(以下この項において「在職中支給基本額」といいう。)を十二で余して得た金額(以下この項

において「基本月額」という。)との合計額が二十一〇万円以下である場合 在職中支給基

二 その者の標準報酬の月額と基本月額との
本額に相当する金額

から、このへだて二までに控除する場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額を控除して得た金額

イ 基本月額が二十〇万円以下であり、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万

円以下である場合、その者の標準報酬の月額と基本月額との合計額から二千〇〇万円を控除して得た金額の二分の一に相当

する金額

つ、その者の標準報酬の月額が三十四万円を超える場合 三十四万円と基本月額との合計額から二十一〇〇万円を控除して得

た金額の二分の一に相当する金額にその標準報酬の月額から三十四万円を控除して得た金額を加算した金額

附して得が会客を加へた金額
ハ 基本月額が二十一〇万円を超え、かつ、
その者の標準報酬の月額が三十四万円以

下である場合 その者の標準報酬の月額

官 報 (号 外)

の又は五十三万円であるもの(当該標準報酬の月額の基礎となつた報酬月額が五十四万五千円未満であるものを除く)の標準報酬は、当該標準報酬の月額の基礎となつた報酬月額を第一項の規定による改正後の法第四十二条第一項に規定する標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、国家公務員等共済組合が改定する。
前項の規定により改定された標準報酬は、
平成六年十月から平成七年九月までの各月の標準報酬とする。

(短期給付の額に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改定後の法第四十二条第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。以後に給付事由が生じた法による傷病手当金、出産手当金又は休業手当金の額を計算する場合の法第六十六条、第六十七条又は第六十八条に規定する標準報酬の日額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による傷病手当金、出産手当金又は休業手当金の額を計算する場合の法第六十六条、第六十七条又は第六十八条に規定する標準報酬の日額について適用する。なお従前の例による。

(改正前の退職共済年金の取扱い)

○第一項

第四条 この法律の施行(附則第一条〇第一号の規定による施行をいう。次項及び附則第七条において同じ)の際現に第二条の規定による改正前の法第七十六条第二項の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者は、第二条の規定による改正後の法(以下「改正共済法」という。)による改定による退職共済年金を受ける権利を有する者とみなす。

この法律の施行の際現に第二条の規定による改定前の法附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者は、改定共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者とみなす。

(法による年金である給付の額等に関する経過措置)

第五条 平成六年九月分以前の月分の法による年金である給付の額及び旧共済法による年金(國家公務員等共済組合法等の一部を改定する法律正法)による年金である給付の額及び旧共済法による年金(昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。附則第一条第六号に規定する旧共済法による年金をいう。以下同じ。)の額については、なお従前の例による。

第二条 第一条の規定による改定後の法第八十七条の規定は、施行日以後に給付事由が生じた法による障害一時金の額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

(退職共済年金の額の算定に関する経過措置)

第六条 昭和九年四月一日以前に生まれた者に対する第一条の規定による改定後の法附則第十二条の四第一項第一号の規定並びに第一条の規定による改定後の法附則第十三条第一項及び第三条の規定による改定後の国家公務員等共済組合法等の一部を改定する法律(昭和六十年法律第百五号)附則第十六条第一項に規定する施行法別表において読み替えた同号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百四十四月」とあるのは、「四百四十四月(昭和九年四月一日以前に生まれた者のうち、国家公務員等共済組合法等の一部を改定する法律(昭和六十年法律第百五号)附則第十六条第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者にあつては四百二十月、同項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者以外の者にあつては四百三十二月)」とする。

昭和九年四月一日以前に生まれた者に対する改定共済法附則第十二条の四の二第二項第一号の規定並びに改定共済法附則第十三条第一項及び第四条の規定による改定後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法別表において読み替えた同号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百四十四月」とあるのは、「四百四十四月(昭和九年四月一日以前に生まれた者のうち、国家公務員等共済組合法等の一部を改定する法律(昭和六十年法律第百五号)附則第十六条第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者にあつては四百二十月、同項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者以外の者にあつては四百三十二月)」とする。

昭和九年四月一日以前に生まれた者に対する改定共済法附則第十二条の四の二第二項第一号の規定並びに改定共済法附則第十三条第一項及び第四条の規定による改定後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法別表において読み替えた同号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百四十四月」とあるのは、「四百四十四月(昭和九年四月一日以前に生まれた者のうち、国家公務員等共済組合法等の一部を改定する法律(昭和六十年法律第百五号)附則第十六条第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者にあつては四百二十月、同項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者以外の者にあつては四百三十二月)」とする。

(障害共済年金の支給に関する経過措置)

○第二項

第八条 平成六年十月一日前に法による障害年金を受ける権利を有していたことがある者(同日において当該障害共済年金を受ける権利を有する者を除く)が、当該障害共済年金の給付事由となつた傷病により、同日において法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態(以下この条において「障害状態」という。)にあるとき、又は同月一日から六十五歳に達する日の前日までの間に、障害状態に該当するに至ったときは、その者は、

退職年金及び障害年金(昭和六十年改正法附則第十五条第一項に規定する退職年金及び障害年金をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。)を受ける権利を有する者(法による退職共済年金及び旧共済法による退職年金を受ける権利を有する者にあっては、昭和十年四月一日以前に生まれた者に限る。)については、改定共済法第七十九条第二項若しくは第八十七条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「三十七年」とあるのは、「三十七年(昭和九年四月一日以前に生まれた者のうち、昭和四年四月一日以前に生まれた者又は国家公務員等共済組合法等の一部を改定する法律(昭和六十年法律第百五号)附則第十六条第一項に規定する施行法別表において改定する法律(昭和六十年法律第百五号)附則第十七条第一項若しくは第四十四条第一項若しくは第四十五条第一項又は第六条の規定による改定後の昭和六十年改正法附則第三十六条第一項若しくは第四十四条第一項の規定により算定した支給の停止を行わないこととされる金額が、それぞれ第二条の規定による改定前の法第七十九条第二項若しくは第八十七条第二項又は第六条の規定による改定後の昭和六十年改正法附則第三十六条第一項若しくは第四十四条第一項の規定により算定した支給の停止を行わないこととされる金額(以下この条において「旧停止解除額」という。)より少ないときは、旧停止解除額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。)により算定した支給の停止を行わないこととされる金額(以下この条において「旧停止解除額」という。)により少ないときは、旧停止解除額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

(障害共済年金の支給に関する経過措置)

昭和九年四月一日以前に法による障害年金を受ける権利を有していたことがある者(同日において当該障害共済年金を受ける権利を有する者を除く)が、当該障害共済年金の給付事由となつた傷病により、同日において法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態(以下この条において「障害状態」という。)にあるとき、又は同月一日から六十五歳に達する日の前日までの間に、障害状態に該当するに至ったときは、その者は、

退職年金及び障害年金(昭和六十年改正法附則第十五条第一項に規定する退職年金及び障害年金をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。)を受ける権利を有する者(法による退職共済年金及び旧共済法による退職年金を受ける権利を有する者にあっては、昭和十年四月一日以前に生まれた者に限る。)については、改定共済法第七十九条第二項若しくは第八十七条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「三十七年」とあるのは、「三十七年(昭和九年四月一日以前に生まれた者のうち、昭和四年四月一日以前に生まれた者又は国家公務員等共済組合法等の一部を改定する法律(昭和六十年法律第百五号)附則第十六条第一項に規定する施行法別表において改定する法律(昭和六十年法律第百五号)附則第十七条第一項若しくは第四十四条第一項若しくは第四十五条第一項又は第六条の規定による改定後の昭和六十年改正法附則第三十六条第一項若しくは第四十四条第一項の規定により算定した支給の停止を行わないこととされる金額が、それぞれ第二条の規定による改定前の法第七十九条第二項若しくは第八十七条第二項又は第六条の規定による改定後の昭和六十年改正法附則第三十六条第一項若しくは第四十四条第一項の規定により算定した支給の停止を行わないこととされる金額(以下この条において「旧停止解除額」という。)より少ないときは、旧停止解除額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。)により算定した支給の停止を行わないこととされる金額(以下この条において「旧停止解除額」という。)により少ないときは、旧停止解除額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

昭和九年四月一日以前に生まれた者(同日において当該障害共済年金を受ける権利を有する者を除く)が、当該障害共済年金の給付事由となつた傷病により、同日において法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態(以下この条において「障害状態」という。)にあるとき、又は同月一日から六十五歳に達する日の前日までの間に、障害状態に該当するに至ったときは、その者は、

昭和九年四月一日以前に生まれた者(同日において当該障害共済年金を受ける権利を有する者を除く)が、当該障害共済年金の給付事由となつた傷病により、同日において法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態(以下この条において「障害状態」という。)にあるとき、又は同月一日から六十五歳に達する日の前日までの間に、障害状態に該当するに至ったときは、その者は、

官 報 (号外)

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人口構造の高齢化の一層の進展等に対応して、地方公務員等の老後保障等を充実させ、あわせて地方公務員共済年金制度の長期的安定を図るため、地方公務員共済年金に係る各給付額を引き上げ、及び六十歳以上六十五歳未満の者に支給する退職共済年金について段階的に報酬比例部分に相当する給付に移行させることとし、組合員である間の支給調整を改善する等雇用と年金との連携を図る措置を講ずるとともに、遺族給付に係る子の年齢要件の緩和等遺族給付及び障害給付の改善の措置を講ずること等を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二十九回国会内閣提出、本院継続審査)
右の内閣提出案は本院において修正議決した。よってこれを送付する。
平成六年十月二十七日

衆議院議長 土井たか子
(小字及び印は衆議院修定)

参議院議長 原 文兵衛殿
法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「二十五分の一」を「二分の二」に改め、「金額」の下に「(当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」

て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。」を加える。

第七十四条の二第一項中「昭和六十三年」を「平成五年」に改める。

第八十条第一項中「十九万一千円」を「十二万四千四百円」に、「六万四千円」を「七万四千八百円」に改める。

第八十七条第三項中「四十九万九千五百円」を「五十八万五十円」に改め、同条第四項第一号中「三百五十七万円」を「四百十四万八千円」に改め、同項第一号中「一百二十万五千円」を「一百五十六万二千円」に改め、同項第三号中「百九十九万五千円」を「一百三十一万八千円」に改め。

第八十八条第三項中「十九万二千円」を「二十一万四千四百円」に改める。

第九十条第一項中「四十九万九千五百円」を「五十八万五千円」に改める。

第九十二条の二第三項中「八十九万二千五百円」を「百三万七千円」に改める。

第九十九条の三中「四十九万九千五百円」を「五十八万五千円」に改める。

第一百四十四条第四項中「五十三万円」を「五十九万円」に、「八万円」を「九万一千円」に改める。

第一百四十四条の十四第一項中「団体の住所又は」を「地方職員共済組合は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は団体の住所若しくは」に、「は、地方職員共済組合の請求により、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分する」を「に対する」と改める。

第一百四十四条の八を次のように改める。
(平均給料月額の改定)

第十四条の八次の表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する者の平均給料月額(地方公共団体の長の平均給料月額を含む。)を計算する場合においては、第四十四条第二項及び第二百二十二条第一項中「給料の額」とあるのは、「給料の額(その月が附則第十四条の八の表の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の掛金の標準となつた給料の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。)」とする。

昭和六十二年三月以前	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	平成元年十二月から平成三年三月まで	平成三年四月から平成四年三月まで	平成四年四月から平成五年三月まで	平成五年四月以後
一・一九	一・一六	一・一六	一・〇九	一・〇四	一・〇一	〇・九九

附則第二十条第一項第一号中「千三百八十八円」を「千六百二十五円」に、「四百二十月」を「四百四十四月」に改める。

附則第三十三条中「五十三万円」を「五十九万円」に改める。

第一条 地方公務員等共済組合法の一部を次のようにより改正する。

第二条 第三項中「未満で」を「に達する日以後最初の三月三十一日までの間にあつて」に改める。

第五条 第一項第八号中「掛金」の下に「及び特別掛金」を加える。

第三十八条の二第一項第一号及び第三十八条の三第一項第七号中「割合」の下に「及び期末手当等と特別掛け金との割合」を加える。

第七十六条の二を第七十六条の五とし、第七十六条の次に次の三条を加える。

第七十六条の二 前条第一項の規定によりその支給を停止するものとされた退職共済年金

(同条第三項又は第五項の規定によりその支給の停止が解除されているものを除く。)の受給権者(配偶者に対する遺族共済年金又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で遺族共済年金に相当するもの若しくは厚生年金保険法による遺族厚生年金(それぞれ配偶者に対するものに限る。)を受ける権利を有するものに限る。)は、当該退職共済年金に係る同条第三項の申請を行わないときは、同条第一項の規定にかかるわらず、当該退職共済年金の額(同条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額があるときは、当該退職共済年金の額から当該年金額を控除して得た金額。次項において同じ。)の二分の一(第八十条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金があつては、当該退職共済年金の額から当該加給年金額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額に当該加給年金額を加算した額。次項に

おいて同じ。)に相当する部分の支給の停止の解消を申請することができる。

2 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る退職共済年金については、前条第一項の規定にかかるわらず、当該退職共済年金の額の二分の一に相当する部分の支給の停止は、行わない。

3 退職共済年金又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で退職共済年金に相当するもの若しくは厚生年金保険法による老齢厚生年金について、第一項の規定又は他の法令の規定でこれに相当するものとして支給される年金の支給を停止すべき事由が生じたものによりその一部の支給の停止の解除を申請した者は、遺族共済年金(配偶者に対するものに限る。)の額(前条第一項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額があるときは、当該遺族共済年金の額から当該金額を控除して得た金額。次項において同じ。)の三分の一に相当する部分の支給の停止の解除を申請することができる。

4 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る遺族共済年金については、前条第一項の規定にかかるわらず、当該遺族共済年金の額の三分の一に相当する部分の支給の停止は、行わない。この場合においては、同条第四項ただし書の規定を準用する。

5 前条第五項の規定は、第二項又は前項の規定により現にその支給が行われている退職共済年金又は遺族共済年金について準用する。

6 前条第六項の規定は、第一項及び第三項の申請について準用する。
(年金の支払の調整)
第七十六条の三 この法律による年金である給付(以下この項において「乙年金」という。)の受給権者がこの法律による他の年金である給付(以下この項において「甲年金」という。)を受ける権利を取得したため乙年金を受ける権

利が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金を受けられる権利が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内

かわらず、その停止すべき期間の分として払とみなす。

2 年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として支払われたときは、その支払われた年金は、その後に支払べき年金の内払とみなすことができる。年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金が支払われた場合における当該年金の当該減額すべきであった部分についても、同様の規定により支給の停止を行わないこととする。

3 第七十六条の四 この法律による年金である給付の受給権者が死したためその受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金である給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金である給付があるときは、主務省令で定めるところにより、当該年金である給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金に係る債権の金額に充当することができる。

4 第七十八条第二項を次のように改める。
2 前項に定めるもののほか、組合員が、次の各号のいずれにも該当するに至ったときは、その者に退職共済年金を支給する。

5 前条第五項の規定は、第二項又は前項の規定により現にその支給が行われている退職共

6 前条第六項の規定は、第一項及び第三項の申請について準用する。

7 第七十六条の二の規定は、第一項及び第三項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金があつては、当該退職共済年金の額から当該加給年金額を控除して得た金額。次項において同じ。)

2 前条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金があつては、当該退職共済年金の額から当該加給年金額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額に当該加給年金額を加算した額。次項に

おいて同じ。)に相当する部分の支給の停止の解消を申請することができる。

2 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る退職共済年金については、前条第一項の規定にかかるわらず、当該退職共済年金の額の二分の一に相当する部分の支給の停止は、行わない。

3 退職共済年金又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金の支給を停止すべき事由が生じたものによりその一部の支給の停止の解除を申請した者は、遺族共済年金(配偶者に対するものに限る。)の額(前条第一項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額があるときは、当該遺族共済年金の額から当該金額を控除して得た金額。次項において同じ。)を受ける権利を取得したため乙年金を受ける権

利が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金を受けられる権利が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内

かわらず、その停止すべき期間の分として払とみなす。

2 前項の規定は、第二項又は子(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満で第八十四条第二項に規定する障害等級(以下この条において「障害等級」という。)の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子)を「又は子(十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した」に改め、同条第四項第八号中「が、十八歳に達した」を「について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した」に改め、同条第九号中「未満の」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改める。

2 前項の規定にかかるわらず、退職共済年金の受給権者が組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、退職共済年金の額のうち、当該各号に定める加給年金額に相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わな

い。

1 その者の基準給与月額(毎年の一月から九月までにあつては当該前年の六月、各年の十月から十二月までにあつては当該年の六月におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。)と当該退職共済年金の額(第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項に規定する加給年金額を除く。)の百分の八十に相当する金額(以下この項において「在職中支給基本額」という。)を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が二十一〇万円以下である場合 在職中支給基本額に相当する金額

官 報 (号 外)

二 その者の基準給与月額と基本月額との合
計額が二十二〇万円を超えて、かつ、次のイから二までに掲げる場合の区分に応じそれぞれイから二までに定める金額に十二を乗じて得た額が在職中支給基本額に満たない場合、在職中支給基本額に相当する金額から、次のイから二までに掲げる場合の区分に応じそれぞれイから二までに定める金額に十二を乗じて得た額を控除して得た金額に十二を乗じて得た額を控除して得た金額

受給権者が組合員である間ににおいて、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、障害共済年金の額のうち、当該各号に定める金額に相当する部分及び第八十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

外の部分中「掛金及び」の下に「特別掛金並に」を加え、同項第一号中「掛金」の下に「及び特別掛金」を加え、同条第五項中「及び地方公共団体」を「並びに地方公共団体」に改める。

イ 基本月額が二十一〇万円以下であり、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円以下である場合 その者の基準給与月額と基本月額との合計額から二十一〇万円を控除して得た金額の二分の一に相当する

□ 基本月額が二十一〇〇万円以下であり、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円を超える場合 三十四万円と基本月額との合計額から二十一〇〇万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の基準給与月額から三十四万円を控除して得た金額を加えた金額

二 基本月額が三十四万円を超える場合 その者の基準給与月額から十
七万円を控除して得た金額

第九十二条第二項を次のように改める。

前項の規定にかかわらず、障害共済年金の

項第一号又は第二項第一号に掲げる金額
(同条第四項又は第九十条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定
により算定された障害共済年金にあつては、これらの規定により算定した金額のうち
政令で定める金額)及び第八十八条第一項に規定する加給年金額を除く。)の百分
の八十に相当する金額(以下この項において「在職中支給基本額」という。)を十二で除
して得た額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が二十〇〇万円以下
である場合 在職中支給基本額に相当する
金額

一 その者の基準給与月額と基本月額との合
計額が二十〇〇万円を超えて、かつ、次のイから
ニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ
イからニまでに定める金額に十二を乗じ
て得た額が在職中支給基本額に満たない場
合 在職中支給基本額に相当する金額か

口 基本月額が二十二〇万円以下であり、かつ、その者に基準給与月額が三十四万円を超える場合 三十四万円と基本月額との合計額から二十二〇万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者基準給与月額から三十四万円を控除して得た金額を加えた金額

ハ 基本月額が二十二〇万円を超えて、かつ、その者に基準給与月額が三十四万円以下である場合 その者に基準給与月額の二分の一に相当する金額

二 基本月額が二十二〇万円を超えて、かつ、その者に基準給与月額が三十四万円を超える場合 その者に基準給与月額から十七万円を控除して得た金額

第九十九条の七第二項第一号中「が、十八歳に達した」を「について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した」に改め、同項第二号中「未満の」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改め。第百十三条规定第一項第二号中「掛金」の下に「特別掛金」を加え、同条第二項各号列記以

第一百五条の沙に沙の一
条を加える

三百五十五条の二 特別掛金は、組合員が期末手当等(地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)を受ける月につき、徴収するものとする。

3 前条の規定は、特別掛金について準用する。この場合において、同条第一項中「毎月、給料その他の給与を支給する際組合員の給与」とあるのは、「次条第一項に規定する期

第九十九条の七第二項第一号中「が、十八歳に達した」を「について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した」に改め、同項第二号中「未満」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改め る。

第一百十三条第一項第二号中「掛金」の下に「、特別掛金」を加え、同条第二項各号列記以

その者の基準給与月額と基本月額との合計額が二十二〇〇万円を超えて、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額が在職中支給基本額に満たない場合 在職中支給基本額に相当する金額か

末手当等を支給する際組合員の当該期末手当等」と読み替えるものとする。

「第一百七条第一項中「掛金」の下に「若しくは特別掛金」を加える。

「第一百三十九条中「組合」を「組合」に改め、「仮定給料」との下に「第一百五十五条の二第一項中「期末手当等(地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同条第二項及び第三項中「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と

「第一百四十二条第一項中「及び地方公共団体」とあるのは「並びに地方公共団体」と「を削り、組合の負担金」との下に「第一百四十四条の二中地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項」とあるのは「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項」と「第一百五十五条の二第一項中「期末手当等(地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と

「第一百四十四条の三第一項中「第一百五十五条の二第一項各号列記以外の部分の項を次のように改める。表第五十五条の項の次に次のように加える。」

第七十六条	主務省令	自治省令
第七百四十四条の三第一項の表第一百五十五条第二項各号列記以外の部分の項を次のように改める。 表第五十五条の項の次に次のように加える。	第七百四十四条の二第一項各号列記以外の部分の項を次のように改める。 表第五十五条の項の次に次のように加える。	第七百四十四条の二第一項各号列記以外の部分の項を次のように改める。 表第五十五条の項の次に次のように加える。

「第一百四十四条の三第一項中「第一百五十五条の二第一項各号列記以外の部分の項を次のように改める。表第五十五条の項の次に次のように加える。」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同条第二項及び第三項中「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と

「第一百四十四条の三第一項中「第一百五十五条の二第一項各号列記以外の部分の項を次のように改める。表第五十五条の項の次に次のように加える。」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同条第二項及び第三項中「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と

「第一百四十四条の二第一項中「掛金」の下に「(期末手当等を支給する月にあつては、特別掛け金を含む。)」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「掛金」の下に「又は特別掛け金」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
3 団体は、団体組合員の期末手当等を支給するときは、その期末手当等から当該団体組合員が負担すべき特別掛け金に相当する金額を控除することができる。
第八百四十四条の二第一項中「同じ。」の下に「特別掛け金」を加える。
第八百四十四条の二第一項中「及び掛け金」を「並びに掛け金及び特別掛け金」に改める。
附則第十八条第八項を第九項とし、第七項の次に次の二項を加える。
8 第百四十四条の二の規定は、特別退職組合員については、適用しない。

<p>第一百四十四条 (平成三年法律第百九号)第三条第一項 第一百四十五条 (平成三年法律第百十号)第二条第一項 第一百四十二条第二項の表第一百五十五条第二項の項の次に次のように加える。 第一百四十四条の二第一項の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>	<p>一般職の職員の給与等に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>
--	--

める。

第十九条 当分の間、六十五歳未満の者が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 六十歳以上であること。

二 一年以上の組合員期間を有すること。

三 組合員期間等が二十五年以上であること。

第二十条 前条の規定による退職共済年金に係る第八十二条の規定の適用については、同条第一項中「退職共済年金の受給権者が」とあるのは、退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者を除く。)」と、「他の共済組合の組合員等」とあるのは「厚生年金保険の被保険者等」とする。

2 第七十六条の二の規定は、前条の規定による退職共済年金については、適用しない。

3 第八十一条の規定は、前条の規定による退職共済年金に係る第八十条の規定は、前条の規定による退職共済年金について、適用しない。

第二十一条の二 附則第十九条の規定による退職共済年金(第七十九条の規定によりその額が算定されるものに限る。)の受給権者が、組合員でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態(以下この項、第五項、附則第二十五条の三第九項及び附則第二十五条の四第九項において「障害状態」という。)にあるとき、その傷病が治らない場合(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。)にあっては、その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病により障害状態に

あるときは、その者は、退職共済年金の額の算定に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該請求に係る退職共済年金の額は、第七十九条の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。ただし、一年以上の引き続く組合員期間を有しない者に係る退職共済年金の額は、第一号及び第二号に掲げる金額の合算額とする。

一 千六百一十五円に組合員期間の月数(当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月)を乗じて得た額

二 平均給料月額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

三 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 組合員期間が二十年以上である者

平均給料月額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

ロ 組合員期間が二十年未満である者

平均給料月額の千分の〇・七五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

4 前項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは、附則第二十八条の二第一項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一条第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項」とあるのは「附則第二十条の二第二項第一号及び第二号に掲げる金額並びに同条第三項において準用する前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」とあるのは「附則第二十条の二第三項において準用する前条第一項」と、前条第一項の規定により読み替えた第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び第八十条第一項」とあるのは「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び同条第三項において準用する第八十条第一項」とす

5 第二項及び第三項の規定によりその額が算定される附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者が、障害状態に該当しなくなつたときは、第二項及び第三項の規定にかかるわらず、当該退職共済年金の額を、第七十九条第一項の規定により算定した金額に改定する。ただし、障害状態に該当しなくなつた當時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が四十五年以上である場合には、この限りでない。

第二十二条の三 附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者が、その権利を取得した当時、組合員でなく、かつ、その者の組合員期間が四十五年以上であるときは、退職共済年金の額は、第七十九条の規定にかかるわらず、前条第二項の規定の例により算定した金額とする。

2 第七十九条第一項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十一条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。)」とあるのは「当時」と、「前条の」とあるのは「附則第二十条の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十条の三第二項において準用する前条第二項及び第三項の」とあるのは「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

求があつた当時」と、「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第二十条の二第二項及び第三項において準用する前条第二項及び第三項の」とあるのは「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び同条第三項において準用する第八十条第一項」とする。

前二項の規定によりその額が算定される退する。

「附則第二十一条の三第四項においてその例に

八

前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び附則第二十一条第一項の規定により読み替えられた第八十二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは、「附則第二十条の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一条第二項中「相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項」とあるのは「附則第二十条の三第一項において準用する前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」とあるのは「附則第二十条の三第二項において準用する前条第一項」と、附則第二十条第一項の規定により読み替えられた第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び第八十条第一項」とあるのは「附則第二十条の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十条の三第二項において準用する第八十条第一項」とする。

5 第七十九条第一項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当时(退職共済年金を受ける権利)を取得した当时、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当时。第三項において同じ。」とあるのは「附則第二十条の三第四項による退職共済年金の額の額の改定に係る退職があつた当时」と、「前条の」とあるのは「附則第二十条の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十条の三第五項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当时」とあるのは「附則第二十条の三第四項の規定による退職共済年金の額の改定に係る退職があつた当时」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当时」とあるのは「当該退職があつた当时」と読み替えるものとす号に掲げる金額に相当する金額」とあるのはる。

「附則第二十一条の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第一項第三号に掲げる金額に相当する部分」と、第八十一条第二項中「相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項」とあるのは「附則第二十条の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第一項第一号及び第三号に掲げる金額並びに附則第二十条の三第五項において適用する前附則第二十条の三第五項において適用する前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」とあるのは「附則第二十条の三第五項において適用する前条第一項」と、附則第二十条第一項の規定により読み替えられた第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び第八十条第一項」とあるのは「附則第二十条の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第一項第三号に掲げる金額及び附則第二十条の三第五項において適用する第八十条第一項」とする。

（附則第二十一条の二第一項及び第三項の規定によりその額が算定されるものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第八十九条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当时（退職共済年金を受ける権利を取得した当时）とあるのは附則第二十条の二第一項の請求があつた当时（当該請求があつた当时）と、「前条第三項」とあるのは同条第三項において準用する前条第三項」と、「その者によつて」とあるのはから引き続きその者によつて」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当时」とあるのは附則第十九条の規定による退職共済年金に係る附則第二十条の二第一項の請求があつた当时（当該請求があつた当时）と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当时」とあるのは当該請求があつた当时から引き続き」とする。

官 報 (号外)

は「附則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時から引き続き」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時」と、「当該受給権者が退職者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時から引き続き」とする。

附則第二十四条第一項中「附則第二十条第一項」を「第七十九条第一項、第一百一一条第一項及び附則第二十条の二第一項(附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十六条の三第二項及び第五項並びに附則第二十五条の四第二項及び第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。)」に、「同項を第七十九条第一項又は附則第二十条の二第二項に改め、「相当する金額」の下に「(附則第二十六条第十項並びに附則第二十六条の二第一項及び第四項において「特例加算額」という。)」を加え、同条第二項を次のように改める。

3 附則第十九条の規定による退職共済年金(附則第二十条の三第四項及び第五項の規定によりその額が算定されるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第八十条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時、第三項において同じ。)」であるのは「附則第二十条の三第四項の規定による改定に係る退職があつた当時から引き続き」

第七十六条第二項	第七十九条第一項第一号に掲げる金額に相当する金額	第七十九条第一項第一号に掲げる金額に相当する金額	第七十八条第一項第一号に掲げる金額に相当する金額
第七十九条第一項第一号に掲げる金額に相当する金額	第七十九条第一項第一号に掲げる金額に相当する金額	第七十九条第一項第一号に掲げる金額に相当する金額	第七十九条第一項第一号に掲げる金額に相当する金額

附則第二十条の三第四項	附則第二十条の三第五項	附則第二十二条の二第一項	附則第二十二条の二第一項	附則第二十三条の二第一項	附則第二十四条第一項	附則第二十五条の二第二項	附則第二十六条の二第一項	附則第二十七条の二第二項	附則第二十八条の二第一項	附則第二十九条の二第一項	附則第三十条の二第一項
附則第二十条の三第四項	附則第二十条の三第五項	附則第二十二条の二第一項	附則第二十二条の二第一項	附則第二十三条の二第一項	附則第二十四条第一項	附則第二十五条の二第二項	附則第二十六条の二第一項	附則第二十七条の二第二項	附則第二十八条の二第一項	附則第二十九条の二第一項	附則第三十条の二第一項
附則第二十二条の二第一項	附則第二十二条の二第一項	附則第二十二条の二第一項	附則第二十二条の二第一項	附則第二十三条の二第一項	附則第二十四条第一項	附則第二十五条の二第二項	附則第二十六条の二第一項	附則第二十七条の二第二項	附則第二十八条の二第一項	附則第二十九条の二第一項	附則第三十条の二第一項

官 報 (号 外)

の」とあるのは「附則第二十五条の一(第二項においてその例によるものとされた附則第二十五条の一第一項の規定並びに附則第二十五条の二(第三項において準用する前条第一項及び第三項)の、同条の規定」とあるのは「これら三項の規定」と読み替えるものとする。

金額及び附則第二十五条の二第三項において準用する前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」とあるのは「附則第二十五条の二第三項において準用する前条第一項」と、附則第二十二条第一項の規定により読み替えた第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び第八十条第一項」とあるのは「附則第二十五条の二第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十五条の二第三項において準用する第八十条第一項」とする。

昭和十六年四月一日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和十八年四月一日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和二十年四月一日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和二十二年四月一日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第二十条の二第二項の規定の例により算定した額とする。

第三項」とあるのは「附則第二十五条の三第三項において準用する前条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第二十五条の三第二項においてその例によるものとされた附則第二十五条の二第一項の規定並びに附則第二十五条の三第三項において準用する前条第一項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

官 報 (号 外)

給年金額に相当する部分」と、「附則第二十条の二第一項第一号及び第三号に掲げる金額並びに」²とあるのは「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び」と、附則第二十条の三第三項の規定により読み替えられた第八十一条第二項中「相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の三第二項において準用する前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに」とあるのは「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び」と、附則第二十条の三第三項の規定により読み替えられた第八十一条第二項中「相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の三第五項において準用する前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに」とあるのは「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び」とする。

第二十五条の五 附則第十九条の規定による退職共済年金(その受給権者が昭和十六年四月一日以前に生まれた者であるものに限る)は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金(その受給権者が国民年金の被保険者であることを理由としてその支給が停止されているものを除く)の支給を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

2 附則第十九条の規定による退職共済年金(次の各号のいずれかに該当するものに限る。)は、その受給権者が、組合員でなく、かつ、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、当該退職共済年金に係る附則第二十条の二第二項第一号に掲げる金額に相当する部分の支給を停止する。

第三項の規定により算定されるものであ

り、かつ、その受給権者が昭和十六年四月二日以後に生まれた者であるもの
一 その額が附則第二十五条の三第二項、第三項、第五項及び第六項又は前条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定により算定されるもの

3 附則第十九条の規定による退職共済年金（前項各号のいずれかに該当するものに限る。）については、その受給権者が、組合員であり、かつ、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、附則第二十五条の一第四項、附則第二十五条の三第四項及び第七項並びに前条第四項及び第七項の規定により読み替えられた第八十一条第一項中「附則第二十条の一第二項第三号に掲げる額及び」とあるのは、「附則第二十条の二第一項第一号及び第三号に掲げる額並びに」とする。

(附則第二十一条の二第二項及び第三項又は附則第二十二条の三第一項、第二項、第四項及び第五項の規定によりその額が算定されるもの(附則第二十五条の三第十項又は前条第十項の規定に該当する者に係るものに限る。)に限

る。)の受給権者が、組合員であり、かつ、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、附則第二十条の二第一項及び第三項の規定によりその額が算定される退職共済年金については、第八十

一条第二項中「相当する部分及び前条第一項」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の二第三項において準用する前条第一項」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項」とあるのは「附則第二十条の二第三項において準用する前条第一項」とある。

二第一項第一号及び第三号に掲げる金額並びに同条第三項において準用する前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」とあるのは「附則第二十五条の二第三項において

準用する前条第一項」と、附則第二十一条の三第一項及び第二項の規定によりその額が算定される退職共済年金については、第八十一条第二項中「相当する部分及び前条第一項」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の三第一項においてその例によるものとされた附則第二项において準用する前条第一項」と、「第二項において準用する前条第一項」と、「第二項において準用する前条第一項」とあるのは「附則第二十条の三第一項」においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに附則第二十条の三第二項において準用する前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」とあるのは「附則第二十条の三第二項において準用する前条第一項」と、附則第二十条の三第四項及び第五項の規定によりその額が算定される退職共済年金については、第八十二条第二項中「相当する部分及び前条第一項」と、附則第二十条の三第五項において準用する前条第一項」と、「第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第一号に掲げる金額及び前条第一項」とあるのは「附則第二十条の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに附則第二十条の三第五項において準用する前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」と、「第二項においてその例によるものは「附則第二十条の三第五項において準用する前条第一項」とある。

あつて、かつて、当該受給権者が附則第二十八條の四第一項の規定又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第二百五十三号)第八条、同法第五十五条(同法第五十九条において準用する場合を含む。第三項及び第五項において同じ。)若しくは同法第六十一条(同法第六十六条において準用する場合を含む。第三項及び第五項において同じ。)の規定の適用を受けるときは、その月数を二百四十月とする。)を基礎として算定した附則第二十条の一(第二項第一号に掲げる金額から政令で定める金額を減じた額(以下この条において「繰上げ調整額」という。)を加算した額とする。

前項に規定する退職共済年金の受給権者が同項に規定する老齢基礎年金を受ける権利を取得したときは、附則第二十条の二、附則第二十五条の三第四項から第六項まで、附則第二十五条の三第五項から第七項まで及び附則第二十五条の四第五項から第七項までの規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

に限る。次項から第六項まではおいて同じ)が加算された退職共済年金の受給権者(特定警察職員等以外の者に限る。)が附則第二十五条の第三項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該受給権者が現に受けている退職共済年金の額(繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。)の算定の基礎となる組合員期間の月数(当該月数が四百四十四ヶ月を超えるときは四百四十四ヶ月とし、当該月数が二百四十月未満であつて、かつ、当該権者が附則第二十八条の四第一項の規定又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第八条 同法第五十五条若しくは同法第六十二条の規定の適用を受けるときは

二百四十月とする。次項において同じ。)が繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を控除して得た月数の組合員期間を基礎として算定した附則第二十条の二第二項第一号に掲げる金額とを合算した額を加算した額とする。

4 前項の規定は、繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者(特定警察職員等で

ある者に限る。)が附則第二十五条の四第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月以後における退職共済年金の額に、当該繰上げ調整額とす

る。

5 前項の規定は、繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者(特定警察職員等で

ある者に限る。)が附則第二十五条の二第二項第一号に掲げる金額とを合算した額とする。

6 前項の規定は、繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者(特定警察職員等で

ある者に限る。)が附則第二十五条の四第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月以後にお

いて、第九項において準用する第七十九条第

三項の規定により退職共済年金の額を改定す

る場合について準用する。この場合において、前項中「及び第三項」とあるのは、「及び

第四項」と読み替えるものとする。

7 第七十九条第二項及び第三項の規定は第一

項の退職共済年金(その受給権者が特定警察

職員等以外の者であるものに限る。)の額(繰

上げ調整額を除く。)の算定について、第八十

条の規定は同項の退職共済年金(その受給権

者が、附則第二十五条の三第一項の表の上欄

に掲げる者で同表の下欄に掲げる年齢以上で

あるものに限る。)の額に加算される加給年金

額について、それぞれ準用する。この場合に

おいて、第八十条第一項中「その権利を取得

した當時、当該退職共済年金の額の算定の基

礎となる組合員期間が二十年未満であったと

きは、前条第三項の規定により当該退職共済

年金の額が改定された場合において当該組合

員期間が二十年以上となるに至った當時。第

三項において同じ。)とあるのは「附則第二

五条の四第一項の表の下欄に掲げる年齢に

達した当时」とする。

8 繰上げ調整額が加算された退職共済年金

(その受給権者が、特定警察職員等以外の者

であるものに限る。)に係る第八十二条及び附

則第二十二条第一項の規定により読み替えられ

た第八十二条の三第一項の表の上欄に掲

げる者であつて同表の下欄に掲げる年齢以上

であるものに限る。)の算定について、第八十

条の規定は同項の退職共済年金(その受給権

者が、附則第二十五条の三第一項の表の上欄

に掲げる者で同表の下欄に掲げる年齢以上で

あるものに限る。)の額に加算される加給年金

額について、それぞれ準用する。この場合に

おいて、第八十条第一項中「その権利を取得

した當時、当該退職共済年金の額の算定の基

礎となる組合員期間が二十年未満であったと

きは、前条第三項の規定により当該退職共済

年金の額が改定された場合において当該組合

員期間が二十年以上となるに至った當時。第

三項において同じ。)とあるのは「附則第二

五条の六第七項において準用する前条第一

項」とあるのは「附則第二十五条の四第一項

と「金額及び前条第一項」とあるのは「金

額及び附則第二十五条の六第七項において準用する前条第一項」とあるのは「金額及び附則第二

五条の六第七項において準用する第八十条第

一項」とする。

9 第七十九条第一項及び第三項の規定は第一

項の退職共済年金(その受給権者が特定警察

職員等である者であるものに限る。)の額(繰

上げ調整額を除く。)の算定について、第八十

条の規定は同項の退職共済年金(その受給権

者が、附則第二十五条の四第一項の表の上欄

に掲げる者で同表の下欄に掲げる年齢以上で

あるものに限る。)の額に加算される加給年金

額について、それぞれ準用する。この場合に

おいて、第八十条第一項中「その権利を取得

した當時、当該退職共済年金の額の算定の基

礎となる組合員期間が二十年未満であったと

きは、前条第三項の規定により当該退職共済

年金の額が改定された場合において当該組合

員期間が二十年以上となるに至った當時。第

三項において同じ。)とあるのは「附則第二

五条の六第九項において準用する前条第一

項」とあるのは「相当する部分及び附則第二

五条の六第九項において準用する前条第一

項」と「金額及び前条第一項」とあるのは「金

額及び附則第二十五条の六第九項において準用する前条第一項」と「同条第四項及び第五

項」のとあるのは「附則第二十五条の六第一項

と「同条の規定」とあるのは「これらの規定

と「加算した額とする」とあるのは「加算し

た額」とし、その年齢に達したとき又は当該組

組もしくは同法第六十二条の規定の適用を受

けるときは一百四十月とする。)から当該繰上

一項」とする。

第三項、附則第二十五条の三第一項及び第三項並びに附則第二十五条の四第一項及び第三項の規定によりその額が算定されるものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときまでに支給する退職共済年金については、第八十条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した當時(退職共済年金を受ける権利を取得した當時)とあるのは、附則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した當時(当該退職共済年金を受ける権利を取得した當時)とあるのは、附則第二十五条の三第三項又は附則第二十五条の四第三項において準用する前条第三項」と、「その者によって」とあるのは「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した當時」とあるのは「附則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した當時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した當時」とあるのは「当該退職共済年金を受ける権利を取得した當時から引き続き」とする。

3 退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額)とあるのは「附則第二十五条の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時(当該年齢に達した当時、附則第十九条の規定による退職共済年金の額(附則第二十五条の六第一項に規定する緑上げ調整額を除く。)」と、「前条第三項」とあるのは「附則第二十五条の三第六項又は附則第二十五条の六第七項において準用する前条第三項」と、「その者について」とあるのは「から引き続きその者について」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十五条の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した當時」、「当該受給権者が退職共済年金を受けた権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時から引き続き」とする。

時」とあるのは附則第二十五条の四第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当时」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を得た當時」とあるのは「当該年齢に達した當時から引き続き」とする。

附則第二十六条第五項中「附則第二十条第一項又は附則第二十四条第一項の規定により算定した金額」を「附則第二十条の二第二項の規定により算定した金額又は附則第二十四条第一項により算定した金額又は附則第二十七条第一項の規定の例により算定した金額(その額が同項の規定の例により算定した金額(その額が同項の規定の例により算定したことにより附則第二十条の二第二項の規定により算定した金額を含むものに限る。)」に改め、同条第八項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額(附則第二十六条第一項から第四項までの規定による退職共済年金にあつては、附則第二十条第一項第三号に掲げる金額に係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額)」を「附則第二十六条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第一項第三号に掲げる金額に係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額)」に改め、同条第八項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項による減額後の額及び附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額」に、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項によるのは「附則第二十六条第一項第三号に掲げる金額に係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額及び附則第二十四条第一項の規定による減額後の額及び前条第一項によるのは「附則第二十六条第一項第三号に掲げる金額に係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額及び前条第一項によるのは「相当する部分及び前条第一項」とあるのは「相当する部分及び附則第二十六条第六項において準用する前条第一項」と、「部分及び前条第一項」とあるのは「部分及び附則第二十六条第六項において準用する前条第一項」と、「相当する部分及び前条第一項」とあるのは「相当する部分及び附則第二十六条第六項において準用する前条第一項」と、「第七十九条第一項第二号に

「金額並びに」とあるのは「金額」と、附則第二十一条の七第一項中「附則第十九条」とあるのは「附則第二十六条第一項から第四項まで」と、「附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項又は附則第二十五条の四第三項」に改め、同条第十項中「附則第二十条第一項第二号及び第二号」を「同項においてその例によるものとされた附則第二十二条の二第一項第二号及び第三号」に、「附則第二十四条第一項の規定により加算される金額を加えて得た」を「特例加算額を加算した」に改め、同条に次の一項を加え
る。

13 第七十六条の二の規定は、第一項(前項において準用する場合を含む。)から第四項まで

13
第七十六条の二の規定は、第一項(前項において準用する場合を含む。)から第四項までの規定による退職共済年金については、適用しない。

第二十六条の二 附則第十九条又は前条の規定

による退職共済年金は、その受給権者（雇用

保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第十四
条第三項第一号に規定する受給資格を有する

者に限る。)が同法第十五条第二項の規定によ

る求職の申込みをしたときは、次の各号のい

すれかに該当するに至るまでの間、当該退職

共済年金の額のうち、第七十九条第一項第二

号に掲げる金額 附則第二十条の一第一項第三号に掲げる金額 附則第二十条の三第一項第三号に掲げる金額

及び第四項、附則第二十五條の二第一項、附

則第二十五条の二第一項及び第五項並びに附

則第二十五条の四第一項及び第五項において

その例によるものとされた同号に掲げる金額
二四百一、金額六百四十八、特別算額又は前

に相当する金額を含む）、特例加算額又は前
条第五項においてその例によるものとされた

附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額

に係る前条第五項の規定による減額後の額を

除き、その支給を停止する。

— 三二一 —
当該受給資格に係る雇用保険法第二十三

第一条 第二項に規定する受給期間が経過したときは、当該受給権者が該受給資格に係る雇用保険法第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分(同法第二十二条の二第一項の規定により基本手当(同法の規定による基本手当をいう。以下この条において同じ。)の支給を受ける者にあつては、同法第二十二条第一項に規定する所定給付日数に同法第二十二条の二第一項の規定により基本手当を支給する日数を加えた日数に相当する日数分)の基本手当の支給を受け終わったとき(同法第二十八条第一項に規定する延長給付を受ける者にあっては、当該延長給付が終わったとき)。

前項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの期間において、次の各号のいずれかに該当する月があつたときは、同項の規定は、その月分の退職共済年金については、適用しない。

一 その月において、主務省令で定めるところにより当該退職共済年金の受給権者が基本手当の支給を受けた日とみなされる日及びこれに準ずる日として政令で定める日がないこと。

二 その月分の退職共済年金について、第八十一条第一項及び第二項の規定により、その全部又は一部の支給が停止されていること。

端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。)を控除して得た数が一以上であるときは、年金停止月のうち、当該控除して得た数に相当する月数分の直近の各月については、第一項の規定による退職共済年金の支給停止が行われなかつたものとみなす。

た月」と、「同項各号」とあるのは第一項各号」と、「同項の規定」とあるのは「次項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「次項の規定」と読み替えるものとする。

は「第一項の規定による退職共済年金の支給停止が行われなかつたものとみなす。

4 雇用保険法第十四条第三項第一号に規定する受給資格を有する者であつて、同法第十五

条第二項の規定による求職の申込みをしたものの（第一項各号のいずれにも該当するに至つてない者に限る）が、附則第十九条又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得したときは、第一項各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金については、その額のうち、第七十九条第一項若しくは第六項、附則第一十四条第二項、附則第二十五条の二第四項、附則第二十五条の三第四項、第七項若しくは第十項、附則第二十五条の四第四項、第二百四十二条第一項、

項第三号に掲げる額(附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第一項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十五条の四第一項及び第五項においてその例によるものとされた同号に掲げる額に相当する額を含む。)、特例加算額又は前条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第一項第三号に掲げる額に係る前条第五項の規定による減額後^{第一号に掲げる金額}の額を除き、その支給を停止する。

ついて準用する。この場合において、第二項中「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第四項に規定する者が附則第十一

その月において、主務省令で定めるところにより当該退職共済年金の受給権者が基本手当の支給を受けた日とみなされる日及びこれに準ずる日として政令で定める日がないこと。

二 その月分の退職共済年金について、第八十一条第一項及び第二項の規定により、その全部又は一部の支給が停止されていること。

おいてその例によるものとされた旨等に掲げる額に相当する金額を含む。) 特例加算額又は前条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額に係る前条第五項の規定による減額後の中前項に規定する求職の申込みがあつた月の額を除き、その支給を停止する。

第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二項

とあるのは、第四項に規定する者が附則第十九条又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第四項の規定」と、第三項中「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは次項に規定する者が附則第十九条又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得し

一 当該受給権者に係る給与月額が、雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額(以下この条において「みなし賃金日額」という。)に三十乗じて得た額の百分の六十四に相当する金額未満であるとき。当該受給権者の給与月額に百分の十を乗じて得た額

二 前号に該当しないとき。当該受給権者の給与月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該受給権者に係る給与月額の割合が遞増する程度に応じ、百分の十から一定の割合で遞減するよう、主務省令で定める率を乗じて得た額

三 前項の場合において、調整額が第八十一条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額(第八十条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を控除して得た金額)以上であるときは、退職共済年金の全部の支給を停止する。

4 附則第十九条又は附則第二十六条の規定による退職共済年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定は、適用しない。

一 当該退職共済年金の受給権者に係る給与月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た金額の八十五に相当する金額以上であるとき。

二 当該退職共済年金の受給権者に係る給与月額が支給限度額以上であるとき。

5 前各項の規定は、附則第十九条又は附則第二十六条の規定による退職共済年金の受給権者が同時に組合員である日の属する月(その者が当該組合員の資格を取得した日の属する月を除く。)について、その者が雇用保険法の

規定期による高齢再就職給付金の支給を受けられる場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額(以下この条において「みなし賃金日額」という。)に三十乗じて得た額の百分の六十四に相当する金額未満であるとき。当該受給権者の給与月額に百分の十を乗じて得た額

二 前号に該当しないとき。当該受給権者の給与月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該受給権者に係る給与月額の割合が递増する程度に応じ、百分の十から一定の割合で递減するよう、主務省令で定める率を乗じて得た額

三 前項の場合において、調整額が第八十一条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額(第八十条第一項の規定により加算されているときは、当該加給年金額を控除して得た金額)以上であるときは、退職共済年金の全部の支給を停止する。

4 附則第二十八条の四第一項中「附則第二十条第一項第三号の」を「附則第二十条の二第二項、附則第二十五条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五项並びに附則第二十六条第五項第一項及び第五项並びに附則第二十二条第五項第一項及び第五项並びに附則第二十五条の二第二項第三号イ」を「附則第二十条第一項第三号イ」において同じ。」に、「附則第二十条第一項第三号イ」に、「附則第二十条第一項及び二号イ」を「附則第二十条第一項及び二号イ」に、「附則第二十条第一項及び二号イ」を「附則第二十二条第五項第一項及び第五项、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六项、附則第二十五条の六第七项並びに」に、「及び附則第二十三条」を「附則第二十三条规定及び附則第二十五条の七」に、「附則第二十条第一項第一号」を「附則第二十条の二第一項第一号」、「附則第二十五条の二第二項第一項及び第四项、附則第二十五条の二第二項第一項及び第五项並びに附則第二十六条第五項第一項及び第五项並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。」に改める。

5 脱退一時金の支給を受けたときは、その額の算定の基礎となつた組合員期間は、長期給付に関する規定の適用については、組合員期間でなかつたものとみなす。

6 脱退一時金について第五十一条及び第五十五条の二第二項、附則第二十五条の四第二項及び第五项並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。」に改める。

「第六項第五号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 第百十四条の二の規定は、特例継続組合員については、適用しない。

附則第二十八条の十一の次に次の二条を加える。

(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給)

第二十八条の十三 当分の間、組合員期間が六月以上である日本国籍を有しない者(国民年金の被保険者でないものに限る。)であつて、組合員期間等が二十五年未満である者は、脱退一時金の請求ができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 日本国に住所を有するとき。

二 障害共済年金その他政令で定める給付を受ける権利を有したことのあるとき。

三 最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日(同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなかつた日)から起算して二年を経過しているとき。

四 この法律による年金である給付に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令の適用を受ける者又は当該外国の法令の適用を受けたことがある者であつて政令で定めたものであるとき。

5 前項の請求があつたときは、その請求をした者に脱退一時金を支給する。

3 脱退一時金の額は、その者の組合員期間に応じて、その期間の平均給料月額に次の表に定める率を乗じて得た額とする。この場合において、その者の平均給料月額の計算について、附則第十四条の八の規定は、適用しない。

組合員期間	率
六月以上一二月未満	○・五
一二月以上一八月未満	一・〇
一八月以上二四月未満	一・五
二四月以上三〇月未満	二・〇
三〇月以上三六月未満	二・五
三六月以上	三・〇

4 附則第二十八条の六中「附則第二十条第一項第二号」を「附則第二十条の二第一項第三号(附則第二十条の二第一項第一号」、「附則第二十五条の二第二項第一号」、「附則第二十五条の三第一項及び第四项、附則第二十五条の二第二項第一項及び第五项並びに附則第二十六条第五項第一項及び第五项並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。」に改める。

5 脱退一時金について第五十一条及び第五十五条の二第二項、附則第二十五条の四第二項及び第五项並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。」に改める。

6 脱退一時金の支給を受けたときは、その額の算定の基礎となつた組合員期間は、長期給付に関する規定の適用については、組合員期間でなかつたものとみなす。

7 脱退一時金について第五十一条及び第五十五条の二第二項、附則第二十五条の四第二項及び第五项並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。」に改める。

8 地方公務員等共済組合法の长期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

改める。

第四条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に
関する施行法の一部を次のように改正する。

第三条の六 新法第七十六条の三第二項及び新
第三条の五の次に次の一条を加える。

法第七十六条の四の規定は、第三条から第三条の四の一までの規定に規定する給付のうち

年金である給付について準用する。
第七条第一項中「額の算定の」を削る。

第八条第四項中「附則第二十条第一項第三号の」を「附則第二十条の二第二項第三号(新法附

則第二十条の三第一項及び第四項、新法附則第二十五条の二第二項、新法附則第二十五条の三

第二項及び第五項並びに新法附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下こ

の項において同じ。)の」に、「附則第二十条第一項第三号イ」を「附則第二十条の二第一項第三号

イ」に、「附則第二十条第二項及び」を「附則第二十条の二第三項、新法附則第二十条の三第二項

及び第五項、新法附則第二十五条の二第三項、新法附則第二十五条の三第三項及び第六項、新

法附則第二十五条の六第七項並びに「に、「及び
新法附則第二十三条」を、「新法附則第二十三条

及び新法附則第二十五条の七に、「附則第二十一条第一項第一号」を「附則第二十条の二第二項第

一號(新法附則第二十条の三第一項及び第四項、新法附則第二十五条の二第一項、新法附則

第二十五条の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六条第五項においてその例による場合

を含む。)に改める。

項」を「附則第二十条の二第三項、新法附則第一十条の三第二項若しくは第五項、新法附則第一

十五条の二第三項、新法附則第二十五条の三第三項若しくは第六項、新法附則第二十五条の四

第三項若しくは第六項、新法附則第二十五条の六第七項若しくは第九項」に改め、同項第二号

第三項、新法附則第二十条の三第二項若しくは第六項、新法附則第二十五条の三第三項若しくは第六項、新法附則第二十五条の四第三項若しくは第六項、新法附則第二十五条の四第三項若しくは第六項、新法附則第二十五条の六第七項若しくは第九項に、「附則第二十条第一項第一号」を「附則第二十条の二第二項第一号(新法附則第二十条の三第一項及び第四項、新法附則第二十五条の二第二項、新法附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十五条の四第二項及び第五項においてその例による場合を含む。次項において同じ。)」に、「又は同号に規定する金額に係る新法附則第二十六条第五項」を「若しくは新法附則第二十五条の六第一項に規定する繰上げ調整額又は新法附則第二十六条第五項においてその例によるものとされた同号に規定する金額に係る同項」に改め、同条第一項中「附則第二十条第一項第一号」を「附則第二十条の二第二項第一号」に、「又は同号に規定する金額に係る新法附則第二十六条第五項」を「若しくは新法附則第二十五条の六第一項に規定する繰上げ調整額又は新法附則第二十六条第五項においてその例によるものとされた同号に規定する金額に係る同項」に改める。

第十六条中「附則第十九条第一項」を「附則第十九条」に、「同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることなくして六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」とし、同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達した者」とあるのは「退職した者」を「同條第一号中「六十歳以上である」とあるのは、「退職している」に改める。

第十八条及び第十九条中「附則第二十条」を「附則第二十条の二第二项、新法附則第二十五条の三第二项及び第五项、新法附則第二十五条の二第二项、新法附則第二十五条の三第三项及び第六项、新法附則第二十五条の四第三项及び第

第六項並びに新法附則第二十五条の六第七項及び第九項に改める。

第四十八条第三項中「附則第二十条第一項第三号の」を「附則第二十条の二第一項第二号(新法附則第二十条の三第一項及び第四項、新法附則第二十五条の二第一項、新法附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。)」に、「附則第二十条第一項第三号イ」を「附則第二十条の二第二項第三号イ」に、「附則第二十条第二項及び」を「附則第二十条の二第三項、新法附則第二十五条の二第三項及び第六項、新法附則第二十五条の六第七項並びに」に、「及び新法附則第二十三条」を「新法附則第二十三条及び新法附則第二十五条の七」に改める。

第四十九条中「附則第十九条第一項」を「附則第十九条」に、「同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることなくして六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」と、同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後六十歳に達した者」とあるのは「退職した者」を「同条第一号中「六十歳以上である」とあるのは、「退職している」に改める。

第五十一条中「附則第二十条」を「附則第二十条の二第三項、新法附則第二十条の三第一項及び第五項、新法附則第二十五条の二第三項、新法附則第二十五条の三第三項及び第六項、新法附則第二十五条の四第二項及び第八項並びに新法附則第二十五条の二第一項、新法附則第二十五条の六第七項及び第九項」に改める。

第五十五条第三項中「附則第二十条第一項第三号の」を「附則第二十条の二第一項第三号(新法附則第二十条の三第一項及び第四項、新法附則第二十五条の二第一項、新法附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。)」に、「附則第二十条第一項第三号イ」を「附則第二十条の二第二項第三号イ」に、「附則第二十条第二項及び」を「附則第二十条の二第三項、新法附則第二十五条の二第三項及び第六項、新法附則第二十五条の六第七項及び第九項」に改める。

の三第一項及び第五項並びに新法附則第二十六
条第五項においてその例による場合を含む。以
下この項において同じ。」に、「附則第二十条
第一項第三号イ」を「附則第二十条の二第一項第
三号イ」に、「附則第二十条第二項及び」を「附
則第二十条の二第三項、新法附則第二十条の三第
二項及び第五項、新法附則第二十五条の二第三
項、新法附則第二十五条の三第三項及び第六
項、新法附則第二十五条の六第七項並びに」
に、「及び新法附則第二十三条」を、「新法附則
第二十三条及び新法附則第二十五条の七」に、
「附則第二十条第一項第一号」を「附則第二十条
の二第二項第一号」(新法附則第二十条の三第一
項及び第四項、新法附則第二十五条の二第二
項、新法附則第二十五条の三第一項及び第五項
並びに新法附則第二十六条第五項においてその
例による場合を含む。)に改める。

条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。」に、「附則第二十一条第一項第三号イ」「附則第二十二条の二第二项第三号イ」に、「附則第二十条第一項及び」を「附則第二十二条の二第三項、新法附則第二十条の三第二项及び第五项、新法附則第一十五条の二第三项及び第六项、新法附则第二十五条的六第七项並びに」に、「及び新法附則第二十三条を」「新法附則第二十三条及び新法附則第二十五条の七」に、「附則第二十条第一号」を「附則第二十二条第一項第一号」に改める。

「附則第二十二条第一項第一号」に改める。

「附則第二十二条第一項第一号」に改める。

「附則第十七条第一項第一号中「昭和十四年四月一日」を「昭和九年四月一日」に、「二万八千二百円」を「三万三千百円」に改め、同項第二号中「五万六千四百円」を「六万六千二百円」に改め、同項第三号中「八万四千六百円」を「九万九千四百円」に改め、同項第四号中「十一万二千八百円」を「十三万二千五百円」に改め、同項第五号中「十四万五千円」を「十六万五千六百円」に改める。

「附則第十九条第四项中「四百一十月」を「四百四十四月」に改める。

「附則第二十六条に次の一項を加える。

3 前項の規定により新共済法による年金とみなされた障害年金の受給権者について新共済法第九十七条の規定を適用する場合においては、同条第一号中「障害等級に該当する程度の障害の状態(以下この条)とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法別表第三の上欄に掲げる程度の障害の状態(以下この号)と「障害共済年金」とあるのは「同法の規定による障害年金(他の法令の規定により当該障害年金とみなされたものを含む。)」とする。

附則第十九条の見出し中「改定」を「改定等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 障害年金を受ける権利は、障害年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 旧共済法の障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった者が六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において旧共済法の障害等級に該当することなく三年を経過していないときを除く。

三 旧共済法の障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して旧共済法の障害等級に該当することなく三年を経過したとき。ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

2 新共済法第七十六条の三及び第七十六条の四の規定は、旧共済法による年金について準用する。

附則第十条第五项中「新共済法第七十六条の下に「新共済法第七十六条の二」を加える。

附則第十三条第一項及び第二项中「並びに附則第二十六条第一項」を「附則第二十六条第一项」に改め、「第十一项」の下に「並びに附則第二十八条の十三第一項」を加え、同条第三項から第五项までの規定中「及び附則第十九条」を「附則第十九条及び附則第二十八条の十三第一項」に改める。

附則第五十五条第一项中「十二万八千円」を「十四万九千六百円」に、「二十二万四千円」を「二十六万一千八百円」に改める。

附則第六十一条第一項第一号を次のように改める。

「一千七百二十円」を「七十三万一千二百八十円」に、

附則第二条第八号中「作成する」の下に「年平

均の」を加える。

「附則第十六条第一項第一号中「一千三百八十八円」を「一千六百二十五円」に、「四百一十月」を「四百四十四月」に改め、同条第一项中「一千三百八十八円」を「一千六百二十五円」に改め、同条第三项中「一千三百八十八円」を「一千六百十五円」に、

「附則第十七条第一項第一号中「六十二万四千七百二十円」を「六十二万四千七百二十円」に、

「附則第十九条第一号」を次のように改める。

一 七十三万一千二百八十円

「三万一千一百三十六円」を「三万六千五百六十四円」に改める。

「附則第四十六条第一項第一号及び第四十七条第一项第一号」を次のように改める。

附則第七十六条第一项中「三万一千二百三十六円」を「三万六千五百六十四円」に改める。

「附則第四十八条第一项第一号中「六十二万四千七百二十円」を「七十三万一千二百八十円」に、

「三万一千一百三十六円」を「三万六千五百六十四円」に改め、同条第二项中「六十二万四千七百二十円」を「七十三万一千二百八十円」に改める。

「附則第四十九条の見出し中「改定」を「改定等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 障害年金を受ける権利は、障害年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 旧共済法の障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった者が六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において旧共済法の障害等級に該当することなく三年を経過していないときを除く。

三 旧共済法の障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して旧共済法の障害等級に該当することなく三年を経過したとき。ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

2 新共済法第七十六条の三及び第七十六条の四の規定は、旧共済法による年金について準用する。

附則第十条第五项中「新共済法第七十六条の下に「新共済法第七十六条の二」を加える。

附則第十三条第一項及び第二项中「並びに附則第二十六条第一项」を「附則第二十六条第一项」に改め、「第十一项」の下に「並びに附則第二十八条の十三第一項」を加え、同条第三项から第五项までの規定中「及び附則第十九条」を「附則第十九条及び附則第二十八条の十三第一项」に改める。

附則第五十五条第一项中「十二万八千円」を「十四万九千六百円」に、「二十二万四千円」を「二十六万一千八百円」に改める。

附則第六十一条第一项第一号を次のように改める。

「一千七百二十円」を「七十三万一千二百八十円」に、

附則第二条第八号中「作成する」の下に「年平

(号外)

附則第十四条第一項中「及び附則第二十条第
三項第三号」を「及び附則第二十条の二第二項第
三号(新井済法附則第二十一条の三第一項及び第
四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十六
五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六
条第五項においてその例による場合を含む。以
下この項において同じ。」に、「附則第二十条第
一項第三号イ」を「附則第二十条の二第二項第
二号イ」に、「附則第二十条第二項及び」を「附則第
二十一条の二第三項、附則第二十条の三第一項及
び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第
二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五
条の六第七項並びに」に、「及び附則第二十三
条」を「、附則第二十三条及び附則第二十五条の
七」に改める。

第一項第一号を「附則第二十条の二第一項第一号」に改め、同条第五項中「附則第二十条の二第一項第一号」を「附則第二十五条の二第二項及び附則第一号」に改め、「附則第二十五条の二第二項及び附則第二十六条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第一号」に改める。

附則第十七条第一項中「附則第二十条第一項及び附則第二十六条第六項において準用する場合を含む」を「附則第二十条の二第三項、附則第二十二条の三第一項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の四第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項及び第九項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ」と、「又は附則第二十条第二項」を「又は附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第一項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条第六項、附則第二十五条の四第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項及び第九項若しくは附則第二十五条の六第七項及び第九項」に改め、同条第一項中「第八十条第一項(新共済法附則第二十条第二項及び附則第二十六条第一項)」に、「新共済法第八十条第一項(新共済法附則第二十条第二項及び附則第二十六条第一項)」を「同条第一項(新共済法附則第二十条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の四第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項及び第九項並びに」に改める。

2 一項の次に次の一項を加える。
前項の規定にかかわらず、退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数と退職共済年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数とを合算した月数が五百四十月以上であるときは、新共済法附則第二十一条の二第五項の規定の適用については、その者は、退職共済年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間が四十五年以上である者であるものとみなす。

附則第二十一条第一項中「第八十条(新共済法附則第二十条第一項及び附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。)及び附則第二十五条の二第一項、附則第二十五条の二第二項(新規第二十五条の二第一項、附則第二十五条の三第一項及び第五项、附則第二十五条の四第二項及び第五项並びに附則第二十六条第五项においてその例による場合を含む。)附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第三项、附則第二十五条の二第三项、附則第二十五条の四第三项及び第六项、附則第二十五条の六第七项第三项及び第六项、附則第二十五条の六第七项及び第九项並びに附則第二十六条第六项」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(退職共済年金の支給停止の特例)

第二十一条の一 新共済法附則第十九条の規定による退職共済年金(当該退職共済年金に係る新共済法附則第二十二条の二第一项第一号(新共済法附則第二十条の三第一项及び第四项、附則第二十五条の二第一项、附則第二十五条の三第二项及び第五项、附則第二十五条の六第七项

の四第一項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。)に規定する金額が当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した附則第十六条第二項第二号に規定する金額を超えるものに限る。)に係る新共済法附則第二十一条並びに附則第二十五条の五第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、当分の間、新共済法附則第二十一条中「当該退職共済年金に係る附則第二十条の二第一項第一号に掲げる金額」とあるのは「当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第二百八号)附則第十六条第一項第一号に掲げる金額(新共済法附則第二十五条の五第一項、第三項及び第四項において「基礎年金相当部分の額」という。)と、新共済法附則第二十五条の五第一項中「当該退職共済年金に係る附則第二十条の二第一項第一号に掲げる金額」とあるのは「基礎年金相当部分の額」と、同条第三項及び第四項中「附則第二十条の二第一項第一号」とあるのは「基礎年金相当部分の額」とする。

附則第二十二条中「前二条」を「附則第十九条から前条まで」に改める。

附則第三十条第六項中「第七十六条、」を「第七十六条及び第七十六条の二並びに」に改めれる。

附則第三十五条第三項中「附則第二十条第一項第三号」を「附則第二十条の二第一項第三号(新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第一項、附則第二十五

五項においてその例による場合を含む。)に規定する金額が当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した附則第十六条第二項第二号に規定する金額を超えるものに限る。)に係る新共済法附則第二十一条並びに附則第二十五条の五第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、当分の間、新共済法附則第二十一条中「当該退職共済年金に係る附則第二十条の二第一項第一号に掲げる金額」とあるのは「当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第二百八号)附則第十六条第一項第一号に掲げる金額(新共済法附則第二十五条の五第一項、第三項及び第四項において「基礎年金相当部分の額」という。)と、新共済法附則第二十五条の五第一項中「当該退職共済年金に係る附則第二十条の二第一項第一号に掲げる金額」とあるのは「基礎年金相当部分の額」と、同条第三項及び第四項中「附則第二十条の二第一項第一号」とあるのは「基礎年金相当部分の額」とする。

附則第二十二条中「前二条」を「附則第十九条から前条まで」に改める。

附則第三十条第六項中「第七十六条、」を「第七十六条及び第七十六条の二並びに」に改めれる。

附則第五十九条の次に次の二条を加える。
 (遺族年金の失権等)
 第五十九条の二 旧共済法第一条第三項及び第九十六条第五号の規定は、遺族年金についてなおその効力を有する。この場合において、旧共済法第二条第三項中「十八歳未満で」とあるのは「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあって」と、旧共済法第九十六条第五号中「十八歳に達した」とあるのは「十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した」と読み替えるものとする。
 附則第一百四条第二項を次のように改める。
 附則第二十二条中「前二条」を「附則第十九条から前条まで」に改める。

附則第三十条第六項中「第七十六条、」を「第七十六条及び第七十六条の二並びに」に改めれる。

附則第三十五条第三項中「附則第二十条第一項第三号」を「附則第二十条の二第一項第三号(新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第一項、附則第二十五

五項においてその例による場合を含む。)に規定する金額を超えるものに限る。)に係る新共済法附則第二十一条並びに附則第二十五条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十六条第五項に規定する場合を含む。以下この条においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。)に、「附則第二十条第一項第三号イ」を「附則第二十条の二第二項第三号イ」に改める。

附則第五十九条の次に次の二条を加える。
 (遺族年金の失権等)
 第五十九条の二 旧共済法第一条第三項及び第九十六条第五号の規定は、遺族年金についてなおその効力を有する。この場合において、旧共済法第二条第三項中「十八歳未満で」とあるのは「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあって」と、旧共済法第九十六条第五号中「十八歳に達した」とあるのは「十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した」と読み替えるものとする。
 附則第一百四条第二項を次のように改める。
 附則第二十二条中「前二条」を「附則第十九条から前条まで」に改める。

附則第三十条第六項中「第七十六条、」を「第七十六条及び第七十六条の二並びに」に改めれる。

附則第三十五条第三項中「附則第二十条第一項第三号」を「附則第二十条の二第一項第三号(新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第一項、附則第二十五

五項においてその例による場合を含む。)に規定する金額を超えた金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。
 一 その者の基準給与月額(各年の一月から九月までにあつては当該前年の六月、各年の十月から十二月までにあつては当該年の六月におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に新共済法第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。)と当該退職年金の額のうちその算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した新共済法附則第二十条の二第二項の規定、新施行法第十一条の二第二項の規定、新施行法第十一条の二第二項第三号イに相当する金額に相当する金額を除く。)の百分の八十に相当する金額(以下この項において「在職中支給基本額」という。)を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が二十〇万円以下である場合 在職中支給基本額に相当する金額
 二 基本月額が二十〇万円を超えて、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円以下の場合は、その者の基準給与月額から十
 七万円を控除して得た金額
 附則第一百五条第一項及び第一百七条第一項中「附則第二十条第一項及び附則第二十四条第一項」を「附則第二十条の二第二項及び附則第二十
 四条第一項(新共済法附則第二十条の二第二項の規定により算定した額に新共済法附則第二十条第一項に規定する特例加算額を加算する場合に限る。)」に、「附則第二十条第二項」を「附則第二十条の二第二項」に改める。
 附則第一百八条第二項を次のように改める。
 2 前項の規定にかかるわらず、障害年金の受給権者が六十歳以上である者に限る。)が組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、その期間について、退職年金の額のうち、当該各号に定められる金額に新共済法第八十条第一項の規定及び附則第十七条の規定の例により算定した加給

改正前の法附則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者は、改正共済法附則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者とみなす。

(法による年金である給付の額等に関する経過措置)

第四条 平成六年九月分以前の月分の法による年金である給付の額及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年改正法」という。)附則第九十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付の額については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の法第九十八条の規定は、施行日以後に給付事由が生じた法による障害一時金の額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

(掛金の標準となる給料に関する経過措置)

第五条 第一条の規定による改正後の法第一百四十四条及び附則第三十三条の規定は、平成六年十一月分以後の掛金の標準となる給料について

(施行日の属する月) 同年九月分以前の掛金の標準となる給料については、なお従前の例による。

(退職共済年金の額の算定に関する経過措置)

第六条 昭和九年四月一日以前に生まれた者に対する第一条の規定による改正後の法附則第二十一条第一項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百四十四月」とあるのは、「四百四十四月(昭和九年四月一日以前に生まれた者のうち、地方公務員等共済組合法等の一部を

改正する法律(昭和六十年法律第百八号)附則第十六条第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者については四百一十月、

同項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者については四百三十二月」とする。

2 昭和九年四月一日以前に生まれた者に対する第五条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十六条第一項第一号及び第十九条第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「四百四十四月」とあるのは、「四百四十

四月(昭和九年四月一日以前に生まれた者のうち、昭和四年四月一日以前に生まれた者又は施行日に六十歳以上である者等に該当する者以外の者については四百三十一月」とする。

(組合員である間の退職共済年金等の支給停止の特例に関する経過措置)

3 昭和九年四月一日以前に生まれた者に対する第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三条规定の適用については、当分の間、同項中「三十七年」とあるのは、「三十七年(昭和九年四月一日以前に生まれた者のうち、昭和四年四月一日以前に生まれた者又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)附則第十六条第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者については三十五年、同月一日以後に生まれた者又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)附則第十六条第一項若しくは第九十二条第二項又は第六条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第四条第二項若しくは第一百八条第一項第二項若しくは第一百八条第二項又は第六条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第四条第二項若しくは第一百八条第二項又は第六条の規定により算定した支給の停止を行わないこととされる金額が、それぞれ第二条の規定による改正前の法第八十一条第二項若しくは第九十二条第二項又は第六条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第四条第二項若しくは第一百八条第二項又は第六条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第四条第二項若しくは第一百八条第二項又は第六条の規定により算定した支給の停止を行わないこととされる金額が、それと同様に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者については三十五年、同月一日以後に生まれた者又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)附則第十六条第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者については三十六年」とする。

改正共済法附則第二十条の二第一項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百四十四月」とあるのは、「四百四十四月(昭和九年四月一日以前に法による障害共済年金を受ける権利を有する者等に該当する者については四百三十一年」とする。

六十年法律第百八号)附則第十六条第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者等に該当する者については四百三十一年」とする。

2 平成六年十月一日前に法による障害共済年金を受ける権利を有していいたことがある者(施行日における障害共済年金の支給に関する経過措置)

3 平成六年十月一日前に法による障害共済年金を受ける権利を有する者(施行日における障害共済年金の支給に関する経過措置)

4 平成六年十月一日前に法による障害共済年金を受ける権利を有していいたことがある者(施行日における障害共済年金の支給に関する経過措置)

(以下この条において「旧停止解除額」という。)より少ないときは、旧停止解除額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

(障害共済年金の支給に関する経過措置)

2 平成六年十月一日前に法による障害共済年金を受ける権利を有していいたことがある者(施行日における障害共済年金の支給に関する経過措置)

3 平成六年十月一日前に法による障害共済年金を受ける権利を有していいたことがある者(施行日における障害共済年金の支給に関する経過措置)

4 平成六年十月一日前に法による障害共済年金を受ける権利を有していいたことがある者(施行日における障害共済年金の支給に関する経過措置)

までの間に、法第八十四条第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

3 前二項の請求があつたときは、法第八十四条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害共済年金を支給する。
(雇用保険法による基本手当等との調整に関する経過措置)

第九条 改正共済法附則第二十六条の二〇及び第二十六条の三
は、改正共済法附則第十九条又は第二十六条の規定による退職共済年金(その受給権者が、平成八年四月一日前にその権利を取得したものに限る。)については、適用しない。

12 改正共済法附則第二十六条の三の規定は、改正共済法附則第十九条又は第二十六条の規定による退職共済年金(その受給権者が、平成九年四月一日前にその権利を取得したものに限る。)については、適用しない。

(脱退一時金に関する経過措置)

第十一条 改正共済法附則第二十八条の十三の規定は、この法律の公布の日において日本国内に住所を有しない者(同日において国民年金の被保險者であった者及び同日以後国民年金の被保險者となつた者を除く。)については、適用しない。

2 この法律の公布の日から平成七年三月三十一日までの間に、最後に国民年金の被保險者の資格を喪失した日(同日において日本国内に住所を有していた者にとっては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなつた日)がある者(同年四月一日において国民年金の被保險者となつた者及び同日以後国民年金の被保險者となつた者)

者を除く。)について改正共済法附則第二十八条の十三第一項の規定を適用する場合においては、同条第一項第三号中「最後に国民年金の被保險者の資格を喪失した日(同日において日本国内に住所を有していた者については、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなつた日)」とあるのは、「平成七年四月一日」とする。

(罰則に関する経過措置)
第十一条 二の法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第十二条 附則第一条から前条までに定めるものほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

(所得税法の一部改正)

第十三条 所得税法(昭和四十年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項第九号中「掛金」の下に「(特別掛金を含む。)」を加える。

審査報告書

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

施行日
平成六年十一月二日

議院運営委員長 小川 仁一
参議院議長 原 文兵衛殿

一、委員会の決定の理由
要領書
本法律案は、昭和五十年三月三十一日以前に

退職した国会議員等の互助年金の基礎歳費月額を六十八万円に、納付金及び互助年金の基礎となる歳費月額を百三万円に、また、納付金率を百一十八万円を「千一百四十四万円」に、「九百六十四万円」を「九百七十一万円」に、「一千一百一十八万円」を「一千一百四十四万円」に、「九百六十六万円」を「九百七十一万円」に、「千四百九十二万円」を「千五百十六万円」に、「九十二万四千円」を「九十五万二千円」に、「千七百五十六万円」を「千七百八十八万円」に、「百九十八万円」を「二百四万円」に、「三百十六万八千円」を「三百一十六万四千円」に改める。

第十六条及び第十九条の二中「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律」を「歳費法」に改める。

第十二条第一項中「百分の九・九」を「百分の十」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「予想額」の下に並びに前項に規定する納付金の額を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 国会議員は、前項に規定する納付金のほか、歳費法第十一條の二から第十一條の四までの規定による期末手当を受ける月につき、当該期末手当の額(その額に千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額)の千分の五に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

附則第十項中「平成二年七月一日以後」を「平成二年七月一日から平成六年十一月三十日までの間」に、「同年六月三十日」を「平成二年六月三十日」に改める。

第十五条第一項及び第一項中「六十歳」を「六十五歳」に改める。

第五条第二項及び第三項ただし書中「六十歳」を「六十五歳」に改める。

第十条の二第三項中「納付金」の下に「(第二十一条)」を加え、同項の規定による納付金を除く。」を加える。

附則第十項中「平成二年七月一日以後」を「平成二年七月一日から平成六年十一月三十日までの間」に、「同年六月三十日」を「平成二年六月三十日」に改める。

附則第二十七項を附則第二十八項とし、附則第十二項から附則第二十六項までを一項ずつ繰り下げる。

附則第十一項中「第二十三條」を「第二十三條第一項」に、「同条第一項」を「同項」に、「九十八万九千円」を「百三万円」に改め、同項を附則第十一項とし、附則第十項の次に次の一項を加える。

11 平成六年十二月一日以後に退職し、若しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金については、当分の間、第九条第二項中「退職当時の議員の歳費年額」とあるのは、「一千二百三十六万円」とする。ただし、同年十一月三十日以前における議員の歳費年額(附則第九項本文又は前項本文の規定の適用がある場合は、これらの規定に規定する額)を基礎としてその年額が計算される互助年金については、この限りでない。

附則に次の二項を加える。

(昭和五十年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額の特例)

29 昭和五十年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金については、平成六年十二月分以降、その年額を、八百十六万円を退職又は死亡当時の歳費年額とみなし、この法律の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(職権改定)

30 前項の規定による互助年金の年額の改定は、恩給法第十二条に規定する局長が受給者の請求を待たずに行う。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成六年十二月一日から施行する。ただし、第二十三条第一項の改正規定及び同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項

を加える改正規定は平成七年四月一日から、第十五条の二第一項の改正規定(昭和二十二年法律第八十号)の下に「以下「歳費法」という。」を加える部分を除く。及び附則第五項の規定は同年七月一日から施行する。

(普通退職年金の停止等に関する経過措置)

2 この法律の施行前に国会議員であった者(この法律の施行の際現に国会議員であった者)にかかる普通退職年金を受ける権利の時効に關しては、改正後の国会議員互助年金法(以下「新法」という。)第五条第一項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項に規定する者に係る普通退職年金の年齢による支給の停止に關しては、新法第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 次の表の上欄に掲げる者附則第二項に規定する者を除く。について新法第五条第一項及び第三項並びに第十五条第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「六十五歳」とあるのは、同表の下欄に掲げる年齢に、それぞれ読み替えるものとする。

昭和二十年四月一日以前に生まれた者	六十二歳
昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和二十二年四月一日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

5 新法第十五条の二の規定は、平成七年七月分以後の普通退職年金について適用し、同年六月分以前の普通退職年金の高額所得による停止に

ついては、なお従前の例による。

6 新法附則第二十九項の規定の適用を受ける者に係る平成六年十二月分から平成七年六月分までの普通退職年金に関する国会議員互助年金法第十五条の二の規定の適用については、同項の規定による改定を行わないとした場合に受けけることとなる普通退職年金の年額に相当する額をもつて普通退職年金の年額とする。

官 報 (号 外)

平成六年十一月二日 参議院会議録第六号(その二)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第三、四号の発送は都合により後日とな
るため、第六号を先に発送しました。)

発行所	千一〇五 東京都港区虎ノ門
大藏省印刷局	千百二番四号
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 (税込一円四十二円)
別	配送料